

情報公開・個人情報保護制度施行状況報告書

(平成 24 年度)

春 日 井 市

目 次

第 1 制度のあらまし	1
第 2 情報公開制度の施行状況	8
第 3 個人情報保護制度の施行状況	13
第 4 情報提供制度の施行状況	14
第 5 会議公開制度の施行状況	15
資料 1 平成 24 年度情報公開実施状況一覧表	16
資料 2 平成 24 年度個人情報保護実施状況一覧表	33
資料 3 平成 24 年度会議公開実施状況一覧表	37
資料 4 平成 24 年度情報公開・個人情報保護審査会答申	40

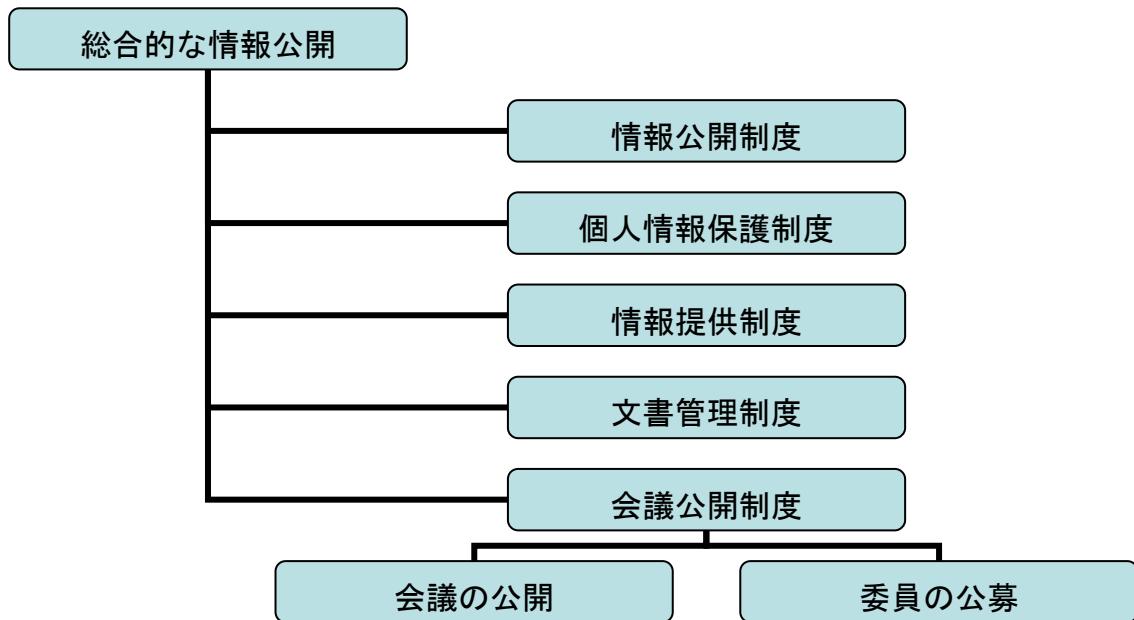
第1 制度のあらまし

当市では、春日井市情報公開条例に基づき、市民の行政への参画の促進と開かれた市政の実現をめざして、総合的な情報公開の推進に努めています。

総合的な情報公開の推進とは、公文書の開示を行うだけでなく、情報提供、会議公開等を整備充実することにより市が保有する情報の公開を総合的に進めていくもので、おおむね次の制度があげられます。

- (1) 情報公開制度 市民からの開示請求に応じて公文書の開示を行う制度
- (2) 個人情報保護制度 自分の情報を確認する権利や適正な個人情報の取扱いを定める制度
- (3) 情報提供制度 市政に関する情報を積極的に市民に提供する制度
- (4) 文書管理制度 文書管理システム等により適正な文書の管理を行う制度
- (5) 会議公開制度 会議の公開や公募による委員の選出を実施する制度

【総合的な情報公開のイメージ】



1 情報公開制度

当市では、春日井市情報公開条例を平成 12 年 9 月 29 日に公布し、平成 13 年 4 月 1 日から施行しています。

情報公開制度とは、市民等からの請求により、公文書を公開する制度です。条例の概要は、次のとおりです。

(1) 目的

市民の知る権利を尊重し、公文書の開示を請求する権利を明らかにするとともに、総合的な情報公開を推進します。

また、市の行政運営の公開性の向上と公正の確保を図ることにより、行政活動を市民に説明する責任を果たし、市民の行政への参画の促進と開かれた市政の実現をめざしています。

(2) 実施機関

情報公開を実施する機関は、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、消防長及び議会です。

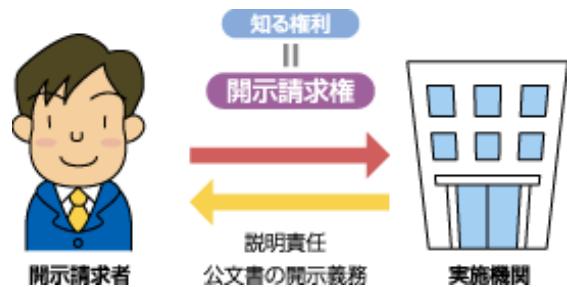
(3) 対象文書

対象となる公文書は、実施機関の職員が平成 13 年 4 月 1 日（施行日）以後に職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録で、職員が組織的に用いるものとして、保有しているものです。また、施行日前の公文書も申出があれば、応じていきます。

(4) 請求できる方

市内に在住、在勤又は在学の方、市内に事務所又は事業所がある法人その他の団体、市と具体的利害関係がある方や法人その他の団体の方が請求できます。また、上記以外の人からも申出があれば、応じていきます。

【情報公開制度のイメージ】



(5) 公文書の開示義務

公文書は原則公開ですが、条例第 7 条の各号に掲げる不開示情報に該当する次の場合には不開示となります。

法令秘情報（1号）	法令や条例で不開示とされている情報
個人情報（2号）	個人識別情報、個人の正当な権利利益を害するおそれがある情報
法人情報（3号）	法人などの正当な利益を害するおそれがある情報など
公共安全情報（4号）	犯罪の予防など公共の安全を害するおそれがある情報
国等協力関係情報（5号）	国等との協力関係又は信頼関係が損なわれると認められる情報
審議検討情報（6号）	審議検討等の情報で特定の者に利益を与えるおそれがあるものなど
事務事業情報（7号）	事務・事業の情報で適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

(6) 開示請求の手続

- ア 開示の決定等は、原則、請求があった日から起算して 15 日以内に行います。
- イ 公文書に第三者に関する情報が記載されているときは、この第三者に意見書を提出する機会を付与できます。

(7) 不服申立て

開示決定等に不満があるときは、実施機関に対して不服申立てをすることがあります。実施機関は、第三者機関である情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その答申を尊重して裁決又は決定を行います。

(8) その他

- ア 公文書の検索資料を作成し、情報公開の受付窓口に設置します。
- イ 市が一定の出資をしている法人等に対し、この条例の趣旨に基づき出資法人等が保有する情報を公開するよう協力を要請します。

2 個人情報保護制度

当市では、春日井市個人情報保護条例を平成14年9月30日に公布し、平成15年4月1日から施行しています。

個人情報保護制度とは、個人の人格尊重の理念に基づき、プライバシーを始めとする個人の権利利益の保護を図るため、自分の個人情報の内容を確認する権利や個人情報の適正な取扱いの基本原則などを定める制度です。

条例の概要は、次のとおりです。

(1) 目的

ア 個人の権利・利益の保護

個人の人格尊重の理念に基づき、プライバシーを始めとする個人の権利・利益の保護を図ること。

イ 個人情報の適正な取扱いの確立

本人取得の原則、利用・提供の制限、安全確保など個人情報の適正な取扱いの基本原則を定めること。

ウ 自分の情報を確認する権利の保障

自分の個人情報の公開、訂正、利用の停止などを求めることができる権利を保障すること。

(2) 個人情報の定義

個人に関する情報で、氏名、生年月日その他の記述などにより特定の個人を識別することができるものです。

(例) 氏名、住所、電話番号、メールアドレス、生年月日、職業、役職、収入、財産、口座情報、成績、健康状態、信教、趣味、意見や苦情内容、など

(3) 個人情報の適正な取扱いの基本原則

ア 保有の制限

個人情報は、必要な場合に限り、利用目的を特定して取り扱います。

イ 適正で適法な方法による取得

個人情報は、適正で公正な手段で取得します。

ウ 本人取得の原則

個人情報は、原則として本人から取得します。

エ 利用目的の明示

個人情報の利用目的を明らかにします。

オ 思想・信条などに関する情報の取得の制限

思想、信条、信教に関する個人情報や社会的差別の原因となるおそれのある

個人情報は、原則として取得しません。

カ 正確性確保

市が持っている個人情報が事実と合致するよう努めます。

キ 安全確保

個人情報の漏えい、き損の防止など適正な管理をします。

ク 利用・提供の制限

個人情報の利用・提供は、一定の制限をします。

ケ 受領者に対する措置要求

個人情報を提供する場合は、利用制限や安全措置を求めます。

コ 高度情報通信ネットワークによる提供の制限

インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて個人情報を提供するときは、必要な保護措置をとります。

(4) 開示、訂正及び利用停止請求

ア 個人情報の本人開示

市が保有している個人情報について、本人開示の請求ができます。

なお、未成年者又は成年被後見人の法定代理人は本人に代わって、死者の遺族などは一定の死者に関する情報について開示請求することができます。

イ 個人情報の訂正等

開示を受けた自分の個人情報が事実でないときは、事実とその根拠を示して、その個人情報の訂正、追加、削除の請求をすることができます。

ウ 個人情報の利用停止等

開示を受けた自分の個人情報が適法に取り扱われていないことを理由として、利用の停止、消去、提供の停止の請求をすることができます。

(5) 罰則

ア 實施機関の職員等が、正当な理由なく、電子計算機処理に係る個人情報ファイルを提供した場合、処罰されます。

- イ 実施機関の職員等が、保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用した場合、処罰されます。
- ウ 実施機関の職員がその職権を濫用し、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書等を収集した場合、処罰されます。
- エ 開示請求権の適正な行使を担保するため、偽りその他不正の手段により保有個人情報の開示を受けた者に対し、過料を科します。

(6) 民間事業者に対する規制

民間事業者の個人情報の取扱いについて苦情があったときは、市から民間事業者に対し、必要に応じて説明・資料の提出を求め、助言・勧告を行うことができます。

3 総合的な情報公開の推進のための関連制度

(1) 情報提供制度

春日井市情報提供の推進に関する指針を定め、市政に関する情報を積極的に市民に提供するように努めています。

指針では、市政運営の基本方針に関する事項、環境、福祉、健康、防災、教育その他市民生活に密接な関係がある事項など 13 項目について提供すべき事項を定めています。

市役所 2 階の情報コーナーでは、予算・決算書、統計資料、交際費、旅費、食糧費の一覧、審議会の議事録、計画書、報告書などの行政資料の閲覧をすることができます。

(2) 文書管理制度

文書管理制度は、情報公開制度の円滑な運用を図るため、車の両輪にあたる重要な制度です。当市では文書管理システムを導入するとともに、春日井市文書取扱規程に基づき、適正な文書の管理に努めています。

(3) 会議公開制度

春日井市附属機関等の設置等に関する要綱を定め、公募による委員の選出に努めるとともに、附属機関などの会議を原則公開とし、公正で透明性のある市政の推進を図ります。

公開の会議は、広報、ホームページで周知し、どなたでも傍聴いただけます。



第2 情報公開制度の施行状況

1 開示請求件数

平成 24 年度（平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日まで）の公文書の開示請求の件数は、169 件（請求 137 件、申出 32 件）です。

平成 24 年度は、前年度と比較して 24 件減少していますが、1 件あたりに請求される公文書の件数は増加しています。

2 国、地方公共団体

(1) 国、主な都府県

国と主な都府県における平成 19 年度から 23 年度までの開示請求の件数の推移は、図 2 のとおりです。

平成 23 年度については、愛知県における請求件数が大幅に増加しています。

	H19	H20	H21	H22	H23
国	61,089	76,870	72,390	86,034	96,677
大阪府	873	921	1,274	1,708	2,101
愛知県	53,192	102,738	40,930	25,106	37,196
東京都	4,949	5,833	7,311	10,638	11,635

（備考）平成 24 年度の状況は、まだ公表されていない

ため、平成 23 年度までの状況とした。

図 1 本市の請求件数の推移

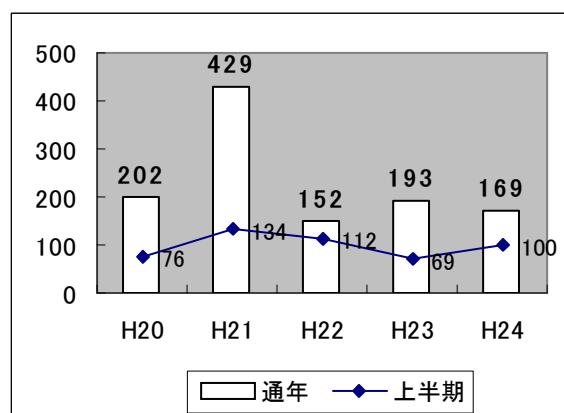
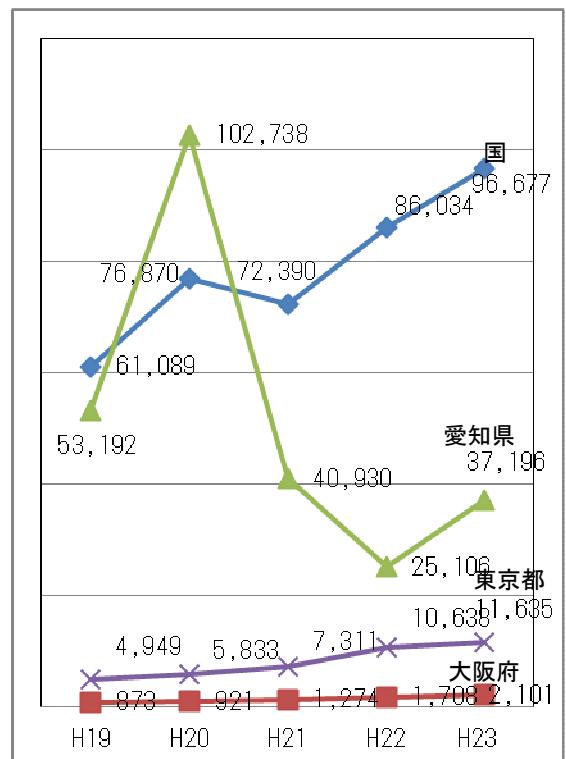


図 2 国等の請求件数の推移

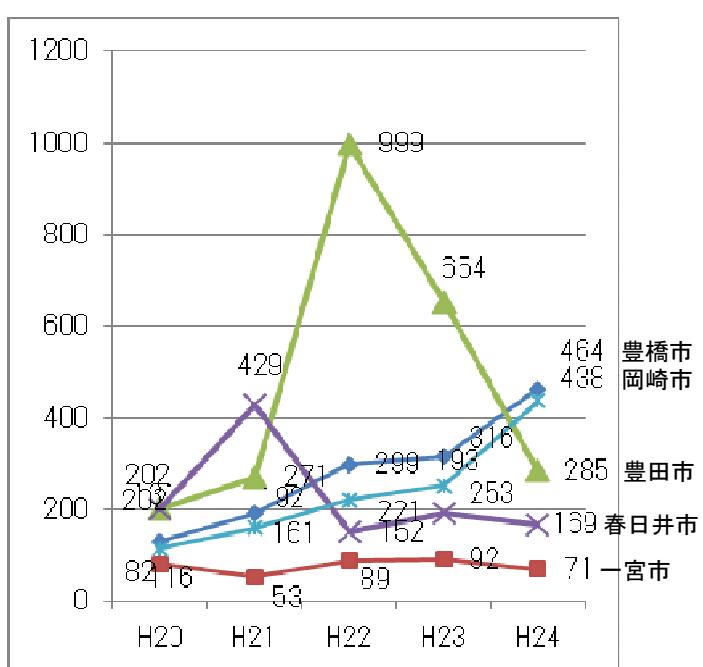


(2) 愛知県内の主な市

県内の主な市における平成 20 年度から 24 年度までの開示請求の件数の推移は、図 3 のとおりです。

	H20	H21	H22	H23	H24
豊橋市	131	192	299	316	464
一宮市	82	53	89	92	71
豊田市	202	271	999	654	285
春日井市	202	429	152	193	169
岡崎市	116	161	221	253	438

図 3 県内市の請求件数の推移



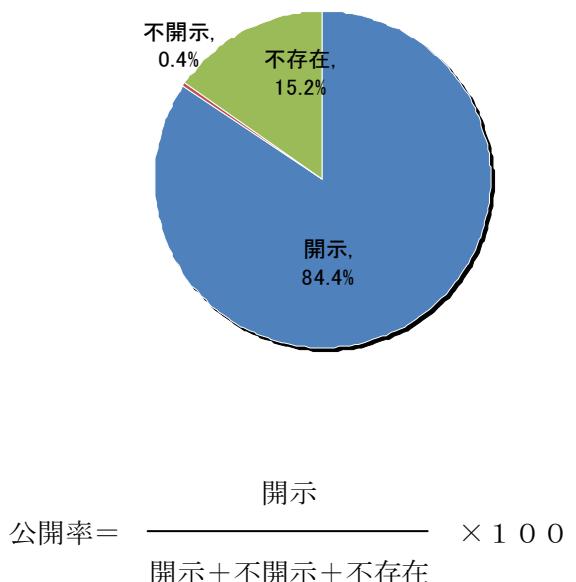
3 開示決定等の件数

平成 24 年度の開示決定等の件数は、次のとおりで、公開率は 84% となっています。

処理区分	件数
開示	205
(うち全部開示)	98
(うち一部開示)	107
不開示	1
不存在	37

※取下げ 3 件

図 4 公開率



4 開示決定等の件数の推移

平成 20 年度から
24 年度までの開示
決定等の件数の推移
は右表のとおりで、
平成 24 年度は、過
去 5 年間で公開率が
もっとも高くなつて
います。

年度	請求 件数	処理状況					公開率
		全部 開示	一部 開示	不開示	不存在	取下げ	
H20	202	43	56	95	17	3	47%
H21	429	64	61	294	48	2	27%
H22	152	64	76	5	53	1	71%
H23	193	94	106	10	36	4	81%
H24	169	98	107	1	37	3	84%

(備考) 請求件数と決定件数が異なるのは、1つの請求で2種類の決定等があることによります。

5 部局別の処理状況

平成 24 年度における部局別の請求件数及び処理状況は、次のとおりです。

部局名	請求 件数	処理状況					
		全部開示	一部開示	不開示	不存在	取下げ	公開率
教育委員会	54	32	30	0	21	0	75%
上下水道部	21	21	15	0	4	0	90%
総務部	19	9	14	1	3	1	85%
まちづくり推進部	16	8	7	0	0	1	100%
環境部	13	8	9	0	1	0	94%
建設部	9	4	5	0	1	0	90%
企画政策部	7	2	7	0	1	0	90%
市民生活部	6	3	2	0	3	1	63%
会計管理者	5	0	5	0	0	0	100%
文化スポーツ部	5	4	3	0	0	0	100%
市民病院事務局	4	2	3	0	1	0	83%
財政部	3	2	1	0	0	0	100%
青少年子ども部	3	2	2	0	1	0	80%
消防本部	2	1	2	0	1	0	75%
議会事務局	1	0	1	0	0	0	100%
健康福祉部	1	0	1	0	0	0	100%
合 計	169	98	107	1	37	3	84%

(備考) 請求件数と決定件数が異なるのは、1つの請求で2種類の決定等があることによります。

6 開示請求の内容別件数の推移

平成 20 年度から
24 年度までの請求
内容の上位 3 をみる
と、教育分野に関する
請求が最も多くを
占めています。

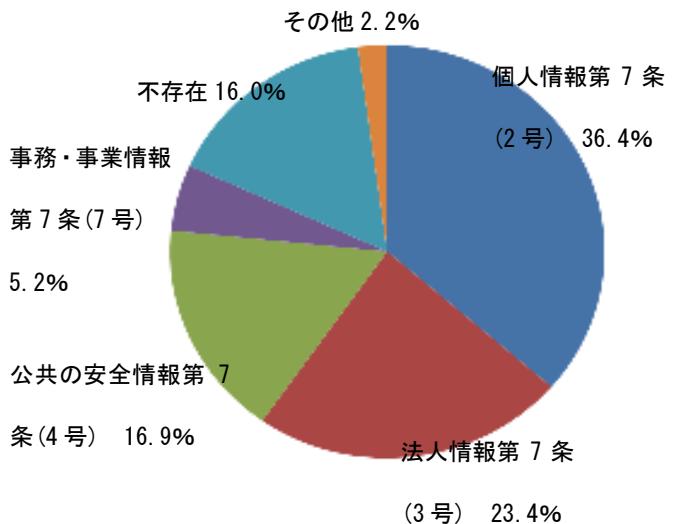
年度	1	2	3
H20	教育委員会 (137件、68%)	建設部 (15件、7%)	総務部 (11件、5%)
H21	教育委員会 (328件、76%)	市民生活部 (31件、7%)	まちづくり推進部 (23件、5%)
H22	教育委員会 (43件、28%)	まちづくり推進部 (20件、13%)	総務部 (13件、8%)
H23	教育委員会 (48件、25%)	総務部 (33件、17%)	まちづくり推進部 (22件、11%)
H24	教育委員会 (54件、32%)	上下水道部 (21件、12%)	総務部 (19件、11%)

7 不開示情報の理由

不開示とした理由は、図 5 のとおりです。

図 5 不開示情報別割合

不開示情報	件数
法令秘情報 第7条(1号)	2
個人情報 第7条(2号)	84
法人情報 第7条(3号)	54
公共の安全情報 第7条(4号)	39
審議・検討情報 第7条(6号)	2
事務・事業情報 第7条(7号)	12
第2条第2号の公文書に該当しない	1
不存在	37
計	231



8 不服申立て・審査会答申の状況

平成 20 年度から 24 年度までの不服申立て・審査会答申状況は下表のとおりです。

平成 24 年度は、市長に対して 1 件、教育委員会に対して 6 件の不服申立てがありました。

答申の詳細は、40 ページ以降及び市のホームページをご覧ください。

年度	不服 申立て 件数	諮詢 された 件数	諮詢され なかつた 件数	処理				未処理	
				決定			取下げ		
				棄却	認容	一部 認容			
H20	2	2	0	1	1	0	0	0	
H21	3	3	0	0	2	1	0	0	
H22	5	5	0	3	0	0	0	2	
H23	3	2	0	0	0	2	0	1	
H24	6	6	0	1	0	0	0	2	
								3	

第3 個人情報保護制度の施行状況

1 開示等請求件数

平成 20 年度から 24 年度までの開示等請求の状況は右表のとおりです。

平成 24 年度の本人開示請求件数は 30 件で、訂正請求、利用停止請求はありませんでした。

年度	開示	訂正	利用停止	合計
H20	12	0	0	12
H21	27	0	0	27
H22	10	0	0	10
H23	13	0	0	13
H24	30	0	0	30

2 開示決定等

平成 20 年度から 24 年度の開示決定等の状況は、下表のとおりです。

年度	請求件数	処理状況						
		全部開示	一部開示	不開示	不存在	不訂正	取下げ	訂正却下
H20	12	8	3	0	2	0	0	0
H21	27	6	12	0	13	0	0	0
H22	10	4	3	0	4	0	0	0
H23	13	7	4	0	9	0	0	0
H24	30	15	12	0	12	0	1	0

(備考) 請求件数と決定件数が異なるのは、1つの請求で2種類の決定等があることによる

3 不服申立て・審査会答申の状況

平成 20 年度から 24 年度までの不服申立て・審査会答申の状況は下表のとおりです。

平成 24 年度は、教育委員会に対して 2 件の不服申立てがありました。

年度	不服申立て件数	諮詢された件数	諮詢されなかつた件数	処理				未処理	
				決定			取下げ	審議中	
				棄却	認容	一部認容			
H20	0	0	0	0	0	0	0	0	0
H21	0	0	0	0	0	0	0	0	0
H22	0	0	0	0	0	0	0	0	0
H23	0	0	0	0	0	0	0	0	0
H24	2	2	0	2	0	0	0	0	0

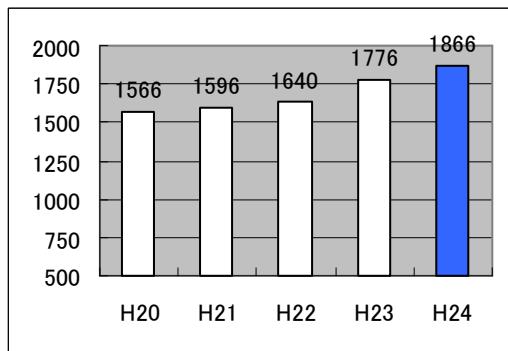
第4 情報提供制度の施行状況

1 行政資料の登録件数

市がとりまとめる統計書、報告書等の各種行政資料を市民の皆さんのが閲覧できるよう市役所2階の情報コーナーに配置しています。

平成20年度から24年度までの行政資料の登録件数の推移は、図6のとおりです。

図6 行政資料の登録件数の推移



2 部局別の登録状況

平成24年度の部局別の登録状況は、右表のとおりです。

行政資料の一覧は、ホームページをご覧ください。

【部局別の登録状況】

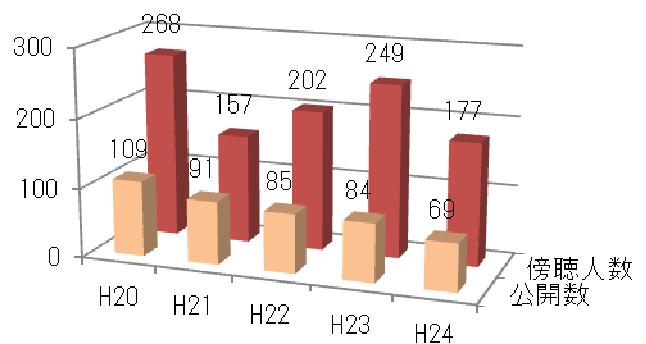
部局名	件数
総務部	277
教育委員会	275
議会事務局	264
健康福祉部	197
企画政策部	137
市民生活部	133
環境部	131
まちづくり推進部	98
産業部	91
文化スポーツ部	87
青少年子ども部	77
上下水道部	34
財政部	27
建設部	12
監査事務局	12
市民病院(事務局)	11
消防本部	3

第5 会議公開制度の施行状況

1 会議公開の実施状況

平成 20 年度から 24 年度までに公開（一部公開を含む）で行われた延べ会議数、傍聴人数の推移は、図 7 のとおりです。

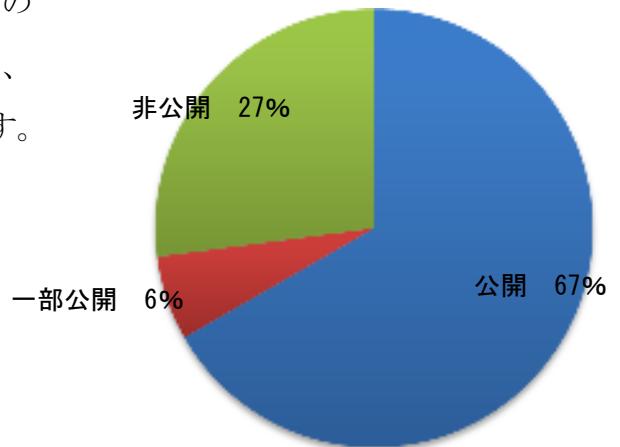
図 7 公開数・傍聴人数の推移



2 公開・非公開の決定状況

平成 24 年度における会議の公開・非公開の決定状況は、70 の附属機関等のうち公開 32、一部公開 3、非公開 13 で、未開催が 22 です。開催した会議のうち、公開率（一部公開を含む。）は、73% です。

図 8 公開・非公開の決定状況



3 非公開の理由

非公開の主な理由は、個人情報を扱うため（表彰審査委員会、障がい程度区分判定審査会、介護認定審査会（合議体）、建築審査会等）、法令又は条例の規定により、会議が非公開とされているため（情報公開・個人情報保護審査会）等となって います。

資料1 平成24年度情報公開実施状況一覧表

整理番号	受付日	区分	担当課等	公文書の名称その他公文書を特定するに足りる事項 (請求の内容)	公文書の名称	開示決定等の通知をした日	開示決定等の内容	開示しないこととした部分	開示しないこととした根拠規定	当該規定を適用する理由	備考
1	4月2日	請求	総務部 情報システム課	総務部情報システム課、平成22年4月1日~24年3月31日迄2年間 物品購入、貯蔵借、リース、レンタル及び、業務委託、全て金額1円から青天井迄で、見積書、請求書、支出命令書、業者名分かる書類の開示請求を致します(支出負担行為決議書)	支出負担行為決議書(平成22年度から平成23年度まで)	4月16日	一部開示	個人の氏名、メールアドレス、印影	条例第7条第2号	個人の氏名が記録されており、特定の個人が識別されるため	
2	4月2日	請求	上下水道部 高蔵寺浄化センター	H18_49、51、52、100、104、19、20、21、101、129、130、99、24、101、87、119、41 ・CoD・NP計の維持管理及び保守に係る書類一式(契約書及び報告書) ・耐震診断委託の成果品一式(高蔵寺浄化センター) ・WDSの資料一式(H18以降) ・悪臭の住民苦情一式 ・平成22年9月の台風の前後何日かの水質及び流量に関するデータ(前後3日間) ・H23年度の有害物質等分析委託に関する書類一式	①産業廃棄物処理計画書の提出について(同) ②産業廃棄物処理計画実施状況報告書について(同) ③平成18年度分析依頼について(同) ④揚水設備を使用している皆様へ ⑤高蔵寺浄化センター有害物質等分析 以下16件	4月16日	全部開示				
3	4月2日	請求	上下水道部 勝西浄化センター	・CoD・NP計の維持管理及び保守に係る書類一式(契約書及び報告書) ・WDSの資料一式(H18以降) ・悪臭の住民苦情一式 ・平成23年9月の台風の前後何日かの水質及び流量に関するデータ(前後3日間) ・H23年度の有害物質等分析委託に関する書類一式	委託契約書(勝西浄化センター計装設備定期点検業務委託 平成18年度)、 委託契約書(勝西浄化センター電気設備定期点検業務委託 平成19年度、平成20年度、平成21年度、平成22年度及び平成23年度) 廃棄物データシート(WDS)、勝西浄化センター水処理日報(平成23年9月17日から9月23日まで)、請負契約書、計量証明書、検査報告書(春日井市浄化センター有害物質等分析)	4月16日	全部開示				
4	4月2日	請求	上下水道部 南部浄化センター	・CoD・NP計の維持管理及び保守に係る書類一式(契約書及び報告書) ・WDSの資料一式(H18以降) ・悪臭の住民苦情一式 ・平成23年9月の台風の前後何日かの水質及び流量に関するデータ(前後3日間) ・H23年度の有害物質等分析委託に関する書類一式	委託契約書(南部浄化センター電気設備定期点検業務委託 平成18年度、平成19年度、平成20年度、平成21年度、平成22年度及び平成23年度) 請書(UV計保守点検業務委託、平成21年度) 廃棄物データシート(WDS)(平成23年度) 放流日報(平成23年9月17日から9月23日まで) 貯蔵契約書(ICP発光分析装置等) 物品購入契約書(超純水製造装置) 計量証明書、検査報告書(春日井市浄化センター有害物質等分析)	4月16日	全部開示				
5	4月4日	請求	環境部 環境保全課	平成23年度に春日井市が実施した一般大気環境の放射線量測定結果に関する文書	放射線測定計画、機器利用(借用)について(依頼)、借用書、測定データ(H23.10.26~28)、環境調査について(同)、環境調査に係る機器の借用について(同)(12月分)、環境調査に係る機器の借用について(同)(1月分)、測定データ(H23.12.20~22、H24.1.4~6)	4月17日	全部開示				
6	4月5日	請求	市民生活部 市民活動支援センター	春日井市市民活動支援センター理想科学ハイスピードカラーブリッジORPHIS HC5500 再レンタルの月額 延長期間 保守月額か年額か何れか 双方の契約書の開示請求を致します	請書(ORPHIS-HC5500の貯蔵貸) 委託契約書(ORPHIS-HC5500の保守点検委託契約)	4月20日	全部開示				
7	4月5日	請求	まちづくり推進部 建築指導課	国土交通大学校の官庁営繕行政研修で配付された資料で残っているもの(建築指導課平成21年度に参加した分)	国土交通大学校 平成21年度 建築指導研修 配付資料	4月13日	全部開示				
8	4月5日	請求	建設部 住宅施設課	国土交通大学校の官庁営繕行政研修で配付された資料で残っているもの(住宅施設課平成22年度参加分)	平成22年度 専門課程 官庁営繕行政研修 配布資料 官庁営繕の主要施策の展開、官庁営繕行政と法制度、官庁営繕の事業評価、顧客満足度、街づくりと官庁施設の整備、環境再生まちづくり、今後の組織運営、工事請負契約について、新たな入札・契約方式への取組み、官庁施設のスマートマネジメント技術、資産としての建物の価値評価、官庁営繕の環境対策、グリーン購入法と環境配慮契約法、PFI/PPP、ISOの概要と公共建築への展開、建築と環境、建築設計者・工事監理者の法的責任、公共工事の会計検査、公共施設のスマートの有効活用、これからのお公施設経営、パリューマネジメントシステム、コンプライアンス論、オフィスマネジメント	4月19日	全部開示				
9	4月5日	請求	建設部 道路課	国土交通大学校の官庁営繕行政研修で配付された資料で残っているもの(道路課)	国土交通大学校の官庁営繕行政研修で配付された資料で残っているもの(道路課)	4月19日	不開示 (不存在)	一	不存在	開示請求に係る公文書については、既に廃棄しており保有していない。	
10	4月5日	請求	建設部 公園緑地課	国土交通大学校の官庁営繕行政研修で配付された資料で残っているもの(公園緑地課)	平成21年度国土交通大学校公園・緑化研修資料	4月11日	全部開示				
11	4月5日	請求	青少年子ども部 保健課	索引目次(平成21年度)	索引目次(平成21年度)	4月23日	一部開示	個人の氏名	条例第7条第2号	個人の氏名が記録されており、特定の個人が識別される個人情報に該当するため。	
12	4月5日	請求	財政部 管財契約課	索引目次(平成21年度)	索引目次(平成21年度)	4月17日	一部開示	個人の氏名	条例第7条第2号	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため。	
13	4月12日	請求	教育委員会 学校教育課	1.中部中学校の2009年度~2011年度の衛生委員会に関するすべての文書。 2.春日井市教職員研修委員会に関するすべての文書。(2012.3.1~2012.4.10の分)	衛生管理者選任報告について(依頼)(平成21年8月13日)	4月26日	一部開示	衛生管理者(教職員)の生年月日、本籍地	条例第7条第2号に該当	衛生管理者(教職員)の生年月日及び本籍地は、職務の遂行に係る情報ではなく、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため。	
				1 中部中学校の衛生委員会に関する文書(平成21年度~平成23年度) (1)平成21年度第1回中部中学校衛生委員会(次第及び添付資料) (2)学校衛生委員会委員の指名について(通知)(21春教學第304号) (3)産業医の委嘱について(通知)(21春教學第216号) (4)平成22年度第1回中部中学校衛生委員会(次第及び添付資料) (5)平成22年度第2回中部中学校衛生委員会(次第及び添付資料) 以下15件		4月26日	全部開示				

整理番号	受付日	区分	担当課等	公文書の名称その他公文書を特定するに足りる事項 (請求の内容)	公文書の名称	開示決定等の通知をした日	開示決定等の内容	開示しないこととした部分	開示しないこととした根拠規定	当該規定を適用する理由	備考
14	4月16日	申出	財政部 管財契約課	平成23年度に春日井市役所にて契約をした損害保険契約の保険証券及び付属明細(除く年間保険料5万円以下のもの、また約款)全国市長会の契約を除く。全国市有物件災害共済会、社会福祉協議会、全国公民館連合会、日本建築行政会議の契約除く。自賠責を除く。	1.機械保険・管財契約課 2.賠償責任保険・管財契約課 3.勤産総合保険(美術品)・管財契約課 4.勤産総合保険(騒音計)・管財契約課 5.賠償責任保険(コミュニティ活動)市民活動推進課 以下17件	5月11日	全部開示				
15	4月16日	申出	教育委員会 教育総務課	平成23年度に契約をした損害保険契約の保険証券及び付属明細(除く約款)	【教育総務課】 (1)貨紙幣類・有価証券年建運送保険証券(新マネーカード) (学校教育課) (1)団体総合補償制度費用保険証券(行事参加者関係) (2)団体総合補償制度費用保険証券(学習指導協力員関係) (3)団体総合補償制度費用保険証券(親子ふれあいデイ関係) (4)ボランティア活動保険証券(放課後子ども教室推進事業関係) 以下16件	5月1日	一部開示	担当者名、個人の氏名及び所属校、勤務地	条例第7条第2号	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため。	
16	4月17日	申出	青少年子ども部 保育課	春日井市立桃山保育園に係わるボーリング調査結果のうち「柱状図」及び「調査位置図」	春日井市立桃山保育園に係わるボーリング調査結果のうち「柱状図」 ボーリング記録表(春日井市立桃山保育園)	4月25日 4月25日	不開示 (不存在) 全部開示	「調査位置図」	不存在	開示請求に係る公文書を保有していないため。	
17	4月23日	請求	教育委員会 教育総務課	2012.4開催の教育委員会会議の録音物	平成24(2012)年4月開催の教育委員会会議の録音物	5月1日	全部開示				
18	4月24日	請求	上下水道部 企画経営課	H20.586, H18.897 愛知県下水道管理担当者会議の配付資料	春下管第586号 溝納処分に係る資料について 春下管第897号 下水道宅内配管に関する調査 春下管第660号 平成20年度愛知県下水道管理担当者会議の開催について 春下管第660-2号 平成20年度愛知県下水道管理担当者会議の提案議題の意見照会(再照会)について(同) 春下管第660-1号 平成20年度愛知県下水道管理担当者会議の提案議題の意見照会について(同) 以下13件	5月8日	全部開示				
19	4月24日	請求	上下水道部 企画経営課	平成18年度 188、438、524、937、202、218、374、667、1013、22、32、62、63、77、75、96、103、105、135、147、148、139、225、242、246、252、259、266、279、259、314、334、333、348、379、382、384、401、415、445、456、400、463、469、488、486、511、565、566、580、599、622、654、656、668、669、683、686、706、708、757、172、366、754、349、453、739、749、172、366、754、506、31、122、149、292、293、307、210、250、473、796、617 平成18年度 国、県等からの調査書類に分類される書類 平成18年度 下水道整備計画 公共下水道雨水整備計画策定業務 (新川関係)に分類される書類	春下管第188号 各部運営方針、主要事業及び懸案事項の提出について(同) 春下管第438号 第36次実施計画事業計画書の提出について(同) 春下管第524号 平成18年度主要事業等進行管理対象事業及び各部運営方針の中間報告提出について(同) 春下管第937号 平成18年度各部運営方針及び主要事業等進行管理に係る期末報告提出について(同) 春下管第202号 春日井市下水道基本計画の特記仕様書の作成について(同) 春下管第453号 第1回篠木浄化センターに関する協議会議事録について(報告) 春下管第293号 平成19年度 下水道事業概算要求における日本下水道事業用調書の作成について(依頼) 春下管第473号 流経計画改定に関する畜舍施設の所在地について(同) 春下管第349号 公民館の建設についての要望 春下管第749号 熊野桜佐土地区画整理準備委員会への篠木浄化センター計画の説明(同) 以下21件	6月1日	全部開示				延長
20	4月26日	請求	総務部 人事課	・平成18年度から平成24年度の氏名、カナ、性別、部、課、係をLAPISから出力したデータの電子データ ・平成18年度から平成24年度の課ごとの、年休の取得状況、超過勤務の状況をLAPISから出力したデータの電子データ ・人事課のメールアドレスで送受信したメールデータのうち開示請求日時点で存在する電子データとして開示できるもの ・人事課のメールアドレスで送受信したメールデータのうち、開示請求日時点で電子データとして残っているもののうち、電子データとして開示できるものの電子データ として開示できるものの電子データ	1.LAPISから出力した電子データで平成18年度から平成24年度までの氏名、カナ、性別、部、課、係を記載したデータ 2.開示日時点で、存在するもののうちLAPISから出力した電子データで平成18年度から平成24年度までの課ごとの年休取得状況及び超過勤務の状況をまとめたデータ 3.人事課メールアドレスで送受信したメールデータのうち開示請求日時点で存在する電子データとして開示できるもの 4.人事育成担当メール(送信) 5.人事担当課長会議の議題等について(回答) 6.平成24年度 人事、栄典及び議会担当者名簿の作成について(依頼) 7.講師候補者票の提出について(春日井市) 8.市長村職員研修の概要に関する調査票の提出について(回答) 9.平成24年度第1回市町村研修担当者説明会の開催について(報告) 以下30件	5月8日	全部開示				
21	4月26日	請求	総務部 人事課	H24年度に実施した人事のヒアリングのとりまとめ結果 H18_1129, H19_2002、273、H15_2226、2260、H22_809、2616、1570、H20_2287、2678、1725、1723、1912、1932、1958、1990、2437、35、2498、2864、339、468 階層別研修で配付した資料のうち、残っているもの 職員交通事故対策協議会関係の文書 (612、711、972、501、1335、432)、954、301、528、685、698、749、750、751、1068、965、999、173、159、321、1355、1548、69、99、176、191、223、224、322、338、340、256、340、821、850、883、951、1173、1331、1426、1769、1820、2116、2135、2167、2168、2246、2693、1181 行政争訟研修 不当要求防止の研修で配付された資料 (H20~H23年度の分)	・被服貸与に関する調査について(同) ・勤務条件等に関する調査について(照会) ・勤務条件等に関する調査について(同) ・平成20年地方公務員制度実態調査について(照会) ・再任用の勤務条件について(同) 以下29件	6月11日	全部開示				延長
				・給与の差押命令及びその陳述について(同) ・給与差押命令に対する取下書の受理について(同) ・職員採用試験1次試験合格者推薦状 ・平成21年6月・12月支給の賞与に係る支給内容の誤りについて ・検査関係事項照会書について(同) 以下26件	6月11日	一部開示	1受験者の受験番号、氏名、住所、生年月日、年齢、性別、学校名、学科名、印影等 2職員の職員番号、氏名、住所、生年月日、年齢、性別、印影、職名、職種 3職員交通事故相手方の氏名、住所、生年月日、年齢、電話番号、傷病名 4裁判所事件番号、債権・債務者氏名、住所 5弁護士法第23条の2による照会内容、調査関係資料等	1.条例第7条第2号 2.条例第7条第7号	◆条例第7条第2号 1個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため。及び特定の個人を識別することができないが公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため。 ◆条例第7条第3号 法人に関する情報であり、正当な利益を害するおそれがあるため。 ◆条例第7条第7号 本来の事務の適正な遂行に支障及ぼすおそれがあるため。	延長	
				1.平成24年度に実施した人事のヒアリングのとりまとめ結果 2.行政訴訟研修で配付された資料、19春人第2002号 公務災害発生状況(平成18年度分)に係る情報提供について(同) 3.平成20年度から平成22年度までに開催された不当要求防止研修で配付された資料	6月11日	1.不開示 2.3.に於いては 不開示 (不存在)		1.人事管理に際し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため。 2.不存在のため。 3.市開催の研修ではなく受講者にのみ配付された資料で不存在のため。	延長		

整理番号	受付日	区分	担当課等	公文書の名称その他公文書を特定するに足りる事項 (請求の内容)	公文書の名称	開示決定等の通知をした日	開示決定等の内容	開示しないこととした部分	開示しないこととした根拠規定	当該規定を適用する理由	備考
22	4月27日	申出	まちづくり推進部 建築指導課	建築計画概要書 県知事許可番号12806号・株式会社永賀組が施工業者になっていい る、23年4月1日から24年4月25日までの完了検査を受けていない もの。	一	5月8日	取下げ				
23	5月1日	申出	総務部 人事課	平成11年度文書番号984	情報公開に向けての文書実態調査について(同)	5月8日	一部開示	採用予定者、退職者及び職員の氏名、春日井市職員共済会文書	条例第7条第2号 条例第2条第2号	◆条例第7条第2号 1.個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため。及 び特定の個人を識別することができないが公にすることにより、個人の権 利利益を害するおそれがあるため。 ◆条例第2条第2号 2.公文書に該当しないため。(春日井市職員共済会の事務に従事し取得し た文書のため。)	
24	5月1日	請求	青少年子ども部 保育課	平成21年度保育課文書番号 1347.347.296.1344.74.189.203.242.293.302.322.366.485.551.552.5 90.591.592.667.703.757.1129.467.489.768.569.469.767.367.497.82 4.44.119.185.475.520.522.523.549.553.591.744.1005.373.376.746. 以下29件	44号 第一保育園外16園受水槽・高架水槽清掃委託 74号 「保育園における自己評価ガイドライン」について(送付) 189号 新型インフルエンザに関する対応について(同) 203号 「新型インフルエンザに対する社会福祉施設の対応について」の一部改 正について(通知) 242号 県内の新型インフルエンザ患者発生への対応について(通知) 以下29件	6月13日	全部開示				延長
25	5月1日	請求	教育委員会 学校教育課	2011.9.24～2012.4.30の愛日地方教育事務協議会に関するすべての文書 (1)愛日地方教育事務協議会要項 ○平成23年度10月愛日地方教育事務協議会要項(次第及び添付資料) ○平成23年度1月愛日地方教育事務協議会要項(次第及び添付資料) ○平成23年度3月愛日地方教育事務協議会要項(次第及び添付資料) ○平成24年度4月愛日地方教育事務協議会要項(次第及び添付資料) 以下38件	平成21年度 119号 職員の勤務内容について(同) 185号 職員の勤務内容について(同) 367号 平成21年度ブロック別児童福祉施設給食関係者研修会の参加につい て(同) 475号 職員の勤務内容について(同) 520号 職員の業務内容の変更について(同) 以下7件	6月13日	一部開示	①個人の氏名、所属、職員番号、住所、生年月日、年齢、印影、メー ルアドレス、学歴、資格、経歴、資格証 ②個人の印影 ③下請負代金額	条例第7条第2号及び3号及び4 号	◆条例第7条第2号 ①個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるため。 ◆条例第7条第4号 ②犯罪防止のため。 ◆条例第7条第3号 ③法人の競争上の地位及び正当な利益を害するおそれがあるため。	延長
26	5月2日	請求	会計管理者 会計課	春日井市教育委員会文化財課 平成20年4月1日契約物件全自 動印刷機デュプロデューピリターDP-S550に關わる消耗品イン ク マスター 平成20年4月1日～24年3月31迄に購入した全て の物件 品名 品番 数量 単価 金額 購入先名 購入年月日 の分かる 請求書及び 支出命令書の開示請求を致します	支出命令書	5月15日	一部開示	法人の振込先口座情報	条例第7条第3号	法人の内部管理情報の保護のため。	
27	5月2日	請求	教育委員会 学校教育課	1.各小中学校が、児童生徒・保護者に伝えた通常授業日の登校 時間が分かる文書。(例「8時10分～8時25分」) 2.各小中学校長が、登校時～始業時、休み時間における児童生 徒の安全管理のために、責任者の明示を含め、どのように対処し ているのか分かる文書。	児童生徒及び保護者あての通常授業日の登校時間を示した文書 各小中学校長が、登校時～始業時、休み時間における児童生徒の安全管理の ために、責任者の明示を含め、どのように対処しているのか分かる文書(全校)	6月14日 6月14日	全部開示 不開示 (不存在)	一	不存在	文書を作成していないため。	延長
28	5月8日	請求	企画政策部 秘書課	平成23年度から平成24年4月中までの庁議議事録	平成23年度から平成24年4月までの庁議議事録	5月22日	一部開示	個人の氏名	条例第7条第2号	個人の氏名が記録されており、特定の個人が識別される個人情報に該当 するため。	
29	5月8日	請求	企画政策部 秘書課	②副市長が市長に対して報告する際に伴って作成した文書で、開示請求日時 点で残っているもの(他の職員が作成に關与していないもの) ③市長が自ら作成した文書で残っているもの(他の職員が作成に關与してい ないもの) 平成19年度 市長会(東海) 春秋第524号 第105回東海市長会臨時総会の開催について(ご案内) 平成20年度 市長会(全国) 春秋第115号 平成20年度全国市長会海外都市行政調査団派遣計画について 春秋第187号 第3回「道州制と都市自治体に関する検討会」の開催について (ご案内) 春秋第641号 第70回全国都市問題会議の開催について(通知) 春秋第895号 第4回道州制と都市自治体に関する検討会の開催について(ご 案内) 以下20件 平成19年度 市長会(全国) 春秋第20号 平成19年度分担金の請求について 春秋第180号 第77回全国市長会議(通常総会)の開催について 春秋第214号 第3回まちづくりと一体となった都市交通施策検討会議の開催に ついて(通知) 春秋第301号 「地方分権改革推進にあたっての基本的な考え方—地方が主役 の国づくり—」の送信について 春秋第304号 平成19年度第3回正副会長候補者選考委員会の決定について (通知) 以下686件	②副市長が市長に対して報告する際に伴って作成した文書で、開示請求日時 点で残っているもの(他の職員が作成に關与していないもの) ③市長が自ら作成した文書で残っているもの(他の職員が作成に關与してい ないもの) 平成19年度 市長会(東海) 春秋第524号 第105回東海市長会臨時総会の開催について(ご案内) 平成20年度 市長会(全国) 春秋第115号 平成20年度全国市長会海外都市行政調査団派遣計画について 春秋第187号 第3回「道州制と都市自治体に関する検討会」の開催について (ご案内) 春秋第641号 第70回全国都市問題会議の開催について(通知) 春秋第895号 第4回道州制と都市自治体に関する検討会の開催について(ご 案内) 以下20件 平成19年度 市長会(全国) 春秋第20号 平成19年度分担金の請求について 春秋第180号 第77回全国市長会議(通常総会)の開催について 春秋第214号 第3回まちづくりと一体となった都市交通施策検討会議の開催に ついて(通知) 春秋第301号 「地方分権改革推進にあたっての基本的な考え方—地方が主役 の国づくり—」の送信について 春秋第304号 平成19年度第3回正副会長候補者選考委員会の決定について (通知) 以下686件	5月22日 6月21日 6月21日	不開示 (不存在) 一部開示 全部開示	一	不存在	開示請求に係る公文書を保有していないため。	
									①条例第7条第2号 ②条例第7条第7号	◆条例第7条第2号 ①個人の氏名に関する情報であって特定の個人が識別されるため。 ◆条例第7条第7号 ②職員の携帯番号が記録されており、適正な職務の遂行に支障を及ぼす おそれがあるため。	延長
											延長

整理番号	受付日	区分	担当課等	公文書の名称その他公文書を特定するに足りる事項 (請求の内容)	公文書の名称	開示決定等の通知をした日	開示決定等の内容	開示しないこととした部分	開示しないこととした根拠規定	当該規定を適用する理由	備考	
30	5月8日	請求	企画政策部 広報広聴課	傍聴定員の増員のホットラインの文書と決裁文書と回答文書 (平成23年度12月27日受付分)	「市長へのホットライン」回答処理表	5月22日	一部開示	差出人の氏名、住所及び電話番号	条例第7条第2号	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため。		
31	5月14日	申出	まちづくり推進部 建築指導課	建築計画概要書のうち確認済証番号 第H12確認建築 春日 井市00170号の物一式	建築計画概要書	5月17日	全部開示					
32	5月18日	請求	健康福祉部 高齢福祉課	春日井市高齢者総合福祉計画推進協議会の公募委員に係る選考委員の選任について(同) 2. 春日井市高齢者総合福祉計画推進協議会公募委員選考委員会の開催について(同) 3. 春日井市高齢者総合福祉計画推進協議会公募委員選考委員会の資料について(同) 4. 春日井市高齢者総合福祉計画推進協議会公募委員の選考結果について(同) 5. 春日井市高齢者総合福祉計画推進協議会公募委員選考委員会の議事記録について(同)	1春日井市高齢者総合福祉計画推進協議会の公募委員に係る選考委員の選任について(同) 2. 春日井市高齢者総合福祉計画推進協議会公募委員選考委員会の開催について(同) 3. 春日井市高齢者総合福祉計画推進協議会公募委員選考委員会の資料について(同) 4. 春日井市高齢者総合福祉計画推進協議会公募委員の選考結果について(同) 5. 春日井市高齢者総合福祉計画推進協議会公募委員選考委員会の議事記録について(同)	5月29日	一部開示	①氏名(ただし、選定された者の氏名を除く)、住所、生年月日、勤務先又は学校名、主な履歴、応募理由、選考順位順 ②選考委員の氏名(公募委員選考採点表に係る部分)	①条例第7条第2号 ②条例第7条第6号	◆条例第7条第2号 ①個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため。及び応募理由については、個人を識別することはできないが、本人の意見、感想、提案等が記載されており、これらは個人の人格と密接に関係するものであるから、たとえ氏名等により個人が識別できなくても、なお当該個人の権利利益を害するおそれがあるため。 ◆条例第7条第6号 ②公募委員選考採点表の委員氏名については、公にすることにより、率直な意見の交換または適正な評価、判断に支障を来すおそれがあるため。		
33	5月18日	請求	企画政策部 企画政策課	春日井市総合計画審議会の公募委員の選定に係る一切の文書 (応募から選定までの文書)	1 総合計画審議会の公募による委員の選考について(同) 2 総合計画審議会公募委員の選考について(同)	5月29日	一部開示	氏名(ただし、選定された者の氏名を除く)、住所、生年月日、勤務先又は学校名、主な履歴、応募理由、選考順位順	条例第7条第2号	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため。及び応募理由については、個人を識別することはできないが、本人の意見、感想、提案等が記載されており、これらは個人の人格と密接に関係するものであるから、たとえ氏名等により個人が識別できなくても、なお当該個人の権利利益を害するおそれがあるため。		
34	5月23日	請求	会計管理者 会計課	平成23年11月1日に賃貸借契約した東部中学校始め15校のデュプロデュープリンタ-DP-U550(15台)に係るマスターとインクの購入に係る品名、品番、数量、単価、金額、購入先名が分かる一切の資料(実際に購入する商品のみ) (支払日がH23年11月1日からH24年4月30日迄のもの)	平成23年11月1日に賃貸借契約した東部中学校始め15校のデュプロデュープリンタ-DP-U550(15台)に係るマスターとインクの購入に係る品名、品番、数量、単価、金額、購入先名が分かる一切の資料(実際に購入する商品のみ) (支払日がH23年11月1日からH24年4月30日迄のもの)	支出命令書	6月5日	一部開示	法人の振込先口座情報	条例第7条第3号	法人の内部管理情報の保護のため。	
35	5月23日	請求	会計管理者 会計課	平成19年11月1日に賃貸借契約した白山小学校始め19校のデュプロデュープリンタ-DP-S550(19台)に係るマスターとインクの購入に係る品名、品番、数量、単価、金額、購入先名が分かる一切の資料(実際に購入する商品のみ) (支払日がH23年11月1日からH24年4月30日迄のもの)	平成19年11月1日に賃貸借契約した白山小学校始め19校のデュプロデュープリンタ-DP-S550(19台)に係るマスターとインクの購入に係る品名、品番、数量、単価、金額、購入先名が分かる一切の資料(実際に購入する商品のみ) (支払日がH23年11月1日からH24年4月30日迄のもの)	支出命令書	6月5日	一部開示	法人の振込先口座情報	条例第7条第3号	法人の内部管理情報の保護のため。	
36	5月25日	請求	教育委員会 教育総務課	2012年5月の教育委員会会議の録音物	2012年5月の教育委員会会議の録音物	6月8日	全部開示					
37-1	6月11日	請求	企画政策部 企画政策課	全ての組織のH23年度組織目標に関する全てのシート 全ての組織のH24年度組織目標に関する全てのシート	全ての組織のH23年度組織目標に関する全てのシート 全ての組織のH24年度組織目標に関する全てのシート	部運営方針(第1号様式)、課組織目標(第2号様式) (平成23年度、平成24年度)	7月25日	一部開示	1.ごみ減量推進課の組織目標の次期最終処分場の整備における今年度の取組項目、達成基準・目標値など及び目標達成レベルの一部(平成23年度・24年度) 2.収納課の組織目標の市税等収納率の向上における今年度の取組項目の一部(平成24年度)	条例第7条第7号	1.次期最終処分場整備事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。 2.抽出対象の記載であり、公開することにより今後の収納事務の遂行に支障をきたすおそれがあるため。	延長
37-2	6月11日	請求	総務部 人事課	全ての組織のH23年度組織目標に関する全てのシート 全ての組織のH24年度組織目標に関する全てのシート	全ての組織のH23年度組織目標に関する全てのシート 全ての組織のH24年度組織目標に関する全てのシート	平成23年度及び平成24年度の全ての組織の担当組織目標シート(様式2-2)	7月25日	一部開示	平成23年度及び平成24年度の環境部ごみ減量推進課施設担当のB. 今年度の取組項目、C. 取組項目の内容、D. 目標達成レベルの一部	条例第7条第7号	次期最終処分場整備事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	延長
38	6月13日	請求	まちづくり推進部 建築指導課	大規模盛土造成地分布図	大規模盛土造成地分布図	6月19日	全部開示					
39	6月14日	請求	上下水道部 水道工務課	平成23年度 上水道配水管布設工事(桃山町外1町)	平成23年度設計書 上水道配水管布設工事(桃山町外1町)	6月22日	全部開示					
40	6月18日	請求	上下水道部 下水建設課	春日井市公共下水道維持管理台帳の中央処理区のものでマスト管路のもの	春日井市公共下水道維持管理台帳(中央処理区)	6月28日	全部開示					
41	6月25日	請求	教育委員会 教育総務課	2012年6月の教育委員会会議の録音物	2012年6月の教育委員会会議の録音物(公開部分)	7月9日	全部開示					
				2012年6月の教育委員会会議の録音物(非公開部分)	2012年6月の教育委員会会議の録音物(非公開部分)	7月9日	不開示 (不存在)	—	不存在	非公開の教育委員会会議は、非開示とすべき個人情報が含まれており、これらが審議の中で公になることにより個人の権利利益を害するおそれがあり、また、率直な意見の交換が損なわれるおそれがあるため、録音していない。		
42	6月29日	請求	環境部 環境保全課	24春環保第402号 上記文書に対する環境省回答	公文書の開示に係る意見照会について(同) 公文書の開示に係る意見について(回答)	7月3日	全部開示					
43	6月29日	請求	まちづくり推進部 建築指導課	■■■■■の指示書	指示書	6月29日	全部開示					
44	7月4日	請求	総務部 人事課	H23年度中、H24年度中、全ての職員組合(又は、それに類する団体)とやりとりのあった事実の内容に係る文書、連絡調整等の事実に係る文書(収受文書及び起案文書など)その団体から当局がヒアリングした内容に係る資料、これら一切。	春人第2596号 2011年国民春闇統一要求書について(同) 春人第428号 2011年夏期一時金等要求書について(同) 春人第428号 2011年夏期一時金等要求書 春人第1055号 2011年度本部執行委員について 春人第1260号 2011年度保育部会執行委員について 以下20件	7月18日	一部開示	1.専従許可申請書の氏名、職員番号、所属、職名及び印影 2.職員労働組合の印影	1.条例第7条第2号 2.条例第7条第3号及び4号	◆条例第7条第2号 1.個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため。及び特定の個人を識別することができないが公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため。 ◆条例第7条第3号及び4号 2.団体の内部管理情報であり、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため。		
45	7月5日	申出	上下水道部 水道工務課	平成23年度春日井市発注の以下の工事の金入り設計書一式を 開示願います。(鏡・経費計算書・内訳書・明細書・代価表) ・上水道配水管布設替工事(如意申町外1町) PDF等の電子データをCD-R等の電子媒体による交付を希望	平成23年度設計書 上水道配水管布設替工事(如意申町外1町)	7月19日	全部開示					
46	7月5日	申出	上下水道部 下水建設課	平成23年度春日井市発注の以下の工事の金入り設計書一式を 開示願います。(鏡・経費計算書・内訳書・明細書・代価表) ・公共下水道南部処理区東野地区(第3工区)官渠築造工事 PDF等の電子データをCD-R等の電子媒体による交付を希望	平成23年度設計書 (公共下水道南部処理区東野地区(第3工区)官渠築造工事)	7月19日	全部開示					

整理番号	受付日	区分	担当課等	公文書の名称その他公文書を特定するに足りる事項 (請求の内容)	公文書の名称	開示決定等の通知をした日	開示決定等の内容	開示しないこととした部分	開示しないこととした根拠規定	当該規定を適用する理由	備考
47	7月5日	請求	総務部 人事課	・KaえるNewsのバックナンバー全部 ・Kaえるプランの開始時からH24.7/5までの間にKaえるプランについて起案された文書一式	平成21年度 春政第10号 職場風土づくりの取組について(同) 春政第11号 職場風土づくりの実施について 春政第13号 職場風土づくりの取組に関する取材依頼書について(同) 春政第22号 平成21年度業務改善運動愛称について(同) 春政第25号 平成21年度業務改善運動愛称アンケートについて(同) 以下67件	7月19日	一部開示	個人の電話番号	条例第7条第2号	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため及び特定の個人を識別することができないが公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため。	
48	7月6日	請求	環境部 環境保全課	○24春環保第6・7号 ○上記に対する回答書	24春環保第67号 騒音防止に関する改善について(通知) 騒音防止対策の改善計画	7月23日	一部開示	事業者情報(事業者名、所在地、法人の代表者印の印影)	条例第7条第3号及び7号	公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。 行政指導又はその手続きの適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	延長 異議申立
49	7月6日	請求	教育委員会 教育総務課	平成23年12月1日現在の丸田、出川、勝川、篠木、鷹来、小野、神屋小学校のキャノン複写機の入札仕様書賃貸借契約書、入札結果調書	1.丸田・出川小学校に関するもの (1) 賃貸借契約書 (2) 入札執行調書 2.勝川・篠木・鷹来・小野・神屋小学校に関するもの (1) 複写機に関する基本的とりきめ (2) 賃貸借契約書 (3) 賃貸借変更契約書 (4) 入札執行調書	7月18日	全部開示				
				平成23年12月1日現在の丸田・出川小学校のキャノン複写機の入札仕様書	7月18日	不開示 (不存在)	—	不存在	保存期間満了により、公文書を保有していないため。		
50	7月6日	請求	市民生活部 男女共同参画課	青少年女性センターの複写機に関する入札仕様書 及び賃貸借契約書 入札結果調書の開示請求を致します。	入札仕様書、賃貸借契約書、賃貸借変更契約書、入札執行調書	7月18日	全部開示				
51	7月6日	請求	文化スポーツ部 坂下公民館	坂下公民館の複写機に関する入札仕様書 及び賃貸借契約書 入札結果調書の開示請求を致します。	(1)複写機使用書 (2)賃貸契約書 (3)入札執行調書	7月20日	全部開示				
52	7月6日	請求	文化スポーツ部 図書館	図書館の複写機に関する入札仕様書 及び賃貸借契約書 入札結果調書の開示請求を致します。	複写機仕様書、入札執行調書及び賃貸借契約書	7月18日	全部開示				
53	7月6日	請求	環境部 清掃事業所	清掃事業所の複写機に関する入札仕様書 及び賃貸借契約書 入札結果調書の開示請求を致します。	見積書、契約書	7月17日	全部開示				
54	7月6日	請求	建設部 道路課	道路課の複写機に関する入札仕様書 及び賃貸借契約書 入札結果調書の開示請求を致します。	賃貸借契約書・複写機賃貸借仕様書・賃貸借変更契約書・入札執行調書	7月18日	全部開示				
55	7月6日	請求	市民病院事務局 管理課	市民病院、看護事務室、臨床検査部の複写機に関する入札仕様書 及び賃貸借契約書 入札結果調書の開示請求を致します。	仕様書(複写機(臨床検査技術室、看護事務室)) 賃貸借契約書(複写機(臨床検査技術室、看護事務室)) 入札執行調書(複写機(臨床検査技術室、看護事務室))	7月18日	全部開示				
56	7月9日	請求	総務部 市民安全課	・愛知県主催の防災会議資料(愛知県が策定したBCPの説明があつた会議) ・春日井市のBCP策定に係るプロポーザル関係の文書 ・愛知県から送付されたBCPに関する文書(H22.3.1以降)	1.「地震発生時における地方公共団体の業務継続の手引きとその解説」の説明会の開催について 2.「地震発生時における地方公共団体の業務継続の手引きとその解説」について(通知) 3.平成22年12月22日開催 地震発生時における業務継続体制の説明会について 4.「地震発生時における地方公共団体の業務継続の手引きとその解説」説明会 5.平成22年度第1回 市町村防災担当課長会議 以下22件	7月23日	全部開示				
				1.第39次(平成23年度)市長村ゼミナール 第9講 2.春日井市業務継続計画(BCP)策定に係る調査研究業務委託業者選考会の開催について(同) 3.企画提案書(株式会社イー・アソシエーションズ) 4.企画提案書(株式会社アドバンス・ソリューションズ) 5.企画提案書(株式会社アドバンス・ソリューションズ) 以下3件	7月23日	一部開示	1.個人の氏名、生年月日、学歴、職歴、メールアドレス、役職、経歴、資格、経験年数 2.審査結果集計表及び企画提案書評価表の事業者名 3.企画提案書評価表の委員名	1.条例第7条第2号 2.条例第7条第3号 3.条例第7条第6号及び7号	◆条例第7条第2号 1.個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるため。 ◆条例第7条第3号 2.法人の権利利益を害するため。 ◆条例第7条第6号及び7号 3.公にすることにより適正な意思決定に支障を及ぼす恐れがあるため及び業者選考の適正な事務の遂行に支障を及ぼす恐れがあるため。		
57	7月9日	請求	上下水道部 業務課	・旅行命令簿(H21年度～H23年度) ・運転日誌(H23年度)	旅行命令簿(平成21年度～22年度)、運転日誌(平成23年度)	7月23日	全部開示				
				旅行命令簿(平成23年度)	7月23日	一部開示	・職員の住所 ・最寄のバス停留所	条例第7条第2号	個人の情報であって、特定の個人が識別されるため、及び他の情報と照合することで、職員の住所を特定することができるため。		
58	7月9日	請求	上下水道部 下水建設課	・旅行命令簿(H21年度～H23年度) ・運転日誌(H23年度)	平成21年度及び平成22年度の旅行命令簿 平成23年度の運転日誌	7月23日	全部開示				
				平成23年度旅行命令簿	7月23日	一部開示	職員の住所、最寄りのバス停留所	条例第7条第2号	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため、及び個人を識別することはできないが、他の情報と照合することで、個人の住所を特定することができるため。		
59	7月9日	請求	上下水道部 企画経営課	・旅行命令簿(H21年度～H23年度) ・運転日誌(H23年度)	平成23年度 旅行命令簿	7月23日	一部開示	職員自宅住所、最寄りバス停留所	条例第7条第2号	特定の個人を識別することができるため、他の情報と照合することで、職員の住所を特定することができるため。	
				運転日誌 尾300p48-82 ギャラン 運転日誌 尾40p47-98 ダイハツハイゼット 平成21年度 旅行命令簿 平成22年度 旅行命令簿	7月23日	全部開示					
60	7月9日	請求	上下水道部 高蔵寺浄化センター	・旅行命令簿(H21年度～H23年度) ・運転日誌(H23年度)	公用車運転日誌(平成23年度) 旅行命令簿(平成21年度、平成22年度)	7月23日	全部開示				
				旅行命令簿(平成23年度)	7月23日	一部開示	個人の住所及び最寄りのバス停	条例第7条第2号	特定の個人を識別することができる情報であるため、及び他の情報と照合することで職員の住所を特定することができるため。		

整理番号	受付日	区分	担当課等	公文書の名称その他公文書を特定するに足りる事項 (請求の内容)	公文書の名称	開示決定等の通知をした日	開示決定等の内容	開示しないこととした部分	開示しないこととした根拠規定	当該規定を適用する理由	備考
61	7月9日	請求	上下水道部 勝西浄化センター	・旅行命令簿(H21年度～H23年度) ・連転日誌(H23年度)	旅行命令簿(平成21年、平成22年) 公用車運転日誌(平成23年)	7月23日	全部開示				
					旅行命令簿(平成23年)	7月23日	一部開示	個人住所、最寄りの駅	条例第7条第2号	特定の個人を識別することができる情報であるため。 また、最寄り駅名は職員の通勤経路が特定される情報であるため。	
62	7月9日	請求	上下水道部 南部浄化センター	・旅行命令簿(H21年度～H23年度) ・連転日誌(H23年度)	旅行命令簿(平成21年度、平成22年度) 公用車運転日誌(平成23年度)	7月23日	全部開示				
					旅行命令簿(平成23年度)	7月23日	一部開示	個人住所(平成23年度行程表)	条例第7条第2号	特定の個人を識別することができる情報であるため。	
63	7月9日	請求	環境部 環境保全課	・旅行命令簿(H21年度～H23年度) ・連転日誌(H23年度)	旅行命令簿(平成21年度、平成22年度) 旅行命令簿 環境分析センター(平成21年度、平成22年度) 連転日誌(平成23年度)	7月24日	全部開示				延長
					旅行命令簿(平成23年度) 旅行命令簿 環境分析センター(平成23年度)	7月24日	一部開示	職員の住所、最寄りの駅名及びバス停留所	条例第7条第2号	職員の住所は公務員個人の私的な情報であるため。 最寄りの駅名は職員の通勤経路が特定される情報であり、バス停留所については、利用者の範囲が狭く他の情報と照合することで職員の住所が特定できるため。	延長
64	7月9日	請求	環境部 環境政策課	・旅行命令簿(H21年度～H23年度) ・連転日誌(H23年度)	・平成21.22年度旅行命令簿 ・平成23年度連転日誌	7月23日	全部開示				
					平成23年度旅行命令簿	7月23日	一部開示	自宅の所在地、最寄のバス停、駅名	条例第7条第2号	特定の個人を識別することはできないが、他の情報と照合することで住所が特定できるため、及び通勤経路は個人に関する情報であるため。	
65	7月9日	請求	総務部 人事課	・旅行命令簿(H21年度～H23年度) ・連転日誌(H23年度)	旅行命令簿(平成22年度、平成21年度)	7月23日	全部開示				
					旅行命令簿(平成23年度)	7月23日	一部開示	職員の自宅住所、職員の自宅最寄の公共交通バス停、通勤定期の自宅直近駅名	条例第7条第2号	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため。及び特定の個人を識別することができないが公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため。	
66	7月9日	請求	総務部 総務課	・旅行命令簿(H21年度～H23年度) ・連転日誌(H23年度)	平成21年度 172451 旅行命令簿 平成22年度 200336 旅行命令簿 平成23年度 223686 連転日誌 ムーヴ 尾張小牧580キ1868 平成23年度 223687 連転日誌ハイゼット 尾張小牧40キ5838 平成23年度 223688 連転日誌 ヴォクシー 尾張小牧502セ4862 以下53件	7月23日	全部開示				
					旅行命令簿(平成23年度) 連転日誌 ムーヴ 尾張小牧50ミ926	7月23日	一部開示	①個人の住所 ②職員の自宅の最寄りのバス停	条例第7条第2号	①個人の住所に関する情報であって、特定の個人が識別されるため。 ②他の情報と照合することにより、職員の住所を特定することができるため。	
67	7月9日	請求	企画政策部 秘書課	・旅行命令簿(H21年度～H23年度) ・連転日誌(H23年度)	① 平成23年度の連転日誌 ② 平成21年度・平成22年度の旅行命令簿 ③ 平成23年度の旅行命令簿(市長)	7月23日	全部開示				
					平成23年度の旅行命令簿 (近藤副市長、中村副市長、企画政策部長、秘書課)	7月23日	一部開示	①個人の住所 ②職員の自宅の最寄のバス停	条例第7条第2号	①個人の住所に関する情報であって、特定の個人が識別されるため。 ②他の情報と照合することにより、職員の住所を特定することができるため。	
68	7月9日	請求	教育委員会 学校教育課	H21年度の春日井市立の小中学校の学校衛生委員会の会議録	・平成21年度春日井市立春日井小学校衛生委員会会議録 ・平成21年度春日井市立中部中学校衛生委員会会議録 ・平成21年度春日井市立西部中学校衛生委員会会議録 ・平成21年度春日井市立柏原中学校衛生委員会会議録	7月23日	全部開示				
69	7月10日	申出	教育委員会 教育総務課	2012年1月1日～2012年5月31日に開催された教育委員会会議の非公開部分の会議録。	1.2012.1.18の定例教育委員会会議の非公開部分の会議録 2.2012.2.15の定例教育委員会会議の非公開部分の会議録 3.2012.3.9の定例教育委員会会議の非公開部分の会議録 4.2012.3.19の臨時教育委員会会議の非公開部分の会議録	7月24日	全部開示				
70	7月10日	申出	教育委員会 学校教育課	2012年度の補助教材に関する届(全校分)	平成24年度補助教材の使用に関する届け(全校分)	7月23日	全部開示				
71	7月19日	請求	総務部 総務課	平成13年度以降の索引目次のうち保存期限が平成25年3月31日のもので市長部局のもの	索引目次 (平成14年度から平成23年度までのもので、平成25年3月31日に保存期限を迎えるもの)	8月28日	一部開示	1 個人の氏名 2 法人その他の団体の名称 3 捜査事項照会書等の発信者	1 条例第7条第2号 2 条例第7条第3号 3 条例第7条第4号	◆条例第7条第2号 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため。 ◆条例第7条第3号 法人その他の団体に関する情報であって、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。 ◆条例第7条第4号 犯罪の予防又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため。	延長
72	7月19日	請求	教育委員会 教育総務課	平成13年度以降の索引目次のうち保存期限が平成25年3月31日のもので春日井市教育委員会のもの	平成13年度以降の索引目次 (保存期限が平成25年3月31日のもの)	8月28日	一部開示	個人の氏名、学校名及び学校の種別	条例第7条第2号	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため。	延長
73	7月19日	請求	総務部 人事課	平成21年度の国の機関の研修に参加した際に研修の講義資料として配付されたもの、カリキュラム、参加者名簿、職員を参加させる際の起業文書、複数書、研修施設の概要で残っているもの。ただし既に開示請求したもの除く	・平成21年度の自治大学校第2部課程第155期研修生の推薦申請手続きについて(同) ・自治大学校第2部課程第155期研修生の派遣について(同) ・平成21年度自治大学校第1部・第2部特別課程第22期研修生の推薦申請手続きについて(同) ・自治大学校第1部・第2部特別課程第22期研修生の派遣について(同) ・自治大学校第3部課程第96期研修生の推薦について(同) 以下5件	8月31日	一部開示	個人の氏名、メールアドレス、生年月日、現住所、最終学歴、給与、研修費用振込口座に関する情報等	1 条例第7条第2号 2 条例第7条第3号	◆条例第7条第2号 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため。及び特定の個人を識別することができないが公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため。 ◆条例第7条第3号 法人の内部管理情報のため。	延長
74	7月19日	請求	まちづくり推進部 建築指導課	■■■■、指示書	指示書	7月30日	全部開示				

整理番号	受付日	区分	担当課等	公文書の名称その他公文書を特定するに足りる事項 (請求の内容)	公文書の名称	開示決定等の通知をした日	開示決定等の内容	開示しないこととした部分	開示しないこととした根拠規定	当該規定を適用する理由	備考
75	7月24日	請求	総務部 人事課	・各課の配席表 ・人事課が送受信したメールデータのうち開示請求時点で存在するもの 以下15件	人材育成担当メール(研修) ・送信「欠席等承認願について」 ・受信「危機管理マニュアルフォーマット」の作成について(送付) 一般職員中期研修(民法)テキスト訂正のお知らせ 研修企画会議資料の事前送付です。	8月6日	全部開示				
76	7月24日	申出	財政部 管財契約課	・春日井市が公共工事(一般土木)で使用する設計単価表(特別調査単価一覧表) 資料交付については、CD-Rメディア希望	平成24年度 設計単価表(公表用)	7月27日	全部開示				
77	7月24日	申出	教育委員会 学校教育課	1.尾張教育研究会、尾張教育研究会愛日支部に関するすべての文書。 2.上記団体に関連する春日井市立小中学校の教職員が組織する団体及びその活動内容が分かるすべての文書。 ※1.2ともに、2011.4.1～2012.7.20の分とする。 3.春日井市が尾張教育研究会会費(当該学校分及び当該職員分)を納入(肩代わり)することとした理由が分かる文書。	(1) 尾張教育研究会会則 (2) 平成24年度尾張教育研究会費の納入依頼について (3) 平成24年度尾張教育研究会費(当該学校分及び当該職員分)を納入(肩代わり)することとした理由が分かる文書。	8月7日	全部開示				
78	7月27日	申出	市民生活部 市民課	行政書士・司法書士 佐藤隆が戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書を用いた ・戸籍(除籍)謄本等の請求 (請求期間:平成21年1月1日～平成23年11月18日) ・住民票の写し等の請求 (請求期間:平成21年4月1日～平成23年11月18日)	行政書士・司法書士 佐藤隆、弁護士 長谷川豊司が職務上請求用紙を用いて戸籍(除籍)謄本、抄本付票を含む住民票を請求した用紙の写し。住民票の職務上請求書については平成20年4月1日から23年11月18日。戸籍などの職務上請求書については平成18年4月1日から平成23年11月18日。	8月9日	一部開示	(1)個人の氏名、本籍、住所、生年月日、写真 (2)請求者の職印	(1)条例第7条第2号 (2)条例第7条第3号及び第4号	◆条例第7条第2号 (1)個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるため。 ◆条例第7条第3号及び第4号 (2)個人事業主の内部管理情報及び犯罪防止のため。	
79	7月30日	請求	総務部 人事課	近藤副市長に係る ・調査報告書(第3号様式) ・職員の上申書又は陳述書及び報告書(第1号様式)、身上調査書(様式2号)及び辞職願	近藤副市長に係る辞職願	8月9日	全部開示				
80	8月1日	請求	教育委員会 学校教育課	H22年度とH23年度の春日井市立の小中学校の学校衛生委員会の会議録	・平成22年度春日井市立春日井小学校衛生委員会会議録 ・平成22年度春日井市立東部中学校衛生委員会会議録 ・平成22年度春日井市立中部中学校衛生委員会会議録 ・平成23年度春日井市立中部中学校衛生委員会会議録 ・平成22年度春日井市立西部中学校衛生委員会会議録 以下3件	8月15日	全部開示				
81	8月2日	申出	教育委員会 教育総務課	・2012.1.18.、2.15.、3.9.、3.19の教育委員会会議の非公開部分に關し、教育委員に示された関係資料すべて。	①平成24年1月18日定例教育委員会 非公開部分資料 ②平成24年2月15日定例教育委員会 非公開部分資料 非進行行為に関する速報 以下184件 ③平成24年3月9日定例教育委員会 非公開部分資料 ④平成24年3月19日臨時教育委員会 非公開部分資料	8月15日 8月15日 8月15日	全部開示 一部開示 不開示 (不存在)	②3行目発信者の氏名、5行目学校名及び学校の種別、該当職員の氏名、6行目該当職員の生年月日、年齢及び性別、8行目日付け及び曜日 以下184件 ③職員番号 ④異動者名簿	条例第7条第2号	個人に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため。	
82	8月3日	申出	まちづくり推進部 都市政策課	原則:平成24年1月1日から24年6月30までに付定のあった春日井市住居表示に関する条例第3条・同規則に基づく住居表示実施地区の新築届、付番通知書等、新設物件の受付日(付定日)・町名・住居番号・地番の明記されている資料(氏名部分は必要ありません)下記見本参照(※1)と該当の住居表示台帳又は位置図(※1との繋がりが分かるよう付定日・印等明記願います)	建物等異動届出書 (平成24年1月1日～平成24年6月30日)	8月14日	一部開示	(1)届出書 届出人の住所、氏名、電話番号	条例第7条第2号	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものが記録されているため。	
83	8月6日	請求	総務部 人事課	職員組合との確認書 (平成14年度以降のもので残っているもの)	2002年度秋冬季末要求に関する確認書 2003年11月27日確認書 2004年11月25日確認書 平成16年12月28日確認書(部長締結) 平成16年12月28日確認書(課長締結) 以下15件	8月14日	一部開示	職員労働組合の印影	条例第7条第3号及び4号	団体の内部管理情報であり、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため。	
84	8月8日	請求	企画政策課 広報広聴課	H17年度、21～23年度の春日井商工会議所及び春日井民主商工から提出された陳情要望書と市の回答	要望書及び回答(平成18年度、21年度及び23年度) 春日井市に対する中小業者の要望及び回答(平成18年度、21年度、22年度及び23年度)	8月22日	一部開示	担当者の氏名、法人及び代表者の印影	条例第7条第2号、第3号及び4号	担当者の氏名は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため。法人及び代表者の印影は、法人の内部管理情報であるため。犯罪防止のため。	

整理番号	受付日	区分	担当課等	公文書の名称その他公文書を特定するに足りる事項 (請求の内容)	公文書の名称	開示決定等の通知をした日	開示決定等の内容	開示しないこととした部分	開示しないこととした根拠規定	当該規定を適用する理由	備考
85	8月9日	請求	上下水道部 高藏寺浄化センター	○平成21年度以降の下水道研究報告会の復命書 ○COD計の取扱説明書 ○直近のpH計の校正液、BOD、COD、T-N、T-Pの分析に用いる薬品を購入した際の数と値段と取引業者名のわかる書類 ○維持運転業務委託に関する書類(月例報告書、年間報告書) ○提案書(平成24年度以降のもの) 他2件	島津水質監視用紫外線吸光度自動計測器UVM-402型タイプIV、VII取扱説明書 別紙 ○平成21年度 年間報告書 ○平成22年度 維持管理年報 ○平成23年度 維持管理年報 ○平成21年度 月例報告書 ○平成22年度 月例報告書 ○平成23年度 月例報告書 以下12件	9月24日	全部開示			◆条例第7条第2号 特定の個人を識別することができる情報であるため。 ◆条例第7条第3号及び4号 法人の内部管理情報及び犯罪防止のため。	延長
86	8月9日	請求	上下水道部 勝西浄化センター	○平成21年度以降の下水道研究報告会の復命書 ○直近のpH計の校正液、BOD、COD、T-N、T-Pの分析に用いる薬品を購入した際の数と値段と取引業者名のわかる書類 OSSのろ紙の数と値段と取引業者名のわかる書類 ○維持運転業務委託の契約書に関する書類(仕様書、履行計画書、月例報告書、年間報告書) ○提案書(平成24年度以降のもの) 他1件	別紙 ・平成21年度下水道研究報告会複命書 ・平成22年度下水道研究報告会複命書 ・平成23年度下水道研究報告会複命書 ・支出負担行為決議書(分析材料(鉛込ビペット他) ・平成21年1月30日委託契約書(春日井市浄化センター維持運転業務委託) 以下12件	9月24日	一部開示	個人氏名、個人印影、メールアドレス、職名、口座情報、法人陰影 銀行	条例第7条第2号、第3号及び4号	◆条例第7条第2号 特定の個人を識別することができる情報であるため。 ◆条例第7条第3号及び4号 法人の内部管理情報及び犯罪防止のため。	延長
87	8月9日	請求	上下水道部 南部浄化センター	○平成21年度以降の下水道研究報告会の復命書 ○(COD計・NP計)の取扱説明書 ONP計、COD計の使用薬品のMSDS ○直近のpH計の校正液 BOD、COD、T-N、T-Pの分析に用いる薬品を購入した際の数と値段と取引業者名のわかる書類 OSSのろ紙の数と値段と取引業者名のわかる書類 他9件	複命書(富栄養化防止対策講習会(平成22年3月24日)、イオンクロマトグラフレーニングコース(平成22年7月9日)、元素分析セミナー2010(平成22年8月19日))、取扱説明書(有機汚濁モニターUV計OPM410型、全リン全窒素自動測定装置TPN508)、MSDS(リン標準液、窒素標準液、七モリブデン酸六アンモニウム四水和物、フタル酸水素カリウム、Lアスコルビン酸、水酸化ナトリウム、硫酸、ペルオキソ二硫酸カリウム、次亜塩素酸ナトリウム)、職場巡視結果報告について(平成23年11月15日)	9月24日	全部開示				延長
88	8月10日	請求	環境部 環境保全課	環境保全課(環境分析センターを含む)の備品出納簿	備品出納簿	8月20日	全部開示				
89	8月10日	請求	環境部 環境分析センター	薬品の支出負担行為決議書(環境分析センターの分、H19年度から開示請求日までのもの)	支出負担行為決議書のうち、薬品の購入に係るもの(平成19年度から平成24年度(平成24年8月10日(開示請求日まで))	9月20日	一部開示	①担当者の印影 ②取引銀行	①条例第7条第2号 ②条例第7条第3号	◆条例第7条第2号 ①特定の個人を識別することができるため。 ◆条例第7条第3号 ②法人の内部管理情報のため。	延長
90	8月20日	申出	上下水道部 企画経営課	水道業務委託(水道メーター検針等業務)について作成された次の文書 直近2回分の①入札公告②入札結果(参加業者、入札金額または、採点がわかるもの③仕様書(業務、設計内容がわかるもの)	水道業務委託の、 契約期間 平成23.10.1～平成26.9.30 平成23.4.1～平成23.9.30 平成22.4.1～平成23.3.31 に係る入札結果調書及び仕様書	8月30日	全部開示				
91	8月20日	請求	議会事務局 議事課	平成23年度政務調査費 収支報告書	政務調査費収支報告書(平成23年度)	8月28日	一部開示	①法人印影 ②振込先口座情報(口座名義を除く。) ③法人担当者の氏名及び印影	①条例第7条第3号及び第4号 ②条例第7条第3号 ③条例第7条第2号	◆条例第7条第3号及び第4号 ①第3号:当該法人の内部管理情報で、公にすることにより、法人等の事業活動が損なわれる恐れがあるため。 第4号:犯罪予防のため。 ◆条例第7条第3号 ②当該法人の内部管理情報で、公にすることにより、法人等の事業活動が損なわれる恐れがあるため。 ◆条例第7条第2号 ③個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため。	
92	8月22日	請求	総務部 人事課	近藤前副市長から提出された退職手当辞退届	退職手当の受給権に係る申出書	8月28日	全部開示				

整理番号	受付日	区分	担当課等	公文書の名称その他公文書を特定するに足りる事項 (請求の内容)	公文書の名称	開示決定等の通知をした日	開示決定等の内容	開示しないこととした部分	開示しないこととした根拠規定	当該規定を適用する理由	備考
93	8月29日	請求	文化スポーツ部 生涯学習課	知多公民館整備事業プロポーザルに係る提案書等の一切発注業務提案審査委員会議事録 ・知多公民館概算事業費算出 知多公民館整備事業プロポーザルに係る提案書等の一切発注業務提案審査委員会の議事録(議事内容の分かれるものの)一切。業務設定価格の上限を240000千円とした積算根拠の分かれる書類の一切 ・技術提案書等の提出について	・知多公民館整備事業発注業務提案審査委員会議事録 ・知多公民館概算事業費算出	10月12日	全部開示			◆条例第7条第1号 著作権法第18条第1項及び第3項の規定により、提出された提案書は、公表されていない著作物であり、開示する旨の決定の時までに反対の意思表示がされたTSUCHIYA株式会社春日井営業所の提案物計画図(平面図、立面図、断面図、仕上表)、設備工事概要計画書、技術提案書、オプション提案書の公表権は、TSUCHIYA株式会社春日井営業所にあるため。 ◆条例第7条第2号 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるためまた個人の権利利益を害するおそれがあるため ◆条例第7条第3号 民間発注者からの工事の設計・監理に関する契約金額、支払い方法、各種図面及び工事管理の一部署託先、業務の委託先の開示は、発注者と請負者及び請負者と委託者との信頼関係が損なわれ、営業活動において不利益が生ずる恐れがあるため。 ◆条例第7条第3号 選定されたTSUCHIYA株式会社春日井営業所の提案物計画図(平面図、立面図、断面図、仕上表)、設備工事概要計画書、技術提案書、オプション提案書については、プロポーザルの業務設定価格、業務要求水準書をみたすために提案者が経験と実績に基づくノウハウにより作成された知的財産であり、他の同種工事の入札やプロポーザル等において、競合する他社等が当該部分の記載内容を模倣することが可能となり、提案者の競争力を阻害するおそれがあるため。 ◆条例第7条第3号、4号 法人の内部管理情報及び犯罪防止のため。	延長
						10月12日	一部開示	○法人の印影 ○担当者氏名 ○担当者メールアドレス ○第5-1号様式・第5-2号様式の中の配置予定の管理技術者・工事監理者の勤続年数 ○第7号様式の中の配置予定監理技術者の取得年月日、保有年数、勤続年数 以下16件	条例第7条第1号、2号、第3号及び第4号に該当		
94	9月3日	申出	教育委員会 学校教育課	1.衛生委員会設置校の衛生委員会に関するすべての文書。 2.上記学校における産業医の活動(職場巡視等)が分かるすべての文書。(1.2=2012.4.1~8.31の分) 3.上記産業医の委嘱状に関するすべての文書。 4.「学校医の報酬等に関する合意事項について」 5.面接指導、メンタル相談に係る医師・医師会との契約内容が分かる文書。(委嘱状、「臨時職員任用通知書」等 (3.4.5=2012年度に関する文書。	1.衛生委員会設置校の衛生委員会に関する文書。 ・春日井市学校教職員労働安全衛生管理規定に基づく衛生管理者の推薦について(依頼) 【春日井市立中部中学校】 ・春日井市立中部中学校衛生管理者推薦報告書 ・産業医の委嘱について(通知)(24春教學第194号) 以下40件	9月18日	全部開示			平成21年4月以降、新たに文書を作成していないため。	延長
						9月18日	不開示 (不存在)	—	不存在		
95	9月12日	請求	文化スポーツ部 生涯学習課	知多公民館整備事業に係る設計・施工一括発注業務プロポーザルプレゼンテーション及びヒアリング質疑要旨 ・知多公民館整備事業発注業務提案審査委員会議事要旨 知多公民館整替えに係るプロポーザル ヒアリングに係る全て(提案書も含む)	・知多公民館整備事業に係る設計・施工一括発注業務プロポーザルプレゼンテーション及びヒアリング質疑要旨 ・知多公民館整備事業発注業務提案審査委員会議事要旨	10月25日	全部開示			◆条例第7条第1号 著作権法第18条第1項及び第3項の規定により、提出された提案書は、公表されていない著作物であり、開示する旨の決定の時までに反対の意思表示がされたTSUCHIYA株式会社春日井営業所の提案物計画図(平面図、立面図、断面図、仕上表)、設備工事概要計画書、技術提案書、オプション提案書の公表権は、TSUCHIYA株式会社春日井営業所にあるため。 ◆条例第7条第2号 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるためまた個人の権利利益を害するおそれがあるため ◆条例第7条第3号 民間発注者からの工事の設計・監理に関する契約金額、支払い方法、各種図面及び工事管理の一部署託先、業務の委託先の開示は、発注者と請負者及び請負者と委託者との信頼関係が損なわれ、営業活動において不利益が生ずる恐れがあるため。 ◆条例第7条第3号 選定されたTSUCHIYA株式会社春日井営業所の提案物計画図(平面図、立面図、断面図、仕上表)、設備工事概要計画書、技術提案書、オプション提案書については、プロポーザルの業務設定価格、業務要求水準書をみたすために提案者が経験と実績に基づくノウハウにより作成された知的財産であり、他の同種工事の入札やプロポーザル等において、競合する他社等が当該部分の記載内容を模倣することが可能となり、提案者の競争力を阻害するおそれがあるため。 ◆条例第7条第3号、4号 法人の内部管理情報及び犯罪防止のため。	延長
						10月25日	一部開示	○法人の印影 ○担当者氏名 ○担当者メールアドレス ○第5-1号様式・第5-2号様式の中の配置予定の管理技術者・工事監理者の勤続年数 ○第7号様式の中の配置予定監理技術者の取得年月日、保有年数、勤続年数 以下16件	条例第7条第1号、2号、第3号及び第4号に該当		
96	9月18日	請求	まちづくり推進部 建築指導課	大規模盛土造成地分布図	大規模盛土造成地分布図	9月24日	全部開示				
97	9月19日	申出	市民生活部 市民活動推進課	春日井市自治会活動保険についての下記文書 ○上記制度の概要が分かるパンフレット、チラシ等 ○上記制度の実施要綱・災害補償規定等 ○平成24年度契約時の仕様書 ○平成24年度契約時の入札結果 ○平成24年度契約の保証証及び特約書(保証約款不要) ○平成23年度契約の事故件数および支払い保険金額(被害者に支払った保険金額)	①自治会活動(コミュニティ)保険 ②平成24年度自治会活動保険仕様書 ③自治会活動保険契約に伴う見積結果及び契約者の決定について(同) ④賠償責任保険証券	9月27日	全部開示			開示申出に係る公文書を作成していないため。	延長
					自治会活動保険の実施要項・災害補償規定等	9月27日	不開示 (不存在)	—	不存在		
98	9月28日	請求	環境部 環境保全課	平成24年9月26日付で環境保全課で受付した第819号の文書 騒音防止対策の進捗報告		10月10日	一部開示	事業所名及びその印影、報告者名及びその印影	条例第7条第3号、第4号、第7号	◆条例第7条第3号 公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。 ◆条例第7条第4号 犯罪防止のため。 ◆条例第7条第7号 行政指導又はその手続きの適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	

整理番号	受付日	区分	担当課等	公文書の名称その他公文書を特定するに足りる事項 (請求の内容)	公文書の名称	開示決定等の通知をした日	開示決定等の内容	開示しないこととした部分	開示しないこととした根拠規定	当該規定を適用する理由	備考
99	9月28日	申出	教育委員会 学校教育課	・春日井市小中学校長会の法制委員会に関するすべての文書 (2011(H23)年度の分)	・第1回春日井市校長会法制委員会の開催について(案内) ・第2回春日井市校長会法制委員会の開催について(案内) ・第3回春日井市校長会法制委員会の開催について(案内)	10月12日	全部開示				
100	10月1日	請求	建設部 河川排水課	受付番号2-039号 公共用物使用許可申請書、全部 受付番号2-039号 公共用物使用許可書、全部	1.公共用物使用許可申請書 (収受番号 平成21年12月7日付け21春河第2-039号) 2.公共用物使用許可書 (許可番号 平成21年12月9日付け21春河第2-039号)	10月15日	一部開示	担当者名、法人印影	条例第7条第2号、第3号、第4号	◆条例第7条第2号 個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるため。 ◆条例第7条第3号及び第4号 法人の内部管理情報及び犯罪防止のため。	
101	10月12日	請求	環境部 環境保全課	平成14年1月29日付け 環境部環境政策課で受付た番号3810全部	特定施設の種類ごとの数変更届出書	10月26日	一部開示	代表者の印影、事業所の担当者名	条例第7条第2号、第3号、第4号	◆条例第7条第2号 個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるため。 ◆条例第7条第3号及び第4号 法人の内部監理情報及び犯罪防止のため。	
102	10月12日	請求	教育委員会 学校教育課	・H23.24年度のいじめ、不登校対策委員会会議録 ・H23.24年度の教育相談の実施計画及びそれに用いた事前アンケート(記名式及び無記名式)のひな型	1.平成23年度教育相談実施計画案 2.平成24年度教育相談実施計画案 3.教育相談アンケート 4.いじめアンケート調査	11月7日	全部開示				延長
				1.平成23年度いじめ・不登校・虐待対策委員会会議録 2.平成24年度いじめ・不登校・虐待対策委員会会議録	11月7日	一部開示	委員会における対象者及び実態等の記録について	条例第7条第2号	委員会で記録された内容は個人に関する情報であって、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため。	延長	
103	10月19日	申出	教育委員会 学校教育課	1. 2012.4.1～2012.10.18に発生した小中学校教職員の非適行為に関するすべての文書。 2. 2011.4.1～2012.9.30の春日井市小中学校校長会の教育条件委員会及び学校経営委員会に関するすべての文書。(市教委保有分及び各委員長校、各委員長の保有分)	1.非適行為に関する連報(H24.4.24、H24.6.27) 2.非適行為について(同)(24春教學第376号、775号) 3.教員の処分について(協議)(24春教學第554号、952号) 4.教員の処分について(24春教學第700号、1059号) 5.春日井市小中学校長会学校経営委員会に関する旅行命令書 (2011.4.1～2012.9.30参加委員分)	12月3日	一部開示	・当該職員の氏名 ・当該職員の所属学校名 ・当該職員の所属学校的教頭名 ・当該職員の生年月日 ・当該職員の年齢 以下38件	条例第7条第2号	◆条例第7条第2号 当該事件に関する職員及び児童生徒個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため。	延長
				6. 春日井市小中学校長会学校経営委員会の開催について (2011.4.1～2012.9.30開催分) 7.第3回春日井市小中学校長会学校経営委員会(学・経部会) 拡大会議の開催について(平成23年度開催分) 8.第3回春日井市小中学校長会学校経営委員会拡大会議の開催について (平成24年度開催分)	12月3日	全部開示				延長	
				9.2011.4.1～2012.9.30の春日井市小中学校校長会の教育条件委員会に関するすべての文書	12月3日	不開示 (不存在)	一	不存在	文書を作成及び保有していないため。	延長	
104	10月19日	請求	教育委員会 教育総務課	平成24年10月4日執行の全自动印刷機の販貸借(小学校)に係る予定価格の算定根拠(3種)の資料	全自动印刷機に係る費用比較表 全自动印刷機設計金額	10月30日	全部開示				
105	10月22日	請求	教育委員会 学校教育課	・春日井市小中学校校長会の法制委員会に関するすべての文書 各委員の出張命令書も含む(2011(H23)年度の分)	・第1回春日井市校長会法制委員会の開催について(案内) ・第2回春日井市校長会法制委員会の開催について(案内) ・第3回春日井市校長会法制委員会の開催について(案内)	11月5日	全部開示				
				・第1回春日井市校長会法制委員会旅行命令書(参加委員分) ・第2回春日井市校長会法制委員会旅行命令書(参加委員分) ・第3回春日井市校長会法制委員会旅行命令書(参加委員分)	11月5日	一部開示	参加委員の職員番号、最寄りのバス停	条例第7条第2号	職員番号及び最寄りのバス停は個人に関する情報であって、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため。		
106	10月26日	請求	会計管理者 会計課	春日井市立中学校15校 平成23年11月1日契約のデジタル印刷機デュープリンタードP-U550の消耗品マスター インク平成24年5月26日-24年10月25日迄5ヶ月間に購入の純正品 汎用品全ての請求書及び支出命令書の開示請求を致します	支出命令書	11月9日	一部開示	法人の振込先口座情報	条例第7条第3号	法人の内部管理情報の保護のため。	
107	10月29日	請求	環境部 環境保全課	・平成23年度に春日井市が測定して基準超過もしくはその恐れがみられた事業場の立入検査記録簿(水質汚濁防止法特定事業場)平成21年度～平成23年度の分 ・平成24年4月1日付けで愛知県より引きついだ粉じん関係立入検査記録簿の写し ・平成24年度中に春日井市が立入りを行った事業場の立入検査記録簿(大気汚染防止法に基づく一般粉じん発生施設および県民の生活環境の保全等に関する条例に基づく粉じん発生施設) ・平成24年度中に春日井市が立入りを行った事業場の立入検査記録簿(大気汚染防止法に基づく一般粉じん発生施設および県民の生活環境の保全等に関する条例に基づく粉じん発生施設)	・平成23年度に春日井市が測定して基準超過もしくはその恐れがみられた事業場の立入検査記録簿(水質汚濁防止法特定事業場)平成21年度～平成23年度の分 ・平成24年4月1日付けで愛知県より引きついだ粉じん関係立入検査記録簿(大気汚染防止法に基づく一般粉じん発生施設および県民の生活環境の保全等に関する条例に基づく粉じん発生施設)	12月12日	全部開示				延長
				・立入検査記録簿(水質汚濁防止法特定事業場) 平成23年度に市が測定して基準超過又はそのおそれがみられた事業場の立入検査記録簿のうち平成21年度から平成23年度まで ・立入検査記録簿(粉じん関係) ①平成24年4月1日に県より引きついだ立入検査記録簿の写し ②平成24年度に市が立入りを行った事業場の立入検査記録簿	12月12日	一部開示	1 事業者情報(会社名、事業場名、住所等事業者が特定できる情報等) 2 担当者名、メールアドレス	条例第7条第2号、第3号、第7号	◆条例第7条第2号 個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるため。 ◆条例第7条第3号 公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れがあるため。 ◆条例第7条第7号 行政指導又はその手続の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	延長	
108	10月31日	請求	教育委員会 教育総務課	平成24年10月4日入札執行 春日井市立白山小学校始め20校 全自動印刷機の販貸借契約書 開示請求を致します	販貸借契約書	11月13日	一部開示	法人印影	条例第7条第3号、第4号	◆条例第7条第3号及び第4号 法人等に関する情報であって、公にすることにより、当該個人及び法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため及び犯罪の予防のため。	
109	10月31日	請求	教育委員会 教育総務課	平成23年度に契約した中学校15校の印刷機の消耗品にかかる協議で業者から提出された書類	春日井市立中学校15校消耗品の使用について	11月13日	一部開示	法人印影	条例第7条第3号、第4号	◆条例第7条第3号及び第4号 法人等に関する情報であって、公にすることにより、当該個人及び法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため及び犯罪の予防のため。	
110	10月31日	請求	教育委員会 教育総務課	平成24年10月4日入札執行の全自动印刷機販貸借に係る契約書 (写)	販貸借契約書	11月14日	一部開示	法人印影	条例第7条第3号、第4号	◆条例第7条第3号及び第4号 法人等に関する情報であって、公にすることにより、当該個人及び法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため及び犯罪防止のため。	

整理番号	受付日	区分	担当課等	公文書の名称その他公文書を特定するに足りる事項 (請求の内容)	公文書の名称	開示決定等の通知をした日	開示決定等の内容	開示しないこととした部分	開示しないこととした根拠規定	当該規定を適用する理由	備考
111	11月8日	申出	教育委員会 学校教育課	1. 2012(H24)年度、東野小・岡島直二氏は尾張教育研究会の会計担当であり、丸田小・鈴木直子氏は同会の理事である。2012年度の同会総会会議録を含む、両氏の各担当に関するすべての文書。旅行命令も含む。	1.尾張教育研究会役員・理事・支部長会の開催について(依頼) 2.第1回尾張教育研究会役員・理事・支部長。研究部長会議の開催について(依頼) 3.第1回尾張教育研究会役員・理事会の開催について(依頼) 4.尾張教育研究会役員・理事会の開催について(依頼) 5.平成24年度第1回尾張教育研究会役員・支部長、研究部長会の開催について(依頼) 以下2件	11月22日	全部開示				
					8.旅行命令書(平成24年度尾張教育研究会会計岡崎直二、尾張教育研究会理事鈴木直子分)	11月22日	一部開示	当該役員の職員番号	条例第7条第2号	職員番号は個人に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため。	
					9.尾張教育研究会総会会議録	11月22日	不開示 (不存在)	—	不存在	会議録は作成されていないため取得していない。	
112	11月8日	申出	教育委員会 学校教育課	1. 以下の負担金支出について、支出したことになった経緯が分かる文書、(負担金額の算定の根拠)を示す文書等、すべての文書。 ・「小中学校校長会等負担金」 ・「愛知県公立小中学校事務職員研究会負担金」 ・「愛知県学校図書館研究会負担金」	1支出負担行為決議書(支出負担行為番号5649)・平成24年度愛知小中学校長会負担金 2支出負担行為決議書(支出負担行為番号8958)・平成24年度尾張小中学校長会負担金 3支出負担行為決議書(支出負担行為番号9392)・平成24年度尾張教頭会負担金 4支出負担行為決議書(支出負担行為番号4739)・平成24年度愛知県公立小中学校事務職員研究会等負担金 5支出負担行為決議書(支出負担行為番号31020)・愛知県学校図書館研究会等負担金	11月22日	一部開示	1から5の文書に添付されている各団体からの納入依頼文書(請求書)に記載されている納入先の金融機関名、支店名、金融機関番号、支店番号、預金の種類、口座番号の部分	条例第7条第3号、第4号	◆条例第7条第3号 団体の内部管理情報であり、公にすることにより団体の利益を害するおそれがあるため。 ◆条例第7条第4号 公にすることにより犯罪予防に支障を及ぼすおそれがあるため。	
					6全国連合小学校長会会則 7東海北陸地区連合小学校長会会則 8全日本中学校長会会則 9東海北陸中学校長会会則 10愛知県小中学校校長会規約、平成24年度予算書(案) 以下10件	11月22日	全部開示				
					・春日井市民病院診療記録管理委員会設置要綱 ・平成23年度第1回診療記録管理委員会議事録 ・平成23年度第2回診療記録管理委員会議事録 ・平成23年度第3回診療記録管理委員会議事録 ・平成23年度第4回診療記録管理委員会議事録 ・平成23年度診療記録管理委員会臨時会議事録 ・平成23年度第6回診療記録管理委員会議事録	11月22日	全部開示				
113	11月8日	請求	市民病院事務局 医事課	●平成24年度中に春日井市民病院において春日井市民病院診療情報の提供についての指針(以下指針と記載)に基づいて提出を受けたか、あるいは通知された第1.2.3.4.5.6号様式一式とその起案用紙 ●春日井市民病院診療記録 管理委員会設置要綱 ●平成23年度中の春日井市民病院 診療記録管理委員会の議事録 ●指針の「6提供しないこととする診療情報」によって全部を提供しなかった場合の起案用紙一式(平成13年度以降) ●指針の「5診療情報の提供の方法(1)」にある「医師等による口頭説明」がなされたことが記載された書類(平成13年度以降)	1.診療情報の提供について(同) 第9号 2.診療情報の提供について(同) 第30号 3.診療情報の提供について(報告) 第122号 4.診療情報の提供について(同) 第123号 5.診療情報の提供について(同) 第137号 以下59件	11月22日	一部開示	①個人の氏名、住所、生年月日、電話番号、病状、印影 ②法人印影 ③代理人弁護士の住所、氏名、事務所名、電話番号、ファックス番号	条例第7条第2号、第3号、第4号	◆条例第7条第2号 ①個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるため。また、特定の個人を識別することはできないが公にすることで個人の権利利益を害するおそれがあるため。 ◆条例第7条第3号及び第4号 ②法人の内部管理情報及び犯罪防止のため。 ◆条例第7条第2号及び第3号 ③代理人が公になることで依頼者が診療情報の提供申出を躊躇することになり、依頼者が本来行使できる権利行使できなくなり個人の権利利益を害するおそれがあるため。また、代理人である弁護士が、証拠収集をしていることが明らかになり弁護士業務に支障を及ぼすおそれがあるため。	
114	11月12日	請求	教育委員会 教育総務課	中学校の印刷機デュプロに使用 マスターインクについて 西部中学校 平成24年7月5日 248,490円 松原中学校 7月12日 98,850円 中部中学校 7月13日 102,120円 南城中学校 8月14日 74,889円 知多中学校 9月14日 70,810円 合計 595,150円 此の時に(富田謄写堂)以外の見積微収 会社名 品番 品名 数量 消費税を含む 単価 金額の分かる書類の開示請求を致します	見積書	11月22日	全部開示				
115	11月13日	請求	教育委員会 教育総務課	平成23年度に契約した中学校15校の印刷機の消耗品にかかる協議において、市が業者あてに照会した文書及び業者からの回答書	①全自动印刷機賃貸借契約にかかる消耗品の使用について(同) ②富田謄写堂からの回答書(春日井市立中学校15校消耗品の使用について)	11月22日	一部開示	②の文書について 法人印影	条例第7条第3号、第4号	◆条例第7条第3号及び第4号 法人等に関する情報であって、公にすることにより、当該個人及び法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため及び犯罪の予防のため。	
116	11月14日	申出	文化スポーツ部 文化課	索引目次 H23年、H24年度 文化課のもの	平成23年度、平成24年度の索引目次	11月22日	一部開示	個人氏名	条例第7条第2号	個人に関する情報であって特定の個人を識別することができる情報であるため。	
117	11月15日	請求	消防本部 予防課	■■■■に係る消防用設備等の届出書	消防用設備等(特殊消防用設備等)設置届出書(■■■■に係るもの)	11月29日	一部開示	法人の代表者印の印影、施工した消防設備士個人の住所、氏名、印影、携帯電話番号及び消防設備士免状交付番号	条例第7条第2号、第3号及び第4号	◆条例第7条第2号 特定の個人を識別できる情報であるため。 ◆条例第7条第3号 法人の取引上、金融上の内部情報であり、法人の正当な権利利益を害するおそれがあるため。 ◆条例第7条第4号 犯罪予防のため。	
118	11月15日	請求	まちづくり推進部 建築指導課	春日井市大規模盛土造成地分布図	大規模盛土造成地分布図	11月19日	全部開示				

整理番号	受付日	区分	担当課等	公文書の名称その他公文書を特定するに足りる事項 (請求の内容)	公文書の名称	開示決定等の通知をした日	開示決定等の内容	開示しないこととした部分	開示しないこととした根拠規定	当該規定を適用する理由	備考	
119	11月19日	請求	教育委員会 学校教育課	1.別紙「平成24年度 春日井市小中学校長会要項」の「平成23年度会務報告(部会・委員会関係)」に記載された法制委員会に関し当委員に配布された文書、要項、会議録等々すべての文書。 (ただし、4月15日、7月12日、11月15日開催分の校長名の出席依頼文書を除く) 2.上記法制委員会の出席委員の出張命令書(ただし、4月15日、7月12日、11月15日開催分を除く)	『平成24年度春日井市小中学校長会要項』の「平成23年度会務報告(部会・委員会関係)」に記載された法制委員会に関し当委員に配布された文書、要項、会議録等々すべての文書。 (ただし、4月15日、7月12日、11月15日開催分の校長名の出席依頼文書を除く)	12月13日	不開示 (不存在)	—	不存在	文書を作成及び保有していないため。	延長 異議申立 取下げ	
					平成23年度春日井市校長会議旅行命令書 (法制委員会出席委員分)	12月13日	一部開示	出席委員の職員番号	条例第7条第2号	職員番号は個人に関する情報であって、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため。	延長	
120	11月21日	請求	総務部 総務課	春日井市総務部総務課 平成24年8月9日入札執行 デジタル印刷機(5台)の貢貸借 施行伺の開示請求を致します			取下げ					
121	11月22日	請求	まちづくり推進部 建築指導課	■■■■■通報等処理票	通報等処理票(■■■■■)	12月6日	一部開示	個人の氏名、住所及び電話番号	条例第7条第2号	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため。		
122	11月22日	請求	教育委員会 教育総務課	・2012年10月12日 ジュボウ事務機に行った、汎用品の使用についての申し入れの内容 ・2012年11月21日 ジュボウ事務機より届いた協議の回答	小学校11校の汎用品使用においての協議について	12月5日	一部開示	法人印影	条例第7条第3号、第4号	◆条例第7条第3号及び第4号 法人等に関する情報であって、公にすることにより、当該個人及び法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため及び犯罪の予防のため。		
123	11月30日	請求	教育委員会 学校教育課	1.別紙No.1～No.3の「協議事項」に関するすべての文書。但し、尾張別紙No.1～No.3の「協議事項」に関するすべての文書。但し、尾張教育研究会総会要項を除く。		12月12日	不開示 (不存在)	—	不存在	文書を保有していないため。	異議申立	
124	12月3日	申出	まちづくり推進部 建築指導課	(建築主)株式会社 (確認番号)H09認定春建000366 (確認年月日)H9.5.27 春日井市黒塙町字大久手150	建築計画概要書	12月10日	全部開示					
125	12月5日	請求	教育委員会 教育総務課	H24.11.13入札の坂下中始め5校の複写機レンタルに係る①仕様書②賃貸借契約書③同等機種一覧	①複写仕様書②賃貸借契約書③同等機種一覧	12月12日	一部開示	②の文書について 法人印影	条例第7条第3号、第4号	◆条例第7条第3号及び第4号 法人等に関する情報であって、公にすることにより、当該個人及び法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため及び犯罪の予防のため。		
126	12月7日	請求	教育委員会 学校教育課	H23・24年度 岩成台中学校 部活動記録の全て。	1 平成23年度岩成台中学校表彰原簿 2 平成24年度岩成台中学校表彰原簿	12月19日	一部開示	表彰原簿に記載された学年・組、氏名、ふりがな	条例第7条第2号	表彰原簿に記載された学年・組、氏名、ふりがなは個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため。		
127	12月13日	請求	教育委員会 教育総務課	H24.11.13入札の坂下中始め5校 複写機レンタルにかかる積算参考見積り(2社)	見積書	12月21日	一部開示	口座情報	条例第7条第3号、第4号	◆条例第7条第3号及び第4号 法人その他の団体に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため及び犯罪の予防のため。		
128	12月14日	請求	教育委員会 学校教育課	別紙「春日井市小中学校長会学校経営委員会の開催について」に記載された、各「内容」に関するすべての文書。	別紙「春日井市小中学校長会学校経営委員会の開催について」に記載された、各「内容」に関するすべての文書。	12月19日	不開示 (不存在)	—	不存在	文書を作成及び保有していないため。	異議申立	
129	12月14日	請求	教育委員会 学校教育課	2011.4.1～2012.9.30の春日井市小中学校校長会の教育条件委員会に関するすべての文書。	2011.4.1～2012.9.30の春日井市小中学校校長会の教育条件委員会に関するすべての文書。	12月19日	不開示 (不存在)	—	不存在	文書を作成及び保有していないため。	異議申立 取下げ	
130	12月19日	請求	教育委員会 学校教育課	・別紙「春日井市校長会法制委員会「案内」(第1回～第3回)に記された各「内容」に関するすべての文書。	「別紙」春日井市校長会法制委員会「案内」(第1回～第3回)に記された各「内容」に関するすべての文書。	1月4日	不開示 (不存在)	—	不存在	開示請求に係る公文書を作成及び保有していないため。	異議申立	
131	12月19日	請求	教育委員会 教育総務課	平成24年9月19日 96,450円 9月28日 86,220円 2件の見積微収 株富田謄写堂 其の他社の見積書の写しを開示請求を致します 物件は印刷機の消耗品(デュプロ用品)	見積書	12月27日	一部開示	担当者印	条例第7条第2号	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため。		
132	1月4日	申出	教育委員会 学校教育課	1.2012.10.19～2012.12.31に発生した小中学校教職員の非適行為に関するすべての文書。	1 交通事故速報(H24.9.28) 2 教職員の事故報告書の提出について(報告) (24春教学第1625号) 3 臨時教育委員会への議題の提出について(同) (24春教学第1798号) 4 教員の処分について(内申) (24春教学第1798号) 5 教員の処分について(通知) (24尾教第1591-3号)	1月8日	一部開示	・当該職員の所属学校名 ・当該職員の所属学校的教頭名 ・当該職員の氏名 ・当該相手方の構成 ・当該相手方の当初治療を受けた病院 以下25件	条例第7条第2号	当該事故に関わる職員及び相手方個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため及び特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため。		
133	1月8日	請求	教育委員会 教育総務課	平成23年11月9日以後25年1月7日迄の春日井市立小中学校事務用機器について入札執行又は見積微収にてファイルセッターペーパー織機 ページセッター シュレッダー 電動裁断機 ポスタークリーナー購入に際して参加各校の見積書の開示請求を致します。 (支出負担行為決議書)	支出負担行為決議書	1月21日	一部開示	法人印影	条例第7条第3号及び第4号	法人等に関する情報であって、公にすることにより、当該個人及び法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため及び犯罪の予防のため。		
134	1月17日	申出	教育委員会 教育総務課	平成25年第1回定期教育委員会会議の録音物(公開部分) ・2013.1.16開催の教育委員会会議の録音物。	平成25年第1回定期教育委員会会議の録音物(非公開部分)	1月30日	全部開示					
135	1月17日	申出	教育委員会 学校教育課	・2012.4.1～2012.12.31の、春日井市小中学校長会の法制委員会に関するすべての文書。旅行命令書を含む。	1 第1回春日井市校長会法制委員会の開催について(案内) 2 第2回春日井市校長会法制委員会の開催について(案内) 3 第3回春日井市校長会法制委員会の開催について(案内) 4 第5回愛日小中学校長会都市代表者会の開催について 5 尾張小中学校長会法制委員会全体研修会の開催について 6 第1回春日井市校長会法制委員会旅行命令書(参加委員分) 7 第2回春日井市校長会法制委員会旅行命令書(参加委員分) 8 第3回春日井市校長会法制委員会旅行命令書(参加委員分) 9 愛日小中学校長会都市代表者会旅行命令書(参加委員分) 10 尾張地区法制研修会旅行命令書(参加委員分) 11 平成24年度4月～12月春日井市校長会議旅行命令書(法制委員会出席委員分)	3月1日	全部開示					延長
						3月1日	一部開示	参加委員の職員番号、最寄りのバス停	条例第7条第2号	職員番号及び最寄りのバス停は個人に関する情報であって、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため。		

整理番号	受付日	区分	担当課等	公文書の名称その他公文書を特定するに足りる事項 (請求の内容)	公文書の名称	開示決定等の通知をした日	開示決定等の内容	開示しないこととした部分	開示しないこととした根拠規定	当該規定を適用する理由	備考
136	1月23日	請求	教育委員会 学校教育課	H23・24年度 高森台中、藤山台中、高蔵寺中、石尾台中、坂下中のいじめ・不登校対策検討委員会議録	1.平成23・24年度高森台中学校いじめ・不登校対策委員会記録 2.平成23・24年度藤山台中学校いじめ・不登校対策委員会(会議録) 3.平成23・24年度高蔵寺中学校いじめ・不登校対策委員会会議録 4.平成23・24年度石尾台中学校いじめ・不登校対策委員会(会議録) 5.平成23・24年度坂下中学校いじめ・不登校対策委員会報告	2月20日	一部開示	開示請求者以外の個人に関する情報について	条例第7条第2号	委員会で記録された内容は、個人に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため。	延長
137	1月30日	請求	教育委員会 学校教育課	平成24年度の教職員の懲戒・分限処分に関する文書(処分が決定されたもの)	1.非違行為に関する速報(H24.4.24、H24.6.27) 2.非違行為について(同)(24春教学第376号、775号) 3.教員の処分について(協議)(24春教学第554号、952号) 4.教員の処分について(24春教学第700号、1059号) 5.交通事故速報(H24.9.28) 6.教職員の事故報告書の提出について(報告)(24春教学第1625号) 7.臨時教育委員会への議題の提出について(同)(24春教学第1798号) 8.教員の処分について(内申)(24春教学第1798号) 9.教員の処分について(通知)(24尾教第1591-3号)	3月8日	一部開示	当該職員の氏名、所属校名、所属学校の教頭名、生年月日、年齢、性別、関係する学年、組、休暇内容、校務分掌、職歴及び職名、当該児童生徒の学年、当該学校の学習活動、当該職員の氏名の私印影、所属学校的校長名、所属学校的職印影、当該職員の採用年月日、本県勤務年数、現所属年月日、当該児童生徒の氏名、年齢、学習活動、当該相手方の構成、当初治療を受けた病院、当該職員の免許の種類、過去における事故の有無、当該職員の氏名の心の状況、当該相手方の住所、職業、氏名、年齢、車両同乗者氏名、続柄、年齢、車両同乗者の生活状況、当該職員の担当教科、	条例第7条第2号	当該事件に関わる職員及び児童生徒個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため。 当該事故に関わる職員及び相手方個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため及び特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため。	延長
138	2月1日	請求	教育委員会 教育総務課	入札執行日平成24年12月18日 件名 学習机等(中学校 3173000)(小学校6578000)円 物品売買契約書の開示請求をいたしました	物品購入契約書	2月13日	一部開示	法人印影	条例第7条第3号及び第4号	法人等に関する情報であって、公にすることにより、当該個人及び法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため及び犯罪の予防のため。	
139	2月4日	申出	まちづくり推進部 都市政策課	平成24年7月1日から24年12月31までに付定のあった春日井市住居表示に関する条例第3条・同規則に基づく住居表示実施地区の新築届、付番通知書等、新設物件の受付日(付定日)・町名・住居番号・地番の明記されている資料(氏名部分は必要ありません。)	建物等異動届出書 (平成24年7月1日～平成24年12月31日)	2月13日	一部開示	(1)届出書 届出人の住所、氏名、電話番号	条例第7条第2号	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものが記録されているため。	
140	2月6日	請求	教育委員会 学校教育課	1.2013年2月末退職に関するすべての文書。(県教委からの文書、県教委等への報告文書、市立小中校長への文書、市立小中校長からの文書、メール等電子文書も含む) 1.定年退職予定教職員の自己都合退職に関する留意事項について(通知)(平成25年1月31日付け愛知県教育委員会尾張教育事務所長事務連絡文書、2つの添付文書含む。)[別紙①②③] 2.愛知県教育委員会から市教育委員会学校教育課に送信された電子メール文書(平成25年1月31日付け) (件名)人事担当者様 定年退職予定教職員の自己都合退職に関する留意事項について(通知)[別紙④] ※添付ファイル文書は1と同じ (件名)Fwd: 人事担当者様 定年退職予定教職員の自己都合退職に関する留意事項について(通知)[別紙⑤] ※添付ファイル文書は1と同じ 3.市教育委員会学校教育課から市立小中学校長に送信された電子メール文書(平成25年1月31日付け) (件名)<重要・至急>定年退職予定教職員の自己都合退職に関する留意事項について(通知)[別紙⑥] ※添付ファイル文書については、1と同じ (件名)<最重要>先ほどのメールについて[別紙⑦] ※添付ファイルの文書については、一部開示決定の対象文書 平成25年1月30日付けで愛知県教育委員会(教職員課)が作成した校長止まりの事務連絡の文書[別紙A]	3月22日	全部開示					延長
141	2月7日	申出	市民生活部 男女共同参画課	DV相談マニュアル(H24.10月改訂版) ・DV被害者保護支援の流れに関する文書・関係機関から入手した文書・関係機関へ発出した文書・児童相談所から入手した文書・保健所へ発出した文書・その他相談機関から入手した文書 DV相談マニュアル(H24.10月改訂版) ・DV被害者保護支援の流れに関する文書・関係機関から入手した文書・児童相談所から入手した文書・児童相談所へ発出した文書・保健所から入手した文書・保健所へ発出した文書・その他相談機関へ発出した文書・市町村へ発出した文書・市町村から入手した文書・福祉事務所へ発出した文書・市町村へ発出した文書・市町村から入手した文書・警察へ発出した文書・警察から入手した文書・医療機関へ発出した文書・医療機関から入手した文書・保健命令申立ての支援・地方裁判所から入手した文書・生活保護などの福祉的な対応が記載されている文書・学校の転校手続きの対応が記載されている文書・DV被被害者に対する自立支援の内容が記載されている文書・DVの電話相談記録・DVの面談相談記録・自立の評価基準が記載されている文書・DVの電話相談記録・DVの面談相談記録・自立の評価基準が記載されている文書・同行支援の内容が記載されている文書・DV被被害者精神機能の評価をした文書・意思確認の方法が記載されている文書・DV加害者との面談記録・DV被被害者精神機能の評価をした文書・意思確認の方法が記載されている文書・DV被被害者精神機能の評価をした文書・意思確認の方法が記載されている文書・DV加害者との面談記録・DV被被害者精神機能の評価をした文書・意思確認の方法が記載されている文書・DV被被害者へのカウンセリングの記録・DV被被害者へのメンタルヘルス相談記録・DV被被害者の心理が記載されている文書・危険度アセスメント表・危険度アセスメント表・危険度アセスメント表を活用した事例 愛知県女性相談センターへ発出した文書 愛知県女性相談センターから入手した文書。 H23年度～H24年度	3月15日	取下げ					延長
142	2月8日	請求	まちづくり推進部 建築指導課	■■■■通報等処理票	通報等処理票(建築基準法関係)…⑥	2月22日	一部開示	個人の氏名、住所及び電話番号、契約年月日	条例第7条第2号及び第3号	◆条例第7条第2号 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため及び公にすることにより、個人の権利利益を害する恐れがあるため ◆条例第7条第3号 法人の内部管理情報のため	
143	2月8日	請求	まちづくり推進部 建築指導課	■■■■通報等処理票	通報等処理票(建築基準法関係)…⑩	2月22日	一部開示	個人の氏名、住所及び電話番号	条例第7条第2号	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため	
144	2月12日	請求	環境部 環境保全課	公害状況調査報告書 H22年度No.246、H23年度No.53、H24年度No.58	公害状況調査報告書 平成22年度 №.246 公害状況調査報告書 平成23年度 №.53 公害状況調査報告書 平成24年度 №.58	2月25日	一部開示	申立人氏名及び住所、発生源名称及び所在地、事業所担当者名	条例第7条第2号及び第3号及び第7号	◆条例第7条第2号 個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるため。 ◆条例第7条第3号 公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。 ◆条例第7条第3号 行政指導又はその手続きの適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	

整理番号	受付日	区分	担当課等	公文書の名称その他公文書を特定するに足りる事項 (請求の内容)	公文書の名称	開示決定等の通知をした日	開示決定等の内容	開示しないこととした部分	開示しないこととした根拠規定	当該規定を適用する理由	備考
				平成14年度の文書 427 ライセンス契約について(同) 平成19年度の文書 11 平成19年度学校教育設備整備費等補助金(理科教育等設備)事業実施計画等の報告について(同) 43 学校に設置している遊具の安全確保について(同) 59 公立学校施設整備計画関係調査について(照会) 91 学校用務員職場要求書 91 「学校用務員職場要求書について」(同) 平成19年度の文書 以下22件 平成21年度文書 7 学校用務員打ち合わせ会の開催について(同) 11 作業依頼書の提出について(同) 30 第三十回愛知父母懇談会総会 メッセージのお願い 38 現業員(学校用務員)打ち合わせ会の開催について(同) 65 小・中学校現業員運送保険の契約について(同) 平成21年度の文書 以下16件 平成23年度の文書 252 耐震補強その他工事に係る支出負担行為決議事務の過誤について(同) 522 平成23年度組織改正(案)についての意見などについて(同) 636 一般質問に係る答弁のフォローアップについて(同) 820 平成24年度市政方針に対する代表質問の答弁案について(同) 967 職員からの苦情相談について	3月27日	全部開示					延長
145	2月12日	請求	教育委員会 教育総務課	教育総務課文書番号 H19_409、580、43、59、168、228、394、400、445、462、689、91、11、743、337、412、412-2、322、323、565、470、550、571、48、393、687、595、205、11、30、82、443、474、7、38、65、181、198、223、324、531、608、602、99、218 H21_371、371-2、371-3、526、761、459、468、762、497、455-1、514、427、196 H23_922、967、182、183、184、220、325、524、535、252、522、636、820、519 平成19年度の文書 182 春日井小学校における事故報告書について(同) 183 不二小学校における事故報告書について(同) 184 八幡小学校における事故報告書について(同) 196 環境調査について(依頼) 220 柏原中学校における事故報告書について(同) 平成23年度の文書 以下5件	3月27日	一部開示	法人の印影、法人の名称、代表者名、及び所在地、担当者名、口座情報、職員番号、代理人の住所、氏名、調査事務窓口担当者の氏名、携帯電話、相手方個人の住所、氏名、被害者の住所、氏名、生年月日、年齢、連絡先、勤務先の住所、名称、連絡先、職業、職員名、事故発生場所、事故発生施設の名称、事故発生状況図、現場地図、加害者氏名、自動車登録番号、組合印の氏名、住所及び個人の印影	◆条例第7条第2号 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため及び公にすることにより個人の権利利益を不当に害するおそれがあるため。 ◆条例第7条第3号及び第4号 法人その他の団体に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため及び犯罪の予防のため。		延長	
				○平成14年度の文書で、文書番号が455-1、497、514のもの ○平成19年度の文書で、文書番号が48のもの ○平成21年度の文書で、文書番号が602のもの	3月27日	不開示 (不存在)	—	不存在	誤って廃棄してしまったため。		延長
146	2月12日	請求	教育委員会 学校教育課	学校教育課文書番号 H23_1159、1811、36、161、170、500、550、1060、1052、1554、1555、1800、1908、210、211、209、214、804、864、1394、79、80、82、86、95、59、88、89、113、1330、1408、1675、1783 H21_2133、1778、1681、880、1006、1054、1460、1612、1613、1795、1918、1919、1920、2215、2216、2217、5、142、415、649、753、1090、1135、1222、1280、1472、1536、1749、1843、2031、2077、2156、94、99、1262、75(枝番含む)、119(枝番含む)、205(枝番含む)、208(枝番含む)、1606、305、305-2、702、906、1494、1495 H19_174、1654、1544、1654、137、281、920、1564、350、1056、1275、1610、1708、1711、1727、2186、1851、2080、2163、21、61、112、123、217、277、283、299、388、430、501、502、612、1098、1159、1551、1978、275(枝番含む) H14_173、262、337、359、520、522、523、521、524、745、787、163、405、440、505、528 開示文書 1811 「藤山台中学校の小学校統合について」のお知らせの配布について(同) 36 平成23年度定期健康診断説明会の資料について(同) 161 平成23年度児童生徒及び教職員の定期健康診断結果の報告について(依頼) 170 平成23年度特定健康診査に係る健康診断の記録の提供について(同) 500 健康診断の記録の写しの提供に係る覚書の継続及び健診データの提供について(同) 以下57件	3月28日	全部開示					延長
				一部開示文書 170 平成23年度特定健康診査に係る健康診断の記録の提供について(依頼) 500 健康診断の記録の写しの提供に係る覚書の継続等について(依頼) 1060 平成23年度特定健康診査に係る健康診断の記録の提供について(依頼) 1681 平成22年度小学校教諭免許状取得研修受講について(内申) 880 児童生徒の交通事故について(同) 1008 児童生徒の交通事故について(同) 以下27件	3月28日	一部開示	印影、性別、学校名、氏名、振込先、生年月日、現住所、学年、免許状の取得情報、勤務履歴、写真、本籍、評定、旧姓、地図、児童生徒の所見、学年、診断内容、学校長名、印影、病院名、住所、年齢、保護者名、免許取得日、事故照会番号、車両番号、証明書番号、振込口座	条例第7条第2号及び第3号及び第4号	個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。		延長
				不開示文書 1159 平成23年度 勤務評定報告書(校長および各学校教職員分)の提出について(同) 864 平成23年度青少年相談機関に関する中部ブロック連絡会議の開催について(依頼) 79 休職者に関する取扱方針について(通知) 80 平成23年度 第1回初任者研修の開催について(通知) 82 平成23年度初任者研修実施校における実態調査について(依頼) 以下41件	3月28日	不開示 (不存在)	—	不存在	(1)データ削除漏れのため (2)廃棄したため		延長
147	2月12日	請求	教育委員会 野外教育センター	野外教育センター文書番号 H21_44、68、1、13、59、109 H23_34、33、49、59、60、67、110、107、124、192 平成21年度 13 平成20年度監視・測定結果記録書の提出について(同) 59 監視・測定項目等登録票の提出について(同) 68 臨時職員要望書の提出について(同) 109 水道料金軽減申請書提出について(同) 平成23年度 33 第6部研修実施計画書について(同) 49 第6部研修実施報告書の提出について(同) 59 第6部研修実施報告書の提出について(同) 60 平成23年度ボート救助訓練の実施について 67 第6部研修実施計画書について(同) 107 都市緑化植物園(グリーンピア春日井)への研修視察について(依頼) 110 第6部研修実施報告書の提出について(同) 124 第6部研修実施報告書の提出について(同) 192 第6部研修実施報告書の提出について(同)	3月26日	全部開示					延長
				平成21年度 ご意見・ご質問の回答について(同) 故障停電による損害賠償の示談書について(同) 平成23年度 第6部研修実施報告書の提出について(同)	3月26日	一部開示	法人名称・代表者名・所在地・電話番号及びファックス番号・法人印影・担当者名・取引銀行内容・個人の氏名・電話番号及びメールアドレス・市職員の職員番号・採用年度	条例第7条第2号及び第3号及び第4号	◆条例第7条第2号 個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるため。 ◆条例第7条第3号及び第4号 公にすることにより、当該法人又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する恐があるため、及び犯罪防止のため。		延長
148	2月12日	請求	教育委員会 文化財課	文化財課文書番号 H23.315	文化財課実施行事安全管理マニュアルについて(同)	2月26日	全部開示				

整理番号	受付日	区分	担当課等	公文書の名称その他公文書を特定するに足りる事項 (請求の内容)	公文書の名称	開示決定等の通知をした日	開示決定等の内容	開示しないこととした部分	開示しないこととした根拠規定	当該規定を適用する理由	備考	
149	2月12日	請求	教育委員会 学校給食センター	給食センター文書番号 H21_313、11_31_43_381、414 H19_47、322、323、362	平成21年度 文書番号313 事故報告書の提出について 文書番号11 豊橋市の養鶏農場で発生した高病原性鳥インフルエンザに関する風評被害防止チラシ(2)について 文書番号31 学校給食衛生管理基準の施行について 文書番号43 学校給食実施基準の施行について 文書番号381 「学校給食における食物アレルギー対応の手引」の送付について 文書番号414 学校栄養職員の勤務及び服務の取り扱いについて 平成19年度 文書番号47 汚水処理施設汚泥処理業務委託 文書番号322 給食残渣処理業務委託 文書番号323 汚水処理施設維持管理業務委託	2月26日	全部開示					
				平成19年度文書番号 362 汚水処理施設維持管理業務委託における指名競争入札通知について	2月26日	不開示 (不存在)	一	不存在	誤って廃棄してしまったため			
150	2月13日	請求	上下水道部 下水建設課	下水建設課文書番号 H17_301、309_687、704、103_161、908、311(枝番含む)、628、632、632-1、634、667、345、345-1、521、733(枝番含む)、120、224(枝番含む)、525、482、577(枝番含む)、32、33、751、822(枝番含む)、140、594、633、981(枝番含む)、863、702、718	32号 防護工事方法等の協議について(同) 33号 防護工事方法等の協議について(同) 103号 公共下水道維持管理台帳作成業務委託 120号 公共下水道中央処理区侵入水防止工事 140号 平成17年度・委員会・幹事会の開催について(通知) 以下21件	3月29日	全部開示				延長	
				224-1号 105 現場代理人及び主任技術者等届(中央処理区侵入水防止工事) 224-2号 105 工程表(中央処理区侵入水防止工事) 224-3号 105 酸素欠乏危険作業主任者届(中央処理区侵入水防止工事) 224-4号 105 施工計画書(中央処理区侵入水防止工事) 224-4号 105 材料承諾願(中央処理区侵入水防止工事) 以下24件	224-1号 105 現場代理人及び主任技術者等届(中央処理区侵入水防止工事) 224-2号 105 工程表(中央処理区侵入水防止工事) 224-3号 105 酸素欠乏危険作業主任者届(中央処理区侵入水防止工事) 224-4号 105 施工計画書(中央処理区侵入水防止工事) 224-4号 105 材料承諾願(中央処理区侵入水防止工事) 以下24件	3月29日	一部開示	1.個人の氏名、本籍、住所、年齢、生年月日、家族連絡先、電話番号、印影、最終学歴、顔写真、教育、資格、免許、資格番号交付日、雇用年月日、経験年数、血液型、健康診断年月日、血圧 2.法人の印影 3.法人契約工事の請負額	条例第7条第2号及び第3号及び第4号	◆条例第7条第2号 1.個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるため。及び、個人を識別することは出来ないが、公にすることによって個人の権利利益を害するおそれがあるため ◆条例第7条第3号及び第4号 2.法人の内部情報であるため。及び、犯罪防止のため。 ◆条例第7条第3号 3.法人の内部情報であるため。	延長	
				1.平成17年度下水建設課文書番号632、632-1 2.平成17年度下水建設課文書番号704、822	1.平成17年度下水建設課文書番号632、632-1 2.平成17年度下水建設課文書番号704、822	3月29日	不開示 (不存在)	一	不存在	1.検査の中止に伴い文書を作成していないため 2.該当のファイルに綴られておらず、所在が不確定なため	延長	
151	2月13日	請求	上下水道部 業務課	業務課文書番号 H14_64、65_266、267_356、361、430、567、852 H19_1074、1075_1、53、115、127、218、226、307、308、330、383、395、460、495、496、540、576、578、669、685、774、791、792、855、864、901、922、938、942、1026、1031、1034、1087、1095、1034、46、62、111、210、221、222、236、252、253、240、284、293、298、306、318、336、345、373、381、419、479、541、543、552、574、622、633、658、662、668、736、770、779、782、851、857、865、908、937、947、978、988、1022、1035、1041、1048、706 H21_1078、39、40、49、97、143、223、265、275、276、428、594、595、622、624、651、655、739、746、655、16、24、105、213、1079、7、8、27、51、59、93、107、118、153、157、173、184、217、294、333、352、333、423、478、521、606、640、793、812、262、286、676	平成19年度 春水監第1号 平成19年度4月分給水停止の実施について(同) 53号 平成19年度5月分給水停止の実施について(同) 115号 平成19年度6月分給水停止実行状況について(同) 127号 平成19年度6月分給水停止の実施について(同) 218号 平成19年度7月分給水停止の実施について(同) 以下 57件	3月28日	全部開示				延長	
				平成14年度 春下管第64号 雨水取付管設置協議書 65号 雨水取付管設置について(同) 春水監第266号 メーターの亡失(受付第1号)に伴う損害額の請求について(同) 267号 メーターの亡失(受付第2号)に伴う損害額の請求について(同) 356号 メーターの亡失(受付第3号)に伴う損害額の請求について(同) 以下143件	平成14年度 春下管第64号 雨水取付管設置協議書 65号 雨水取付管設置について(同) 春水監第266号 メーターの亡失(受付第1号)に伴う損害額の請求について(同) 267号 メーターの亡失(受付第2号)に伴う損害額の請求について(同) 356号 メーターの亡失(受付第3号)に伴う損害額の請求について(同) 以下143件	3月28日	一部開示	氏名、住所、生年月日、裁判等の事件番号等、水道メーター番号、水道使用者番号、電話番号、FAX番号、個人の印影、法人の印影、事業主の印影、法人名、法人の所在地、弁護士名、破産手続に係る日時、口座番号情報、メールアドレス	条例第7条第2号及び第3号及び第4号	◆条例第7条第2号及び第3号及び第4号 個人に関する情報であって特定の個人が識別されるため、及び他の情報と照合することで、特定の個人を識別することができるため、又は、特定の個人を識別することはできないが公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあるため。 法人等に関する情報、又は、事業を営む個人の当該事業に関する情報であって公にすることで権利利益を害するおそれがあるため。 犯罪防止のため。	延長	
				①平成19年度春水監第1026号 ②平成19年度春水監第705号 ③平成21年度春業上第812号	①平成19年度春水監第1026号 ②平成19年度春水監第705号 ③平成21年度春業上第812号	3月28日	不開示 (不存在)	一	不存在	①文書起案を中止したが、文書取消処理を怠り索引目次の残ったため。 ②データ上誤ったファイルに登録されており、実際に綴られたファイルは保存満了により廃棄されたため。 ③本文書は、平成21年度照会文書一料金関係のファイルに綴られる文書であるが、見当たらないため、誤って処分してしまったと考えられるため。	延長	
152	2月15日	請求	総務部 人事課	24春人第1103号 環境保全課の事務処理について	環境保全課の事務処理について(同)	2月27日	一部開示	処分者の氏名、職名、職員以外の者の氏名、住所(郵便番号含む)、電話番号	条例第7条第2号	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため及び特定の個人を識別することができないが公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため。		
153	2月15日	申出	教育委員会 学校教育課	1.小中学校各教職員の「労働時間等の記録」。 (2012年11月分) 2.2012.10.120、愛知県教委教職員課による学校訪問の記録。 (市教委、校長作成分) 3.2012年度の教頭研究発表会に関するすべての文書。 4.2012年度の教務主任校務主任研究発表に関するすべての文書。 5.2012年度の主幹教諭研修会に関するすべての文書。	1.小中学校各教職員の「労働時間等の記録」(2012年11月分) 2.平成24年度学校訪問要項 3.平成24年度教頭会研究発表会(要項)及び座席表 4.平成24年度教頭会研究集録 5.平成24年度春日井市教務主任・校務主任合同研究発表会(要項)及び座席表 6.教務主任研究中間発表(資料) 7.平成24年度校務主任研究集録 8.平成24年度春日井市教務主任・校務主任合同研究発表会グループ討議資料 9.平成23年9月20日水害状況調査(校務主任会アンケート結果のまとめ) 10.平成24年度第1回主幹教諭研修会要項 11.平成24年度第2回主幹教諭研修会要項	4月1日	一部開示	・休暇等の種類、時間、理由 ・職免の理由	条例第7条第2号	個人に関する情報であって、個人の権利利益を害するおそれがあるため。休暇や職免の内容を示す情報は、当該職員の健康や私生活内容に関わるものであり、職務遂行情報に該当しないため。	延長	
						4月1日	全部開示				延長	

整理番号	受付日	区分	担当課等	公文書の名称その他公文書を特定するに足りる事項 (請求の内容)	公文書の名称	開示決定等の通知をした日	開示決定等の内容	開示しないこととした部分	開示しないこととした根拠規定	当該規定を適用する理由	備考	
154	2月15日	請求 環境部 環境政策課		受付番号2-039号 公共用物使用許可申請書、全部 受付番号2-039号 公共用物使用許可書、全部	文書番号2002都市と公共施設のエネルギー消費量に関する調査について(同) 文書番号1230平成13年度地域環境総合計画策定事業費国庫補助について 文書番号1231平成13年度地域環境総合計画策定事業費補助金の内示について(報告) 文書番号1311地域環境総合計画策定事業実施要綱及び同補助金交付要綱について(通知) 文書番号1230平成13年度地域環境総合計画策定事業費補助金交付申請について(同) 文書番号1885平成13年度環境基本計画策定事業に係る予算について(同) 文書番号1710平成14年度地域環境総合計画策定事業費補助対象事業の要望調査について(照会) 文書番号3640平成13年度地域環境総合計画策定事業費補助金交付決定について 文書番号3640平成13年度地域環境総合計画策定事業費補助金交付決定通知書 文書番号3347平成14年度地域環境総合計画策定事業費補助金の追加要望について(照会) 文書番号3989平成13年度地域環境総合計画策定事業費補助金に係る請求について(通知) 文書番号3989平成13年度地域環境総合計画策定事業費補助金に係る請求について(同) 文書番号4538平成13年度地域環境総合計画策定事業費補助金交付額確定通知書	3月1日	全部開示					
					文書番号2002「都市と公共施設のエネルギー消費量に関する調査」へのご協力お願い 文書番号1230平成13年度地域環境総合計画策定事業費補助金に係る事業実績報告について(同)	3月1日	一部開示	個人の氏名・印影、法人の印影	条例第7条第2号及び第3号及び第4号	◆条例第7条第2号 個人に関する情報であり、特定の個人を特定できるため。 ◆条例第7条第3号 法人に関する情報であり、当該法人の財産を保護するため。 ◆条例第7条第4号 個人に関する情報であり、犯罪を防止するため。		
					文書番号232環境施策推進研修の実施について(同) 文書番号368環境施策推進研修に係る講師派遣の依頼等について(報告) 文書番号387環境施策推進研修に係る看板の製作依頼について(同) 文書番号389環境施策推進研修の開催について(通知) 文書番号404環境施策推進研修に係る次第の提出等について(同) 文書番号406環境施策推進研修に係る報道依頼について(同) 文書番号451環境施策推進研修について(報告) 文書番号629住民記録の使用許可について(同) 文書番号727公用閲覧申請について(同) 文書番号3338日井市立小中学校事務職研修会の講師派遣について(依頼) 文書番号3042環境保全活動の活性化方策について(中間答申)について(送付) 文書番号2732行政視察に係る職員の派遣について(依頼) 文書番号2918KASUGAI技術交流プラザ 技術研究会へのご出席のご依頼について 文書番号3025環境まちづくりパートナーシップ会議運営・施策推進事業業務委託	3月1日	不開示 (不存在)	—	不存在	保存ファイルを誤って破棄してしまったため。		
155	2月15日	請求 総務部 人事課		人事課H14年度文書番号 188、347、454、455、749、1904、2002、823、900、75、127、172、 225、296、329、454、479、490、55、56、87、117、139、161、167、 168、302、308、337、366、437、486、524、539、547、549、566、 609、662、689、735、865、882、1000、1095、1361、1383、1401、 1414、1430、1493、1517、1710、1807、1824、1889、1926、1934、 1926、1941、2065、2179、2193、2535、2545、107、510、608、 1717、32、200、263、395、554、889、919、972、1024、1209、 1307、1479、1596、1667、1685、1851、2131、2188、2237、2477、 2555、158、2026、2027、538、710、1250、1387、1403、1684、 1701、109、212、358、433、109、485、433、795、146、153、325、 472、615、622、730、772、773、776、777、780、797、832、838、 866、880、881、950、931、979、1180、1222、1376、1776、2010、 2096、33 102、105、174、176、232、233、251、252、320、349、350、374、 426、502、546、577、600、675、680、725、739、743、846、875、 903、918、984、1106、1144、1153、1160、1240、1243、1244、 1342、1398、1405、1428、1450、1451、1468、1514、1515、1529、 1553、1554、1578、1579、1600、1601、1621、1634、1640、1642、 1691、1705、1706、1758、1759、1778、1790、1793、1838、1839、 1840、1851、1853、1876、1888、1914、1949、1956、1961、1999、 2000、2001、2012、2013、2047、2104、2107、2108、2110、2164、 2165、2166、2231、2240、2241、2242、2279、2289、2290、2316、 2317、2334、2396、2400、2401、2413、2496、2505、2546	1904号 労災保険の加入手続(保険関係成立届)の提出について(同) 823号 平成14年度組合員に対する貸付実態調査の実施について(お願い) 75号 外郭団体の見直しに係る検討計画書について(同) 127号 事務改善委員会の開催について(同) 172号 第1回事務改善委員会議事録要旨について 以下64件	4月1日	全部開示					延長
					188号 労災保険の加入手続(保険関係成立届)の提出について(同) 347号 労災保険の保険料申告書の提出について(同) 454号 労災保険の加入手続(保険関係成立届)の提出について(同) 455号 劳災保険の加入手続(保険関係成立届)の提出について(同) 749号 労災保険の保険料申告書の提出について(同) 以下135件	4月1日	一部開示	職員の職員番号、氏名、住所、生年月日、年齢、性別、印影、職名、 傷病名、免許証番号、銀行口座番号、給与情報、運転診断結果等	条例第7条第2号及び第3号及び第4号	◆条例第7条第2号 1個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため及び特定の個人を識別することができないが公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため。 ◆条例第7条第3号及び4号 2.大学の内部管理情報であり、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため。		延長
					55号 市町村担当者名簿の作成について(依頼) 56号 市町役職者名簿(三役を除く課長級以上)の作成について(依頼) 161号 新規任用制度の実施状況等に関する調査について(照会) 524号 平成15年度版「職員録」の原稿作成について(照会) 549号 希望昇任、降格制度等の実施状況について(照会) 以下11件	4月1日	不開示 (不存在)	—	不存在	廃棄等により		延長
156	2月18日	請求 市民病院事務局 管理課	市民病院 印刷機消耗品(インク・マスター)購入に係る見積書(複数)写 平成24年6月1日～平成25年2月18日(資料請求)	支出負担行為決議書	2月27日	一部開示	担当者名	条例第7条第2号	個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるため。			
157	2月22日	申出 教育委員会 教育総務課	・2013.2.20開催の教育委員会会議の録音物(公開部分)	平成25年第2回定期教育委員会会議の録音物(公開部分)	3月6日	全部開示						
				平成25年第2回定期教育委員会会議の録音物(非公開部分)	3月6日	不開示 (不存在)	—	不存在	非公開の教育委員会会議は、非開示とすべき個人情報が含まれており、これらが審議の中で公になることにより個人の権利利益を害するおそれがあり、また、率直な意見の交換が損なわれるおそれがあるため、録音していない。			
158	3月4日	請求 建設部 道路課	平成21年度 市道4466号線に係るカーブミラーの通報等処理票	道路修繕処理表	3月14日	一部開示	個人の住所、氏名、電話番号	条例第7条第2号	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため。			
159	3月4日	請求 建設部 河川排水課	平成22年度 水路修繕調査票	水路修繕調査票	3月13日	一部開示	個人の氏名、住所	条例第7条第2号	個人に関する情報であって、特定の個人を識別できる情報が記録されているため。			

整理番号	受付日	区分	担当課等	公文書の名称その他公文書を特定するに足りる事項 (請求の内容)	公文書の名称	開示決定等の通知をした日	開示決定等の内容	開示しないこととした部分	開示しないこととした根拠規定	当該規定を適用する理由	備考
160	3月6日	申出	市民生活部 市民課	谷口信寿行政書士名および、大沼源行政書士名による戸籍・除籍謄本(附票を含む)・住民票の写し等職務上請求書。 期間は、谷口信寿が平成19(2007)年4月1日～平成25(2013)年2月28日まで、大沼源が平成17(2005)年4月1日～平成22(2010)年5月31日まで。	行政書士 谷口信寿及び大沼源が職務上請求書を用いた戸籍(除籍)謄本の請求 (請求期間) 谷口信寿: 平成21年1月1日～平成25年2月28日 大沼 源: 平成21年1月1日～平成22年5月31日 住民票の写し等の請求 (請求期間) 谷口信寿: 平成21年4月1日～平成25年2月28日 大沼 源: 平成21年4月1日～平成22年5月31日	3月21日	一部開示	(1)個人の氏名、本籍、住所 (2)請求者の職印	条例第7条第2号及び第3号及び第4号	◆条例第7条第2号 (1)個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるため。 ◆条例第7条第3号及び第4号 (2)個人事業主の内部管理情報及び犯罪防止のため。	
					行政書士 谷口信寿及び大沼源が職務上請求書を用いた戸籍(除籍)謄本の請求 (請求期間) 谷口信寿: 平成19年4月1日～平成20年12月31日 大沼 源: 平成17年4月1日～平成20年12月31日 住民票の写し等の請求 (請求期間) 谷口信寿: 平成19年4月1日～平成21年3月31日 大沼 源: 平成17年4月1日～平成21年3月31日	3月21日	不開示 (不存在)	—	不存在	請求期間のものについては、保存期間満了により廃棄したため保有していない。	
161	3月11日	請求	消防本部 予防課	■■■■、■■■■、■■■■における最新の査察結果通知書。提出された改修(計画)報告書。現在の改善の進捗状況。口頭、電話による要望、苦情、事前協議等処理状況報告書。	1 ■■■■における追跡調査台帳 2 ■■■■における査察結果通知書	3月25日	全部開示			◆条例第7条第2号 (1)立会者職氏名及び申出人の住所、氏名電話番号は、特定の個人を識別できる情報であるため第2号に該当する。 ◆条例第7条第3号及び第4号 (2)法人の印影及び法人の代表者印の印影は、法人の取引上、金融上の内部情報であり、法人の正当な権利利益を害するおそれがあるため、また、犯罪予防のため、第3号及び第4号に該当する。 ◆条例第7条第4号 (3)危険物の物品名を公にすることにより、盗難及び盗まれた危険物による二次的な犯罪利用の可能性が考えられ、犯罪予防のため、第4号に該当する。 ◆条例第7条第4号 (4)開口部の種類及び大きさを公にすることにより、第三者による不法侵入の可能性が考えられ、犯罪予防のため、第4号に該当する。	
					1 ■■■■における次の公文書 (1)査察結果通知書(写し) (2)改修(計画)報告書 2 ■■■■における次の公文書 (1)査察結果通知書(写し) (2)改修(計画)報告書 3 ■■■■における次の公文書 (1)改修(計画)報告書 (2)追跡調査台帳 4 口頭、電話による要望、苦情、事前協議等処理状況報告書	3月25日	一部開示	1 ■■■■について (1)査察結果通知書における次の部分 ア 立会者職氏名 イ 危険物の物品名 (2)改修(計画)報告書における法人の代表者印の印影 2 ■■■■について (1)査察結果通知書における立会者職氏名 (2)改修(計画)報告書における法人の印影 3 ■■■■について (1)改修(計画)報告書における法人の代表者印の印影 (2)追跡調査台帳における開口部の種類及び大きさ 4 口頭、電話による要望、苦情、事前協議等処理状況報告書における申出人の住所、氏名、電話番号	条例第7条第2号及び第3号及び第4号	最新の立入検査以後、追跡調査を実施しておらず、当該文書を作成していないため。	
162	3月11日	請求	まちづくり推進部 建築指導課	No.1(■■■■) No.2(■■■■) No.3(■■■■) No.4 ■■■■ ■■■■ No.7 ■■■■ No.8 ■■■■ No.9 ■■■■ No.11 ■■■■ ■■■■の通報等処理伝票	No.1(■■■■) No.2(■■■■) No.3(■■■■) No.4 ■■■■ ■■■■ No.7 ■■■■ No.8 ■■■■ No.9 ■■■■ No.11 ■■■■ 通報等処理票(建築基準法関係)…①②③④⑦⑧⑨⑪	3月25日	一部開示	個人の氏名、住所及び電話番号	条例第7条第2号	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため及び公にすることにより、個人の権利利益を害する恐れがあるため	
163	3月12日	請求	まちづくり推進部 建築指導課	■■■■ 是正確認記録	是正確認記録簿	3月25日	一部開示	個人の氏名及び職名	条例第7条第2号	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため及び公にすることにより、個人の権利利益を害する恐れがあるため	
164	3月21日	請求	建設部 河川排水課	春日井市上条町2-26-1南側に設置する通路橋使用許可の書類及び申請の為の書類、理由書及び車両の軌跡図	1.公共用物使用許可申請書及び添付書類(理由書・軌跡図) (收受番号: 平成25年1月15日付け24春河第2-37号) 2.公共用物使用許可書 (許可番号: 平成25年1月24日付け24春河第2-37号)	4月4日	一部開示	担当者氏名、法人印影、車両登録番号	条例第7条第2号及び第3号及び第4号	◆条例第7条第2号 個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるため。 ◆条例第7条第3号及び第4号 法人の内部管理情報及び犯罪防止のため。	
165	3月22日	請求	市民病院事務局 管理課	平成25年3月21日入札執行の春日井市民病院 設置予定のデジタル印刷機に関する入札仕様書の開示請求を致します	施行伺	4月1日	一部開示	担当者名	条例第7条第2号	個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるため。	
166	3月22日	請求	教育委員会 学校教育課	別紙(No.1～No.5)「春日井市校長会法制委員会の開催について」に記載された、各「内容」に関するすべての文書。	別紙(No.1～No.5)の「内容」に関するすべての文書。	4月3日	不開示 (不存在)	—	不存在	開示請求に係る公文書を作成及び保有していないため。	異議申立
167	3月25日	請求	会計管理者 会計課	春日井市立小学校に設置のデジタル印刷機平成23年7月7日契約締結 味美小学校始め11校 リソグラフE672に関わる消耗品マスター インク 平成24年11月26日～25年3月25日迄の4ヶ月間に購入した全ての請求書及び支出命令書の開示請求を致します	支出命令書	4月8日	一部開示	法人の振込先口座情報	条例第7条第3号	法人の内部管理情報の保護のため。	
168	3月27日	請求	建設部 道路課	春日井市4029号線認定道路、春日井市上田楽町字東田2986-3 南勢角起点～2743-1終点、全長76.8m幅員、2.70m～3.00m認定 関係書面一式	春日井市道路台帳図・道路台帳 国有財産譲与契約書・図面 境界立会いの記録	4月10日	全部開示 —	—	条例第7条第3号及び第4号	法人の内部管理情報及び犯罪の予防のため。	

資料2 平成24年度個人情報保護実施状況一覧表

整理番号	受付日	区分	担当課等	開示請求等に係る保有個人情報が記録されている公文書の名称その他保有個人情報を特定するに足りる事項	開示請求等に係る保有個人情報が記録されている公文書の件名	開示決定等の通知をした日	開示決定等の内容	開示等しないこととした部分	開示等しないこととした根拠規定	当該規定を適用する理由	備考
1	4月19日	請求	消防本部 消防総務課	上条6丁目付近における交通事故に関する救急出場報告書	救急出場報告書	4月27日	全部開示				
2	4月26日	請求	市民生活部 市民課	平成24年1月1日から平成24年4月26日までの住民票及び戸籍に関する申請書	住民票の写し等交付申請書 戸籍証明等の交付申請書 (申請期間 平成24年1月1日～平成24年4月26日)	5月8日	全部開示				
					住民票の写し等職務上請求書 戸籍謄本等職務上請求書 (申請期間 平成24年1月1日～平成24年4月26日)	5月8日	一部開示	請求者の事務所の電話番号、職印及び登録番号	条例第17条第4号に該当	請求者の事務所の電話番号、職印及び登録番号については、法人に関する情報であって、開示請求者に係る保有個人情報には該当しないため。	
3	6月6日	請求	市民生活部 市民課	平成24年5月11日～6月6日までの住民票の写しなどの申請書		6月7日	取下げ				
4	6月7日	請求	教育委員会 学校教育課	子供の学籍の確認ができる書類	小学校児童指導要録 様式1(学籍に関する記録)	6月21日	全部開示				
5	6月18日	請求	市民生活部 市民課	平成24年5月4日から平成24年6月18日までの住民票の写しに関する申請書	住民票の写し等交付申請書 (申請期間 平成24年5月4日～平成24年6月18日)	6月21日	不開示 (不存在)	—	不存在	平成24年5月4日～平成24年6月18日までの申請期間については、住民票の写し等交付申請がなく、当該保有個人情報を保有していないため。	
6	6月25日	請求	市民生活部 市民課	委任状、住民票の写し等交付申請書 平成21年4月1日～平成24年6月25日まで	住民票の写し等交付申請書 (申請期間 平成21年4月1日～平成24年6月25日)	7月3日	不開示 (不存在)	—	不存在	上記申請期間中平成21年4月1日から平成24年6月25日においては、住民票の写し等交付申請がされておらず、開示請求に係る当該保有個人情報を保有していないため。	
7	6月27日	請求	財務部 市民税課	平成23年分給与支払報告書	平成23年分給与支払報告書	6月29日	全部開示				
8	6月28日	請求	まちづくり推進部 都市拠点整備課	■■■■と春日井市との土地に関する契約書	土地交換契約書	7月2日	一部開示	①土地家屋調査士の印影 ②成年後見人の印影	①条例第17条第4号及び5号に該当 ②条例第17条第4号に該当	◆条例第17条第4号及び5号 ①法人の内部管理情報及び犯罪防止のため ◆条例第17条第4号 ②犯罪防止のため	
9	8月2日	請求	まちづくり推進部 建築指導課	24春建第157号指示書に対する回答書	誓約書	8月16日	一部開示	法人の印影	条例第17条第4号及び5号に該当	法人の内部管理情報及び犯罪防止のため	
10	8月20日	請求	市民生活部 市民課	戸籍謄本・抄本の交付申請書(平成21年1月1日から平成24年8月20日まで) 住民票の写しの交付申請書(平成21年4月1日から平成24年8月20日まで)	住民票の写し等交付申請書 (申請期間 平成21年4月1日～平成24年8月20日) 戸籍証明等の交付申請書 (申請期間 平成21年1月1日～平成24年8月20日)	8月29日	全部開示				
					住民票の写し等交付申請書、住民票の写し等職務上請求書 (申請期間 平成21年4月1日～平成24年8月20日) 戸籍謄本等職務上請求書 (申請期間 平成21年1月1日～平成24年8月20日)	8月29日	一部開示	申請者の印、社印及び本人確認記録、請求者の職印	条例第17条第3号及び第4号に該当	◆条例第17条第3号 (1)申請者の印及び本人確認記録については、開示請求者に係る保有個人情報には該当しないため。 ◆条例第17条第4号 (2)申請者の社印及び請求者の職印については、法人に関する情報であって、開示請求者に係る保有個人情報には該当しないため。	
11	9月3日	請求	教育委員会 学校教育課	小学校児童指導要録	小学校児童指導要録 様式1(学籍に関する記録)	9月14日	全部開示				
					小学校児童指導要録 様式2(指導に関する記録)	9月14日	不開示 (不存在)	—	不存在	文書保存期間を経過し、文書を保有していないため	
12	9月3日	請求	教育委員会 学校教育課	中学校生徒指導要録	1 中学校生徒指導要録 様式1(学籍に関する記録) 2 中学校生徒指導要録 様式2(指導に関する記録)	9月14日	全部開示				

整理番号	受付日	区分	担当課等	開示請求等に係る保有個人情報が記録されている公文書の名称その他保有個人情報を特定するに足りる事項	開示請求等に係る保有個人情報が記録されている公文書の件名	開示決定等の通知をした日	開示決定等の内容	開示等しないこととした部分	開示等しないこととした根拠規定	当該規定を適用する理由	備考
13	9月4日	請求	教育委員会 学校教育課	<p>・平成19年度～22年度、■■小学校での教育相談及びスクールカウンセラーとのカウンセリング内容の全て。</p> <p>・平成23年度、24年度、■■中学校での教育相談及びスクールカウンセラーとのカウンセリング内容の全て。</p> <p>・平成23年、24年、個人懇談及び家庭訪問の記録の全て。</p>	1.■■中学校平成23年度スクールカウンセラー相談記録 2.■■中学校平成24年度スクールカウンセラー相談記録 3.■■中学校平成23年度1・2学期個人懇談会報告用紙 4.■■中学校平成24年度1学期個人懇談会報告書	10月9日	一部開示	1.開示請求者以外の個人に関する情報について 2.相談者の心理を対応したカウンセラー及び報告を受けた校長が推測して評価、判断及び指導を行った内容について	1.条例第17条第3号 2.条例第17条第7号	◆条例第17条第1項第3号 1.開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるため、又は開示請求者以外の特定の個人を識別することができないが、開示することにより、なお開示請求者以外の権利利益を害するおそれがあるため。 ◆条例第17条第1項第7号 2.相談者の心理を対応したカウンセラー及び報告を受けた校長が推測して評価、判断及び指導(以下「評価等」という。)に関する内容が記載されており、相談者個人の評価等に関する個人情報であって、これを開示するとカウンセラー及び校長が評価等を行った内容について、相談者との間に見解の相違が生じるなど、相談業務の適正又は円滑な執行が阻害されたり、相談者との信頼関係を損なうおそれがあるため。	延長 異議申立
					1.平成19～22年度■■小学校での教育相談及びスクールカウンセラーとのカウンセリング内容の全て。 2.平成23・24年度■■中学校での教育相談及びスクールカウンセラーとのカウンセリング内容の全て。 3.平成23・24年度個人懇談及び家庭訪問記録の全て。	10月9日	不開示 (不存在)	—	不存在	開示請求に係る文書を作成及び保有していないため	
14	9月4日	請求	教育委員会 学校教育課	<p>・平成19年度～22年度、■■小学校での教育相談及びスクールカウンセラーとのカウンセリング内容の全て。</p> <p>・平成23年度、24年度、■■中学校での教育相談及びスクールカウンセラーとのカウンセリング内容の全て。</p> <p>・平成23年、24年、個人懇談および家庭訪問の記録の全て。</p>	1.■■小学校SC相談記録(平成19年度) 2.■■中学校平成23年度スクールカウンセラー相談記録 3.■■中学校平成24年度スクールカウンセラー相談記録 4.■■中学校平成23年度1・2学期個人懇談会報告用紙 5.■■中学校平成24年度1学期個人懇談会報告書	10月9日	一部開示	1.開示請求者以外の個人に関する情報について 2.相談者の心理を対応したカウンセラー及び報告を受けた校長が推測して評価、判断及び指導を行った内容について	1.条例第17条第3号 2.条例第17条第7号	◆条例第17条第1項第3号 1.開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるため、又は開示請求者以外の特定の個人を識別することができないが、開示することにより、なお開示請求者以外の権利利益を害するおそれがあるため。 ◆条例第17条第1項第7号 2.相談者の心理を対応したカウンセラー及び報告を受けた校長が推測して評価、判断及び指導(以下「評価等」という。)に関する内容が記載されており、相談者個人の評価等に関する個人情報であって、これを開示するとカウンセラー及び校長が評価等を行った内容について、相談者との間に見解の相違が生じるなど、相談業務の適正又は円滑な執行が阻害されたり、相談者との信頼関係を損なうおそれがあるため。	延長 異議申立
					1.平成22年度■■小学校でのスクールカウンセラーとのカウンセリング内容の全て。 2.平成19～22年度■■小学校での教育相談内容の全て。 平成23・24年度■■中学校での教育相談会内容の全て。 平成23・24年度家庭訪問記録の全て。	10月9日	不開示 (不存在)	—	不存在	開示請求に係る文書を作成及び保有していないため	
15	10月11日	請求	市民生活部 市民課	<p>住民票の写し等交付申請書(平成21年4月～平成24年10月11日まで) 戸籍証明交付申請書(平成21年1月～平成24年10月11日まで)</p>	住民票の写し等交付申請書(平成21年4月～平成24年10月11日) 戸籍証明等の交付申請書(平成21年1月1日～平成24年10月11日)	10月22日	全部開示			◆条例第17条第3号 (1)依頼者の氏名又は名称、使者の氏名及び印については、開示請求者に係る保有個人情報には該当しないため。 ◆条例第17条第4号 (2)請求者の職印	
					戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書 (申請期間 平成21年1月1日～平成24年10月11日)	10月22日	一部開示	(1)依頼者の氏名又は名称、使者の氏名及び印 (2)請求者の職印	(1)条例第17条第3号 (2)条例第17条第4号	◆条例第17条第3号 (1)依頼者の氏名又は名称、使者の氏名及び印については、開示請求者に係る保有個人情報には該当しないため。 ◆条例第17条第4号 (2)請求者の職印については、法人に関する情報であって、開示請求者に係る保有個人情報には該当しないため。	

整理番号	受付日	区分	担当課等	開示請求等に係る保有個人情報が記録されている公文書の名称その他保有個人情報を特定するに足りる事項	開示請求等に係る保有個人情報が記録されている公文書の件名	開示決定等の通知をした日	開示決定等の内容	開示等しないこととした部分	開示等しないこととした根拠規定	当該規定を適用する理由	備考
16	10月12日	請求	教育委員会 学校教育課	・H23.24年度の生徒指導記録 ・H23.24年度のいじめ、不登校対策委員会会議録	1.平成24年度生徒指導記録 2.平成23年度いじめ・不登校・虐待対策委員会会議録 3.平成24年度いじめ・不登校・虐待対策委員会会議録	11月7日	一部開示	開示請求者以外の個人に関する情報について	条例第17号第3号	開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるため、又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の権利利益を害するおそれがあるため。	延長
					・平成23年度生徒指導記録	11月7日	不開示 (不存在)	—	不存在	開示請求に係る文書に保有個人情報を保有していないため。	延長
17	11月8日	請求	教育委員会 学校教育課	中学校生徒指導要録	愛知県中学校生徒指導要録 様式1(学籍に関する記録) 愛知県中学校生徒指導要録 様式2(指導に関する記録)	11月19日	全部開示				
18	11月8日	請求	市民生活部 市民課	住民票の交付申請書(平成23年8月15日～平成24年11月8日)	住民票の写し等交付申請書(申請期間平成23年8月15日～平成24年11月8日)	11月16日	全部開示				
19	11月16日	請求	財政部 市民税課	平成24年度市民税、県民税申告書	平成24年度市民税、県民税申告書	11月20日	全部開示				
20	11月22日	請求	市民生活部 市民課	・住民票写し等申請書 ・戸籍証明申請書 (平成23年1月1日から平成24年11月22日まで)	住民票の写し等交付申請書 (申請期間 平成23年1月1日～平成24年11月22日) 戸籍証明等の交付申請書 (申請期間 平成23年1月1日～平成24年11月22日)	12月5日	全部開示				
21	12月5日	請求	市民生活部 市民課	・住民票写し等申請書 ・戸籍証明申請書 (平成23年1月1日から平成24年12月5日)	戸籍謄本等職務上請求書 (申請期間 平成23年1月1日～平成24年12月5日) 住民票の写し等交付申請書 (申請期間 平成23年1月1日～平成24年12月5日)	12月18日	一部開示		条例第17条第4号に該当	請求者の職印については、法人に関する情報であって、開示関係者に係る保有個人情報には該当しないため。	
22	12月5日	請求	市民生活部 市民課	私が平成23年11月6日、11月14日、12月2日に申請した■■■■(■■年■■月■■日生)の戸籍に関する交付申請書	戸籍証明等の交付申請書 (平成23年11月14日及び平成23年12月2日に■■■■が申請した■■■■のもの) 戸籍証明等の交付申請書 (平成23年11月6日に■■■■が申請した■■■■のもの)	12月11日	全部開示				
						12月11日	不開示 (不存在)	—	不存在	平成23年11月6日については、戸籍証明等の交付申請がなく、当該保有個人情報を保有していないため。	
23	12月7日	請求	教育委員会 学校教育課	平成23・24年度 ■■中学校 部活動記録のうち、■■■■が所属していた部活動のもの全て。	H23・24年度■■中学校部活動記録のうち、■■■■が所属していた部活動のもの全て。	12月19日	不開示 (不存在)	—	不存在	開示請求に係る公文書を作成していないため。	
24	1月9日	請求	財政部 市民税課	平成20年分 納付支払報告書	平成20年分納付支払報告書	1月15日	全部開示				
25	1月23日	請求	市民生活部 市民課	平成23年10月18日～平成25年1月23日までの住民票及び戸籍に関する交付申請書	・住民票の写し等職務上請求書 ・戸籍謄本等職務上請求書 (申請期間 平成23年10月18日～平成25年1月23日)	2月6日	一部開示	(1)請求者の職印 (2)使者の住所及び氏名、印	条例第17条第3号に該当	請求者の職印及び使者の住所、氏名、印については、開示請求者に係る保有個人情報には該当しないため。	

整理番号	受付日	区分	担当課等	開示請求等に係る保有個人情報が記録されている公文書の名称その他保有個人情報を特定するに足りる事項	開示請求等に係る保有個人情報が記録されている公文書の件名	開示決定等の通知をした日	開示決定等の内容	開示等しないこととした部分	開示等しないこととした根拠規定	当該規定を適用する理由	備考
26	1月23日	請求	教育委員会 学校教育課	平成24年度のいじめ不登校対策委員会会議録 (平成24年10月13日以降に作成された会議録)	平成24年度■■中学校いじめ・不登校・虐待対策委員会資料 (平成24年11月29日実施分)	2月4日	一部開示	開示請求者以外の個人に関する情報について	条例第17条第3号に該当	開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるため、又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の権利利益を害するおそれがあるため。	
27	2月12日	請求	市民生活部 市民課	平成23年2月7日から平成25年2月12までの住民票及び戸籍に関する交付申請書	・住民票の写し等職務上請求書 ・戸籍謄本等職務上請求書 (申請期間 平成23年2月7日～平成25年2月12日)	2月19日	一部開示	(1)請求者の職印 (2)使者の住所及び印	条例第17条第3号に該当	請求者の職印及び使者の住所、氏名、印については、開示請求者に係る保有個人情報には該当しないため。	
28	2月12日	請求	市民生活部 市民課	平成23年2月7日から平成25年2月12までの住民票及び戸籍に関する交付申請書	住民票の写し等交付申請書 戸籍証明等の交付申請書 (申請期間 平成23年2月7日～平成25年2月12日)	2月19日	不開示 (不存在)	—	不存在	平成23年2月7日～平成25年2月12までの申請期間については、住民票の写し等交付申請及び戸籍証明等の交付申請がなく、当該保有個人情報を保有していないため。	
29	2月12日	請求	市民生活部 市民課	平成23年2月7日から平成25年2月12までの住民票及び戸籍に関する交付申請書	住民票の写し等交付申請書 (申請期間 平成23年2月7日～平成25年2月12日)	2月19日	全部開示				
30	2月18日	請求	市民生活部 市民課	住民票の写し等交付申請書 平成25年1月1日から平成25年2月18日 戸籍証明等交付申請書 平成25年1月1日から平成25年2月18日	住民票の写し等交付申請書 戸籍証明等の交付申請書 (申請期間 平成25年1月1日～平成25年2月18日)	2月21日	不開示 (不存在)	—	不存在	平成25年1月1日～平成25年2月18までの申請期間については、住民票の写し等交付申請及び戸籍証明等の交付申請がなく、当該保有個人情報を保有していないため。	

資料 平成24年度会議公開実施状況一覧

担当課	附属機関等の名称	公開非公開 の状況	会議開催数		傍聴 人数
			公開	非公開	
秘書課	表彰審査委員会	非公開		1	—
企画政策課	総合計画審議会	公開	6		22
	総合計画推進市民委員会	未開催	—	—	—
総務課	開発事業紛争調停委員会	未開催	—	—	—
	情報公開・個人情報保護審査会	非公開		7	—
	行政改革推進委員会	未開催	—	—	—
人事課	特別職報酬等審議会	公開	2		0
市民安全課	防災会議	公開	1		3
	国民保護協議会	未開催	—	—	—
交通対策課	自転車等駐車対策協議会	未開催	—	—	—
	地域公共交通会議	公開	1		0
市民活動推進課	社会奉仕活動事故見舞金支給審査委員会	未開催	—	—	—
	市民活動促進のための基本指針策定委員会	公開	3		1
	市民憲章審議会	未開催	—	—	—
市民活動支援センター	市民活動支援センター運営委員会	公開	2		1
男女共同参画課	男女共同参画審議会	公開	2		3
	青少年女性センター運営委員会	公開	2		0
	勤労青少年ホーム運営委員会	公開	2		0
文化課	市民会館運営審議会	未開催	—	—	—
	文化スポーツ応援団審査会	未開催	—	—	—
スポーツ課	スポーツ表彰審査委員会	非公開		1	—
生涯学習課	生涯学習審議会	公開	2		1
図書館	図書館協議会	公開	1		4
健康増進課	O157対策連絡会	未開催	—	—	—
	保健予防調整会	未開催	—	—	—
	救急医療対策協議会	未開催	—	—	—
	健康施策等推進協議会	公開	3		7
	予防接種健康被害調査委員会	非公開		1	—

担当課	附属機関等の名称	公開非公開 の状況	会議開催数		傍聴 人数
			公開	非公開	
高齢福祉課	地域福祉計画推進協議会	公開	1		3
	民生委員推薦会	未開催	—	—	—
	高齢者総合福祉計画推進協議会	公開	1		6
	福祉有償運送運営協議会	一部公開	1		2
	老人ホーム入所判定委員会	非公開		11	—
介護保険課	介護認定審査会	非公開		350	—
	地域包括支援センター運営協議会	公開	3		6
高齢福祉課	高齢者虐待防止連絡協議会	公開	1		1
障がい福祉課	障がい程度区分判定審査会	非公開		32	—
	障がい者施策推進協議会	公開	2		16
	地域自立支援協議会	公開	3		39
保険医療年金課	国民健康保険運営協議会	公開	3		10
子ども政策課	次世代育成支援対策地域協議会	公開	1		1
保育課	障がい児保育審査委員会	非公開		2	—
環境政策課	環境審議会	公開	4		15
ごみ減量推進課	廃棄物減量等推進審議会	公開	2		5
経済振興課	商工業振興審議会	公開	3		5
都市政策課	都市計画審議会	公開	1		1
	都市景観審議会	未開催	—	—	—
	町名等審議会	公開	1		0
都市整備課	尾張都市計画事業松河戸土地区画整理審議会	一部公開	3		1
	まちづくり交付金評価委員会	未開催	—	—	—
	まちづくり交付金勝川駅周辺地区評価委員会	未開催	—	—	—
	尾張都市計画事業勝川駅南口周辺土地区画整理審議会	一部公開	1		1
建築指導課	開発審査会	非公開		5	—
	建築審査会	非公開		7	—
	旅館等建築審査会	未開催	—	—	—
公園緑地課	緑の審議会	公開	1		0

担当課	附属機関等の名称	公開非公開 の状況	会議開催数		傍聴 人数
			公開	非公開	
市民病院 事務局管理課	春日井市民病院事業評価委員会	公開	1		2
企画経営課	水道事業運営研究会	未開催	—	—	—
	下水道基本計画策定検討委員会	未開催	—	—	—
消防総務課	消防賞じゅつ金等審査委員会	未開催	—	—	—
学校教育課	藤山台中学校区学校規模適正化地域協議会	未開催	—	—	—
	通学区域審議会	公開	1		5
	学校保健結核対策委員会	非公開		2	—
	いじめ・不登校対策協議会	非公開		2	—
	就学指導委員会	非公開		3	—
	放課後なかよし教室運営委員会	公開	1		1
	新藤山台小学校学校づくり懇談会	公開	4		15
文化財課	文化財保護審議会	未開催	—	—	—
学校給食センター	学校給食センター運営委員会	公開	2		0
道風記念館	道風記念館運営協議会	公開	1		0
			69	424	177

※非公開で行われた会議の423のうち、350は介護認定審査会です。

諮詢第 26 号

答申書

第 1 審査会の結論

春日井市長が平成 24 年 2 月 8 日付け 23 春環保第 1076-2 号で行った公文書一部開示決定については、別紙に掲げる部分を除き開示すべきである。

第 2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、春日井市情報公開条例（平成 12 年春日井市条例第 40 号。以下「条例」という。）第 6 条に基づく開示請求に対し、平成 24 年 2 月 8 日付け 23 春環保第 1076-2 号により春日井市長が行った一部開示決定を取り消し、非開示部分全ての開示を求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての主たる理由は、異議申立書、意見書及び口頭意見陳述によると、おおむね次のとおりである。

- (1) 諮問実施機関は不開示理由説明書の中で、「水質汚濁防止法に基づく立ち入検査マニュアル策定の手引き（平成 18 年 4 月）（以下「マニュアル」という。）」の記載を引用し、行政処分の発動は留保し、行政指導の範ちゅうに収めていることが多々見られると主張している。今回は、非公開とすることの妥当性が問題となるが、マニュアルの記載自体が、水質汚濁防止法（昭和 45 年 12 月法律第 138 号。以下「水濁法」という。）の立法趣旨、立法経緯からして適正かどうかに疑問がある。すなわち、不開示理由の中に適正かどうか疑問のある記載を掲げることには問題があり、本理由は不開示理由から排除することが適切である。
- (2) 諮問実施機関は、「不開示としている事業場等の情報については、春日井市の事業場等の情報が一切ない」ことを不開示理由の一つとして掲げている。条例上では、作成した文書も、收受した文書も区別することを予定していないことから、仮に春日井市の事業場等の情報が一切ないとしても、開示・不開示の判断に直接影響するものではないと考えられる。
- (3) 諮問実施機関は、「排水基準超過の要因、排出水量、事業場の規模等、人の健康、生活環境等に与えた影響が不明であり、当該事業場等に行政処分が行われたことも不明であること」を不開示理由の一つとして掲げている。条例第 2 条第 2 号は、公文書を「実施機関の職員が職務上作成

し、又は取得した文書」と定義している。要するに「実施機関の職員が取得した文書」は公文書である。条例第7条においては、不開示情報が記録されている場合を除き、開示しなければならないとされている。今回、諮問実施機関が掲げる排水基準の超過の要因、排出水量、事業場の規模等、人の健康、生活環境に与えた影響及び当該事業場等に行政処分が行われたことといった要素については、不開示情報に該当するかを判断する上で必要がないことであって、非公開理由にならない。

- (4) 諒問実施機関は、「全ての年度における排水基準を犯した事業場の事業場名、所在地に関する情報が掲げられていないことから、当該資料に掲げられる事業場のみの情報を公開することは、公平性を欠くことも懸念される」ことを不開示理由の一つとして掲げている。しかし、これまでの経緯からして、申立人は、環境省に対して、全ての年度における排水基準を犯した事業場名及び所在地に関する情報の開示を求めたが、実際に残っている情報が、今回の請求対象の情報のみであり、結果として、全ての年度における排水基準を犯した事業場の事業場名、所在地に関する情報が掲げられていないのであって、諮問実施機関の説明は非公開理由にならない。
- (5) 諒問実施機関は、「環境省では、当該事業場の実情を熟知する関係都道府県・市と協議を行った上、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「情報公開法」という。）第5条第2号及び第4号の規定により、当該情報を不開示とする一部開示決定を行つており、情報公開法と条例の規定が同一であることから、環境省の不開示決定に追随して判断する」ことを不開示理由の一つとして掲げている。しかし、申立人が環境省に対して、当該不開示の決定過程について照会したところ、環境省から、当該事業場の実情を熟知する関係都道府県・市と協議を行つた上で不開示決定をしたものではなく、施行状況調査に協力している海上保安庁から開示に対する懸念の意思表示が環境省に対してあったことが理由であると説明されており、諮問実施機関の主張は、事実と異なる。また、環境省が送付したメールの文面から明らかなように、環境省の意向を「一方的」に通知するものであり、一般読者の普通の読み方からすれば、協議という評価がされるものではない。よって、諮問実施機関の説明は非公開理由にはならない。
- (6) 諒問実施機関は、「国等との協力関係又は信頼関係が著しく損なわれる」ことを不開示理由の一つとして掲げている。条例第7条第5号によれば、「公にすることにより、国等との協力関係又は信頼関係が著しく損なわ

れると認められる」とされている。ここでは、「著しく」という字句が明示的に記されており、不開示理由に該当するためには、「著しく損なわれる」ことが必要であり、不開示理由説明において、「著しく」の蓋然性が明らかにされることが必要である。今回、非開示とされた部分が開示された場合、国等との協力関係又は信頼関係が著しく損なわれるという因果関係が不明であり、条例が予定する「認められる」状態に至る蓋然性が不明であり、諮問実施機関の説明は非公開理由にならない。

- (7) 諒問実施機関は、「国がこれまで任意で情報提供してきた今般の開示請求対象文書と同様な参考情報について、春日井市が他自治体と同一に受けることができなくなる可能性、更には全ての自治体に対して環境省が任意的情報提供をしなくなる可能性は否定できない」ことを不開示理由の一つとして掲げている。申立人は、過去において国が諮問実施機関に対して、今回と同様な参考情報を情報提供した事実があるのか否かについては不知である。しかし、諮問実施機関の主張を仮定して検討すると、同様な参考情報の範囲を考察することとなる。本件対象文書については、環境省が地方公共団体に対して行った情報提供であると思われる。諮問実施機関が、環境保全事務に関して、国に関わらず協力・信頼関係を構築、維持することは望ましいものである。本件対象文書の内容からすれば、今回は環境省が、水濁法関連事務において関わりのある地方公共団体に情報提供したことは「任意である」ことがわかる。すなわち、国としては、法の運用において、原則は地方公共団体等に情報提供する必要がないものであるが、今回は情報提供をしたということである。今回の提供された情報は、水濁法の施行に係る文書であるが、水濁法は複数の条文からなっており、環境省においては、水質汚濁防止法施行状況調査の概要は環境省のホームページに過去15年間程度公表しており、今回の情報は特に水濁法第12条及び第14条第2項に限る情報となっている。これまで、当該ホームページにおける公表によって、水濁法の施行について支障が生じた事実が確認されておらず、より詳細の限られた情報が開示されたとしても、直接、水濁法の施行について支障が生じるとは考えにくく、諮問実施機関の説明は非公開理由にならない。今回の任意の情報提供は、国の情報公開法の事務の過程でなされた情報提供であり、当該任意の情報提供自体が、日々適正に遂行されている地方公共団体の水濁法に係る事務に影響するという因果関係が、通常は非公開理由に当たるという程度のものではなく、特に条例においては、非公開理由として「著しく損なわれ」という状況を予定していることから、条例第7条

第5号に該当しないと評価することが適切であり、諮問実施機関の説明は非公開理由にならない。

- (8) 諒問実施機関は、条例第7条第3号アに該当すると説明していた情報の一部を開示することとしたが、残りは依然として不開示情報に当たるとしている。諮問実施機関は、地方公共団体について記載されている場合及び事業者自らがホームページにより公表している場合については、不開示情報に当たらないとしたものである。そうすると、先に述べた要素がない場合の不開示情報該当性について問題があるものである。そもそも諮問実施機関が説明した不開示理由は、当該事業場名を開示することで、法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある存在するというものである。そこで、不開示情報の変更理由を見ると、実際に公表されている事例については、法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益が害された事実が存在しないということである。そうすると、今回開示された場合の考え方を類推適用した場合、不開示とされている事業場名を開示したとしても、法人等の権利等が害されるおそれがあると言えるのか相当疑問であり、当該事業場名等は全部開示すべきである。
- (9) 諒問実施機関は、今後の国との関係を損なうことを避けることを重視しているように読み取れる。水濁法が施行された昭和40年代は、水濁法に係る事務はいわゆる機関委任事務としてなされたものであるが、現在は自治事務と環境省は整理している。そうすると、自治事務の関係で施行状況調査が行われたものであり、その集計結果自体は、国に直接影響するという性質のものと評価することは疑問であり、諮問実施機関の説明は妥当かどうか疑問である。
- (10) 法人等の名称については、今回の場合、水濁法第12条に違反し、刑事罰を受けた例であることから、正確な事実認定の上で、違法行為を行ったことが確認されるものである。諮問実施機関は、正当な利益を強調しているけれども、懲役刑や罰金刑が確定したような場合は、刑事罰を受けた事実を知られることになって、処罰されたものの利益を損なう結果が生じたとしても、正当な利益に当たらないというのが、健全な解釈であり、諮問実施機関の主張は適正かどうか疑問がある。
- (11) 違反摘発の契機については、直罰規定であることから、行政が把握すれば告発しなければならないものであり、警察が把握すれば、検挙しなければ業務放棄ということになるのであるが、いずれにしろ、同種の違反を誘発するという因果関係は、通常は理解されるものではないもので

ある。また、違反の内容は、水濁法の法体系から、規制基準を超えた場合以外にありえず、違反項目については既に明らかになっているものであり、本件文書については、必ず都道府県の警察本部との連絡をとることになっているものであるから、警察が規制基準を超えたことを把握した場合の測定値が記載されているということで、情報の性質は明らかになっているものである。

- (12) 今回の不開示決定の主な理由は、「法人の名称」と「処罰の実態の情報」に大別されるものであり、特に「処罰の実態の情報」に関しての評価の問題という特殊事情がある。不開示理由の核心は、処罰の実態の情報という断片的な事実の情報を整理して総覧した場合、実際に処罰に付すこととなる一定の基準が推察されるところにある。推定であっても、その推定が実際に当たってしまった場合に、公開した場合と同様の結果が生じることが容易に予想されるのであれば、事実上の公開に当たるものとして、検討することとなると思われる。今回、海上環境刑事判例集（以下「判例集」という。）という市販されている文献の写しを提出するが、そこに記載されている実際の処罰された事例の情報を総合すれば、今回諮問実施機関が問題としている一定の基準が推察される。そうすると、今回の非公開部分そのものというよりも、諮問実施機関が問題視する事態は、慣行として公となっているものであり、本質として今回の非公開決定は適切でないということになる。
- (13) 判例集には、具体的事業場の名称と所在地までは記載されていないものの、公開されている範囲の情報でも、現地では具体的事業場がわざることもあるものである。そうすると判例集に記載されている事業場については、利益を損なっていることが必要となるが、利益を損なっていることは不明であり、また、正当な利益であるとは通常は考えられない。そうすると、今回の諮問実施機関の主張にあるような、正当な利益を損なうおそれというのは、非公開理由にはならない。
- (14) 判例集には、主文と罪となる事実が判決に記載されている事例が多くあり、実際に水濁法第12条違反の場合は、周辺環境の影響や、行政指導の状況については、処罰に必要なものとはなっていない。そうすると、諮問実施機関の「排水基準超過の要因、排出水量、事業場の規模等、人の健康、生活環境等に与えた影響が不明であり、当該事業場等に行政処分が行われたことも不明であること」という説明は、今回の非公開理由に直接つながるものではない。
- (15) 今回の非公開部分は、時間と金を際限なく用いれば、いずれはわかる

情報であり、諮問実施機関の非公開理由は本質的に不適切である。申立人は原文を見ることができないので、諮問実施機関が主張するような理由が条例に照らして妥当かどうかは、審査会に判断してもらう必要がある。よって、審査会には原文を見て、適正な答申を求めるものである。

第3 諮問実施機関の説明の要旨

諮問実施機関の説明を総合すると、本件開示請求を一部開示とした理由は、おおむね次のとおりである。

1 開示しないこととした部分

事業場名、事業場の所在地、違反摘発の契機、違反の内容（数値及び原因）及び判決・罰則の内容

2 開示しないこととした根拠規定

- (1) 公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位等を害するおそれがあるため、条例第7条第3号アに該当する。
- (2) 公にすることにより、犯罪の予防又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第7条第4号に該当する。
- (3) 国、地方公共団体等との間における協力、協議、依頼等により国が作成した文書について、情報提供を受けたものであって、公にすることにより国等との協力関係又は信頼関係が著しく損なわれると認められるため、条例第7条第5号に該当する。
- (4) 国、地方公共団体等が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務の性質上、適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第7条第7号に該当する。

3 不開示の理由について

- (1) 水濁法第12条第1項では、「排出水を排出する者は、その汚染状態が当該特定事業場の排水口において排水基準に適合しない排出水を排出してはならない。」、第14条第2項では、「総量規制基準が適用されている指定地域内事業場から排出水を排出する者は、環境省令で定めるところにより、当該排出水の汚濁負荷量を測定し、その結果を記録し、これを保存しなければならない。」と規定されている。これに対して、水濁法第31条第1項では、「第12条第1項の規定に違反した者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。」、第33条第3項では、「第14条第2項の規定による記録をせず、又は虚偽の記録をした者は、20万円以下の罰金に処する。」ことが規定され、いわゆる直罰規定としている。

また、水濁法第13条第1項では、排水基準を超過するおそれがある場

合における行政処分の措置として、「都道府県知事は、排出水を排出する者が、その汚染状態が当該特定事業場の排水口において排水基準に適合しない排出水を排出するおそれがあると認めるとときは、その者に対し、期限を定めて特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは汚水等の処理の方法の改善を命じ、又は特定施設の使用若しくは排出水の排出の一時停止を命ずることができる。」と規定されている。

- (2) 環境省水・大気環境局が作成したマニュアルでは、「改善命令等は、基準の遵守義務を担保する手段として法に規定されているものであり、必要な場合には発動することが求められるものである。なお、周辺の公共用水域に与える影響が軽微であり、事業者がすでに改善の意思を示しているような場合等は、速やかに対応可能な行政指導（口頭指導、文書指導）で同様の効果を得ることができる場合もある。」とされていることから、都道府県等では、排水基準違反又はそのおそれを確認した場合においても、違反の程度が軽微若しくは速やかに改善が実施され又は改善途中である場合には、行政処分の発動は留保し、行政指導の範ちゅうに収められることが多々見られる。
- (3) 今回、不開示としている水濁法第12条の規定による一律排水基準違反を犯した事業場の情報については、当市に関する情報（市内の事業場情報及び当市が行った行政処分等に関する情報）は一切なく、排水基準超過の要因が、事故や災害等に伴う一過性のものであったのか、管理体制の不備等により常態として繰り返されていたものか等、詳細は不明であり、更に、排出水量や事業場の規模等も不明のため、排水基準を超過したことによる周辺の公共用水域に与えた影響や人の健康、生活環境等に与えた影響も確認できず、都道府県等が改善命令等行政処分を行ったかも不明である。
- (4) 開示請求のあった事業者名等の情報は、環境省に存在していた施行状況調査の資料一式であり、全ての年度における排水基準を犯した事業場名、所在地に関する情報が掲げられていない（当該資料において、情報量に差が見られる。）ことから、当該資料に掲げられる事業場のみの情報を公開することは、他の排水基準を犯した事業場との公平性を欠くことも懸念される。
- (5) こうした状況の中、環境省では、平成24年1月6日に情報公開法第5条第2号の規定により「法人の名称、事業場名及び所在地を公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある」とび第5条第4号の規定により「立入検査

等の年月日、判決内容、違反内容及び違反原因を公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある」として、当該情報を不開示とする一部開示決定を行っている。

- (6) 情報公開法第5条第2号に規定する事項は条例第7条第3号アの規定と同一であることから、環境省の不開示決定に追随し、「事業場名及び所在地については、公にすると当該法人が過去に排水基準違反を行ったことが明らかとなり、法人の信用失墜を招き、事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれる可能性がある」と判断する。
- (7) 同様に、情報公開法第5条第4号に規定する事項は、条例第7条第4号の規定と同一であることから、環境省の不開示決定に追随し、「判決内容（罰則内容）、違反内容（数値、原因）に関する情報を公にすることにより、同種の違反を誘発するなど、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがある」と判断する。
- (8) 平成23年12月15日付けの環境省からのメールは、環境省が開示決定を行う前の検討段階の情報提供であって、開示決定後の事後通知とは異なることから、異議申立人が主張する「一方的な決定と通知」とは解きれない。事実、海上保安庁と協議が実施され、環境省の判断が全部開示から一部開示へと内容が変更しており、このことからすると、環境省が情報提供をしたことは、関係都道府県や市等が意見を述べる機会を付与したと考えられる。
- (9) 環境省が関係都道府県及び市等と協議を行った上、不開示と判断した情報を当市が開示することで、今後、国及び関係都道府県が行う水濁法に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすことは必然的である。また、それによって、国等との協力関係又は信頼関係が著しく損なわれ、国がこれまで任意で情報提供してきた今般の開示請求文書と同様な参考情報について、当市が他自治体と同一に受けることができなくなる可能性、更には、全ての自治体に対して環境省が任意的情報提供をしなくなる可能性は否定できない。このことから、条例第7条第5号及び第7号に該当する。
- (10) 以上により、本件対象文書を条例第7条第3号ア、第4号、第5号及び第7号に該当するとして一部開示決定をしたことは妥当である。

第4 調査審議の経過

審査会は、本件異議申立てについて、以下のとおり調査審議を行った。

- 1 平成24年2月8日 開示決定等の通知をした日
- 2 平成24年3月27日 異議申立てのあった日
- 3 平成24年7月26日 開示決定等の変更通知をした日
- 4 平成24年8月1日 異議申立ての一部取下げのあった日
- 5 平成24年8月13日 諮問のあった日
- 6 平成24年8月13日 諮問実施機関から意見書を收受
- 7 平成24年9月11日 異議申立人から意見書を收受
- 8 平成24年11月1日 異議申立人の口頭意見陳述、諮問実施機関の説明、審議
- 9 平成24年11月29日 審議
- 10 平成25年1月10日 審議

第5 審査会の判断

1 本件対象文書について

本件対象文書は、環境省水・大気環境局水環境課が「水質汚濁防止法等の施行状況調査事項のうち、排水基準違反を犯した事業場名、所在地及び業種等のわかる資料一切」を情報公開法に基づいて開示請求をされた際、当該請求に係る環境省の判断を水濁法に係る事務を所掌する地方公共団体等に対し、「水質汚濁防止法等の施行状況調査事項に対する行政文書の開示請求について」というタイトルで平成23年12月15日付け及び平成24年1月10日付けで情報提供したメール文書である。本件対象文書はメール本文及び添付ファイルで構成されており、添付ファイルは環境省が開示請求の対象として判断している文書が、平成23年12月15日付けメール文書についてはマスキングなしで、平成24年1月10日付けメール文書については環境省が不開示事由ありと判断した箇所の一部が黒塗りにされた状態で、それぞれ添付されている。

2 諮問実施機関の主張する不開示事由について

本件対象文書を一部開示とした理由について、諮問実施機関は、条例第7条第3号、第4号、第5号及び第7号に該当する事由があることを挙げているため、以下では、条例第7条第3号、第4号、第5号及び第7号該当性について検討する。

(1) 条例第7条第3号該当性について

ア 条例第7条第3号アは、「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるも

の」と規定し、法人等又は事業を営む個人の健全で適正な事業活動の自由を保障する必要があることから、事業活動に係る情報で、公にすることにより、当該法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものが記録されている公文書は、原則として不開示とすることを定めたものである。

イ 「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」とは、法人等の生産・技術・販売上のノウハウ、経理、人事等の情報で、公にすることにより、法人等の事業活動が損なわれると認められるもの及び法人等の名誉が侵害され、又は社会的信用若しくは社会的評価が低下するものをいい、必ずしも経済的利益の概念でとらえられないものを含むとしている。また、「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ」の有無は、当該法人等と市との関係、その活動に対する憲法上の権利の保護の必要性等、それぞれの法人等及び情報の性格に応じて、的確に判断する必要があるともしている（情報公開事務の手引き（以下「手引き」という。）38頁）。

ウ 諮問実施機関は、不開示理由説明書及び口頭説明において、本件対象文書の情報中、水濁法の排出基準違反をしたとされる法人の事業場名及び所在地に関する情報（以下「本件法人情報」という。）は条例第7条第3号アに該当すると主張し、本号ただし書き（人の生命、健康等の保護のため公にすることが必要な情報）への該当性については、過去の諮問実施機関が関与していない事案のため把握ができないので、環境省が情報公開法第5条第2号に該当するとして不開示決定をしていることから環境省の決定に追随したと述べている。なお、環境省に対する情報公開請求における不開示決定理由については、諮問実施機関が環境省に対して意見照会をしており、この照会に対して環境省は、「法人の名称、事業場名及び所在地を開示することは、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれが生じる」と回答しているが、結論のみの回答となっていて具体的な説明はされていない。

エ 上記を踏まえて検討すると、本件法人情報が公になると水濁法の排水基準違反を犯したという過去の事実が明らかになる点では、当該法人の社会的な評価が低下するような不利益があるといえる。しかし、排水基準に違反する行為をしたことが事実である限りは、当該不利益は、自ら犯罪に該当する行為を行った結果によって被るものなのであるから、それをもって法人の「正当な利益」が害されたと考えること

はできない。

したがって、本件法人情報のうち、起訴されて刑罰を受けた法人にかかるもの及び、自らのホームページにおいて排出基準違反行為があったことを自認している法人にかかるものについては、条例第7条第3号アの該当性を認めることはできない。

これに対し、本件法人情報のうち、検察庁の処分が「行為者」及び「法人等」のいずれも不起訴とされている案件で、当該法人が自ら違反行為を認めていることが確認できないもの及び、処理が未済とされているものについては、対象となる行為が違法か否かが比較的形式的に判別できるものであるため、海上保安庁が事件を送致している以上実際に違法行為があった蓋然性が高いとはいえるものの、不起訴処分の理由が起訴猶予と明示されているわけではなく、また、裁判による事実認定を経ておらず確実に違法行為があったとは断定ができないことから、当該法人の「正当な利益を害するおそれ」があると考えられ、これらについては条例第7条第3号アの該当性を認めることができる。

(2) 条例第7条第4号該当性について

ア 条例第7条第4号は、「公にすることにより、人の生命、身体、財産又は社会的な地位の保護、犯罪の予防又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報」と規定し、基本的人権の確保と平穏な市民生活を守る観点から、公にすることにより、公共の安全と秩序の維持に支障が生じる情報は、不開示とすることを定めたものである。「支障を及ぼすおそれがある」とは、人の生命、身体、財産等の保護が図られなくなったり、警察活動等が阻害され、又は適正に執行できなくなる可能性がある場合をいう（手引き43頁）。

イ 諮問実施機関は、本件対象文書には春日井市の情報が一切ないため、排水基準違反に関する情報が、条例第7条第4号に該当するかの判断が極めて困難であったと述べる一方、環境省が条例第7条第4号の規定と同一である情報公開法第5条第4号該当として不開示決定したことから、環境省に追随して不開示と判断したと述べている。

しかし、違反情報等は、違反や罰則に関する事実の記載であって、実際の摘発の手法が具体的に記述されているわけではないため、これらを開示したとしても、水濁法の排水基準違反を摘発する活動が阻害され、又は適正に執行できなくなる可能性は通常考えられない。また、そもそも、春日井市の保有する文書について、春日井市に対し条例に基づく開示請求がなされているのである以上、春日井市において条例

第7条第4号に該当するとの判断ができないのであれば、同号に基づく不開示決定はできないと考えざるを得ない。

諮問実施機関は、開示することにより、処分に付することとなる一定の基準が推察され、同種の犯罪を誘発するおそれがあるとも述べているが、今回の情報は、水濁法第12条第1項及び第14条第2項の規定で禁止されている違法行為に関するものであり、これに違反した場合は、水濁法第31条第1項及び第33条第3項に規定する罰則の対象となることは法令上明らかであるから、違反情報等が公になり、事例等が明らかになることは、犯罪の誘発よりもむしろ抑制に効果を与えると考えた方が妥当である。

ウ 事案の中には、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第248条により不起訴になったものもあるが、不起訴となった事実があるだけで、不起訴となった事情を推し量ることはできない。つまり、不起訴になった事案と同じ違反内容であれば、必ず不起訴になるとは言えず、不起訴になった事案を公開しても犯罪を誘発するおそれはないと言える。

エ なお、異議申立人の主張にもあるように、公刊されている判例集に、本件対象文書に記載されているものと同一の事案ではないが、違反情報等が記載されている。諮問実施機関は、この判例集を保有しておらず、愛知県内の各図書館にも所蔵されていない特異な書籍であることから、こうした違反情報等は一般に公になっていないと主張している。しかし、当該判例集は、不特定多数の人が購入できる状態にあると認められることから、諮問実施機関の主張は採用できない。

以上のことから、条例第7条第4号の該当性を認めることはできない。

(3) 条例第7条第5号該当性について

ア 条例第7条第5号は、「国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人その他公共団体（以下「国等」という。）との間における協力、協議、依頼等により実施機関が作成し、又は取得した情報であって、公にすることにより、国等との協力関係又は信頼関係が著しく損なわれると認められるもの」と規定し、これらの情報については不開示とすることとしている。市の行政には国等の協力、信頼関係のもとで、総合的に推進されるものが多くあり、その相関関係を確保する必要性があることから、公にすることにより、これらの関係が著しく損なわれると認められる情報を不開示とすることを定めたものである。

イ 「協議、依頼、協力等」とは、「法令等の規定に基づき、又は任意に行われる指示、照会等をいう」とされている（手引き 44 頁）。

本件対象文書は、環境省が、情報公開法に基づき開示請求を受けたこと及び対象となった文書の開示する箇所を伝えるために関係地方公共団体へ送信したメールである。また、添付されている水濁法等の施行状況調査に関する文書は、環境省が水濁法等に定められている各規定の施行状況について、その件数や内容等を把握することにより、今後の水環境行政の円滑な推進に資することを目的として作成されたものであり、環境省が水濁法の事務を所掌する地方公共団体に照会をして作成したものである。

しかし、メール本文を含めたこれらの文書は、環境省が情報公開請求を受けたこと及びその対応を関係地方公共団体へ伝えたものであり、諮問実施機関が国や地方公共団体と協議、依頼、協力等によって取得したものとは言えない。

ウ 「公にすることにより、国等の協力関係又は信頼関係が著しく損なわれると認められる」かどうかの判断は、「主観的でなく客観的に明白でなければならず、客観的判断を行うため、必要に応じて国等から意見を聴取する等し、対応するものとする。」とされている（手引き 44 頁）。

諮問実施機関は信頼関係が著しく損なわれることによって、環境省がこれまで任意で情報提供してきた各関係自治体が参考とし得るような情報について、諮問実施機関が他自治体と同一に受けることができなくなる可能性、更には全ての自治体に対して情報提供がされなくなる可能性が否定できないと述べている。一方で、諮問実施機関は環境省に対して、環境省が不開示とした部分を開示することによって、信頼関係が損なわれるかどうかという問い合わせをしているが、環境省は明確な見解を示さず、諮問実施機関はこの件に関しては書面で意見照会をすることができなかったと説明している。そうすると、環境省が具体的な回答をしていない以上、諮問実施機関の主張は、客観的判断に乏しいと言える。

また、本件開示請求に関しては、当初平成 24 年 2 月 8 日に一部開示決定がなされ、同年 3 月 27 日にこれに対する異議申立てがあった後、同年 7 月 26 日に一部開示決定が変更され、環境省が不開示とした箇所の一部について開示がなされている。開示・不開示の判断に当たって適用している条例の条項は、基本的に情報公開法における不開示事由

に関する条項と同旨であり、その適用について春日井市が環境省の判断とは異なる判断をしたものであるが、そのことにより春日井市と環境省との協力関係又は信頼関係が損なわれたとは特に認められない。

以上の諸点からすると、本件対象文書について別紙に掲げる部分を除いて開示することとしたとしても、春日井市と環境省との協力関係又は信頼関係に影響が全くないかどうかはともかくとして、少なくとも「著しく損なわれる」とは認められず、したがって、条例第7条第5号の該当性を認めることはできない。

(4) 条例第7条第7号該当性について

ア 条例第7条第7号は、「市の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」と規定し、市の機関又は国等が行う事務又は事業の適正な執行を確保する観点から、公にすることにより、事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報を不開示とすることを定めたものである。また本号アからオまでには、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報を含むことが想定される事項が例示されている。今回、諮問実施機関は、水濁法に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると述べているので、アからオまでの類型には該当せず、本号本文で判断することになる。

イ 「当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」とは、事務又は事業に関する情報を公にすることによる利益と支障とを比較衡量した結果、公にすることの公益性を考慮してもなお、当該事務又は事業の適正な遂行に及ぼす支障が看過し得ない程度のものである場合をいう。また、「支障を及ぼすおそれ」は、単なる抽象的な可能性では足りず、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を生じることについて、法的保護に値する蓋然性が認められなければならないとしている（手引き49頁）。

ウ 諮問実施機関は、環境省と海上保安庁の間で開示内容に関する協議が実施されており、当該事業場の実情を熟知する関係都道府県等と協議を行った上、不開示決定したものを、諮問実施機関が開示することによって、今後、環境省及び関係都道府県等が行う水濁法に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすことは必然的であると述べている。しか

し、諮問実施機関は、事務の適正な遂行に支障を及ぼすことについての具体的な説明はしていない。また、当審査会において本件対象文書を見分すると、その大部分は、水濁法の排水基準違反に関する事実（法人情報及び違反情報等）から成り立っているが、排水基準違反を発見する手法、摘発した経過等の具体的記述があるわけではない。そうすると、これらが公になったとしても、水濁法の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは通常は考えられない。現に、本件と同種の情報が前記のとおり判例集という形で公刊されているが、そのことにより水濁法に係る事務の適正な遂行に何らかの支障が出ていると認めるべき事情も存在しない。このことからすると、諮問実施機関の説明は抽象的な可能性の域を出ないものと言わざるを得ない。

以上のことから、条例第7条第7号該当性を認めることはできない。

3 条例第7条第2号該当性について

- (1) 諮問実施機関が主張する不開示理由に対する当審査会の判断は上記2のとおりであるが、諮問実施機関は主張していないものの、当審査会が本件対象文書を見分したところ、添付ファイルのうち「昭和52年度防止法第12条違反に対する罰則の適用（直罰）」部分の判決内容の一覧表中には、条例第7条第2号に該当する情報が含まれているので以下検討する。
- (2) 条例第7条第2号は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」と規定し、個人の尊厳及び基本的人権の尊重の立場から、個人のプライバシーを最大限に保護するため、特定の個人を識別することができるような情報が記録されている公文書は不開示とすることを定めたものである。
- (3) 添付ファイルのうち「昭和52年度防止法第12条違反に対する罰則の適用（直罰）」部分の判決内容の一覧表の「2」の行については、事業場名及び事業場の所在地を開示した場合には、一般人が通常入手し得る当該会社の商業登記簿謄本等と照合することによって、同行記載の刑罰の適用対象が特定の個人であると識別することができる。したがって、同行の「事業場名」及び「事業場の所在地」については条例第7条第2号

に該当し、不開示とすることが妥当である。この情報は、会社の代表者にかかるものであるため、「事業を営む個人」の情報と同視して条例第7条第2号ではなく同条第3号によって擬律すべきであると解釈する余地もないではないが、その場合であっても、個人の前科という極めて機微性の高い情報であることに照らして、同人の「権利……その他正当な利益を害するおそれがあるもの」に該当すると解釈すべきであり、やはり不開示とするのが妥当である。

なお、既に開示されている情報ではあるが、本件対象文書のうち平成23年12月15日付けメール文書の本文に諮問実施機関が記入した本件異議申立人の氏名についても、条例第7条第2号の「特定の個人を識別することができる」情報に該当しているため、本来は不開示とされるべきものであった（不開示事由該当性は、条例第7条各号に該当する事由があるか否かによって判断されるべきものであり、誰が開示請求者であるかによって変わるものではない。）。

4 結論

以上のことから、本件対象文書については、上記第1記載の審査会の結論のとおり判断した。

第7 答申に関与した委員

異相武憲、昇秀樹、堀口久、近藤真、吉岡ミヤ子

別紙

平成 23 年 12 月 15 日付けメール添付文書中「昭和 52 年度防止法第 12 条違反に対する罰則の適用（直罰）」の表の「2」の行のうち事業場名及び事業場の所在地、「平成 16 年度排水基準違反事例について」の表の見出し行を除き上から 3 段目の事業場名及び「平成 18 年度排水基準違反事例について（一律排水基準）」の表の見出し行を除き上から 9 段目、10 段目の事業場名

平成 24 年 1 月 10 日付けメール添付文書中「昭和 52 年度防止法第 12 条違反に対する罰則の適用（直罰）」の表の「2」の行のうち事業場名及び事業場の所在地

諮詢第 27 号

答申書

第 1 審査会の結論

春日井市長が平成 24 年 7 月 23 日付け 24 春環保第 549 号で行った公文書一部開示決定については、妥当である。

第 2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、春日井市情報公開条例（平成 12 年春日井市条例第 40 号。以下「条例」という。）第 6 条に基づく開示請求に対し、平成 24 年 7 月 23 日付け 24 春環保第 549 号により春日井市長が行った一部開示決定を取り消し、不開示部分全ての開示を求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての主たる理由は、異議申立書、意見書及び口頭意見陳述によると、おおむね次のとおりである。

(1) 騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）第 5 条では、同法第 2 条に規定する特定工場等の規制基準の遵守義務が定められている。当該工場から発生する全ての音について、この規制基準を遵守する義務がある。にもかかわらず、これまで付近住民から苦情などが寄せられなかったことにより、騒音レベルの許容限度を守らず、長い間住民に迷惑をかけている。会社として無責任であり、道義もなく不良である。

(2) 行政指導に従い、騒音レベルの許容限度を遵守して、社会からも認められ、同業他社との競争上の地位もより向上し、その結果、優良会社になる。信用度も増し、利益も上向きになる。法令は、事業者も住民も何人も守る義務と責任がある。また、それは公平である。なぜ、「当該法人が騒音の規制基準を遵守していない事実、騒音規制法に基づく行政処分とは異なる行政指導ではあるものの、市から指導を受けている事実が明らかとなり、事業者の社会的評価、名誉等が損なわれ、信用失墜などによる商取引などに影響を生じ、当該法人の正当な利益を害するおそれがある」として、法令違反をする事業者を擁護するのかわからない。よって、条例第 7 条第 3 号に該当することはない。

(3) 当該工場は、「騒音防止対策の改善計画」を提出しているが、計画、対策の方法、実施日などを明記せず、その内容は不備、不足であり、会社

として全く無責任である。行政も適切に指導すべきである。行政指導又はその手続きの適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第7条第7号に該当するとしているが、このような改善計画を受理し、また、今までの対応の仕方及び行政指導も適正に行っていないことから、この理由には該当することはない。

- (4) 会社は平成24年9月26日に行行政指導に従わず、改善計画ではなく、「騒音防止対策の進捗報告」を提出している。その中で、LPGガス補充時の作業音に係る騒音対策は、LPGガス設備を覆うブロック壁の追加工事を実施としているが、これはブロック壁を追加で設置したのみであり、覆うような対策は取っていない。よって、騒音もあまり変化していない。排水処理プラントの稼働音に係る対策は、敷地境界の壁の設備上部の隙間を塞ぐ工事を実施としているが、これも騒音は低減していない。その他の記載についても対策や計画などを一切示さずに報告している。会社は指導を無視するような通常では考えられない対応をしている。
- (5) 実施機関は、不開示理由説明で、「工場の騒音の主音源としている排気ダクトを工場中央部に向けて延長する騒音防止対策を実施するなど対策が講じられた」としているが、これは単に熱風、排気ガス、その他の物質などを東南方面に向けて排出していたものを、西方面に排出するために延長したものであり、騒音防止対策を講じたとは言えない。
- (6) 実施機関は、環境基本法についても色々説明しているが、その中で環境基準の値が著しく超過していないなどと説明している。基準値よりも著しく超過している場合は何dBであるかを説明すべきである。
- (7) 環境基本法に基づく説明の中で、諮問実施機関は、開示請求者が、工場から50mほど離れた地に居住しており、現状の工場から発する騒音レベルを勘案すると請求者宅に安眠を妨げる、日常会話に支障をきたすなど生活環境が阻害されている実態があるとは言い難いと説明している。騒音規制法及び県民の生活環境の保全等に関する条例（平成15年条例第7号。以下「県条例」という。）による規制基準の許容限度を事業者が守っていれば、そもそも行政指導も行政処分もする必要はない。
- (8) 平成14年に環境政策課で受け付けた届出書に記入された騒音の値が、県条例の騒音の規制基準を超過しているにもかかわらず、届出書は受理されている。今まで10年近く騒音について、行政指導を行わず放置していた。また、事業者も届出書を出したのみで対策も改善も行わず、今日に至っている。市は工場の敷地境界線において、騒音規制法基準を超過している事実を確認しているとしているが、これも平成14年からずっと

規制基準を超過していたことになる。10年もあれば、この件は全て基準値になったと考えられる。このような指導をしていて公にすることにより、行政指導又はその手続きの適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるということには該当しない。

- (9) 不開示とした事業者情報については、一般的には特段の事情がない限り、公開されても当該法人の正当な利益を害することにはならないと考えられるが、本件対象文書は、市に工場の騒音に関する苦情が寄せられたこと及び工場が市の指導を受けている事実を記すものであることから、前述する一般的な考え方は適用できないとしている。しかし、どのような理由にせよ、法に抵触している。また、それによって市の指導を受けることは当然であり、事実を記すものであっても開示すべきである。
- (10) 法を守る人、守らない人との違いを公にすることにより、正当な利益を害するおそれがあるとはいえない。法に抵触すると市より指導を受けるのは当然である。実施機関は、公表することによって今後、事業者の任意の協力の下、行政指導の実施及び改善に係る速やかかつ適正な改善対応が困難となるおそれがあると説明しているが、条例では事業者は任意で騒音規制基準などを守るようには定めていない。行政指導があれば、それに従うのが当然である。行政は速やかかつ適正に行うべきである。

第3 諸問実施機関の説明の要旨

諸問実施機関の説明を総合すると、本件開示請求を一部開示とした理由は、おおむね次のとおりである。

1 開示しないこととした部分

法人名、所在地、代表者氏名及び印影

2 開示しないこととした根拠規定

(1) 公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位等を害するおそれがあるため、条例第7条第3号アに該当する。

(2) 事業者の任意の協力の下、行政指導の実施及び改善に係る速やかかつ適正な改善対応が困難となるおそれがあるため、条例第7条第7号に該当する。

3 不開示の理由について

(1) 騒音規制法第5条では、「特定工場等を設置している者は、当該特定工場等に係る規制基準を遵守しなければならない。」として、規制基準の遵守義務が規定されているが、この義務違反に罰則の規定は設けられていない。

- (2) 騒音規制法第 12 条では、「特定工場等において発生する騒音が規制基準に適合しないことによりその特定工場等の周辺の生活環境が損なわれる」と認めるときは、市は当該特定工場等を設置している者に対して、改善等の勧告をすることができ、この勧告に従わないときは、改善等を命ずることができる。」とされている。また、「騒音規制法の施行について（昭和 44 年 1 月 30 日厚生省第 30 号通知）」では、「この勧告の要件としては、特定工場等において発生する騒音が規制基準に適合しないことのみではなく、それによって周辺の生活環境が損なわれると市区町村長が認めることが必要であること。周辺の生活環境が損なわれるかどうかは特定工場等の周辺の生活環境の実態、暗騒音などの状況に即して判断するものとすること。」とされている。したがって、周辺の生活環境が損なわれるかどうかの判断は、騒音発生時間帯やその発生頻度、周辺の生活環境の実態、苦情の申出の有無、暗騒音等の状況など個々の具体的なケースを勘案して市町村長が認めることとなる。
- (3) 工場の騒音レベルについては、工場の敷地境界線において、騒音規制法に基づく規制基準（昼間 50dB、朝・夕 45dB、夜間 40dB）の値を超過しているものの、環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）に基づく環境基準の値（昼間 55dB、夜間 45dB）を著しく超過している状況になく、開示請求者以外の近隣住民から騒音に係る公害苦情の申出はない。環境基本法に基づく環境基準とは、「騒音に係る環境上の条件について生活環境を保全し、人の健康の保護に資する上で維持されることが望ましい基準」として定められたもので、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく用途地域の区分ごとにおいて設定した騒音レベルの行政上の目標値であり、住居近傍の屋外における静穏保持の見地からも望ましいレベルとされている。
- (4) また、開示請求者は、工場から 50m ほど離れた地に居住しており、現状の工場から発する騒音レベルを勘案すると、請求者宅において安眠を妨げる、日常会話に支障をきたすなど、生活環境が阻害されている実態があるとは言い難い。こうした状況から、市は「現状にあっては、工場の騒音によって周辺の生活環境が損なわれている。」とは判断せず、騒音規制法に基づく改善勧告、命令による行政処分を行っていない。しかし、市は、工場の敷地境界線において騒音規制法規制基準を超過している事實を確認しているため、工場に対して「法規制基準を遵守するために必要な騒音防止対策について検討し、改善対策計画を市に提出すること」を内容とする指導を行政指導として行っている。なお、行政手続法（平

成5年法律第88号)及び春日井市行政手続条例(平成8年条例第37号)では、行政指導の一般原則として「行政指導にあっては、行政指導に携わる者は、いやしくも当該行政機関の任務又は所掌事務の範囲を逸脱してはならないこと及び行政指導の内容があくまでも相手方の任意の協力によってのみ実現されるものであることに留意しなければならない。」、「行政指導に携わる者は、その相手方が行政指導に従わなかつたことを理由として、不利益な取扱いをしてはならない。」と規定されている。

- (5) 今般、不開示と判断した事業者情報については、一般的には、特段の事情がない限り、公開されても当該法人の正当な利益を害することにはないと考えられるが、本件対象文書は、市に工場の騒音に関する公害苦情が寄せられたこと及び工場が市の指導を受けている事実を記すものであることから、前述する一般的な考え方は適用できない。
- (6) 春日井市生活環境の保全に関する条例(平成19年条例第54号)第52条では、勧告に従わない場合の公表規程を設けており、この公表については不利益処分と位置づけ、「公表する場合には当該公表をされるべき者にその理由を通知し、その者が意見を述べる機会を与えなければならない。」ことを規定している。このように、市は、「公表」については不利益処分に該当すると判断しており、この「公表」と同等の効果を持つ「情報開示」についても、不利益処分と同様に実質的な懲罰に値すると判断している。
- (7) なお、今般の公文書開示請求については、開示請求者がいわゆる公害苦情申出者であることから、これまでの市の指導経過及び工場の対策状況を逐次口頭で報告してきたところであり、本件対象文書の事業者情報についても、開示請求者は既に知り得る情報である。しかし、当該公文書の開示を判断するに当たっては、開示請求者と公害苦情申出者が同じであり、公文書に記す情報を既に知り得ている特殊な条件を除外して行う必要があり、当該公文書に掲げる事業者情報を開示する場合には、「当該法人が騒音の規制基準を遵守していない事実、騒音規制法に基づく行政処分とは異なる行政指導であるものの市から指導を受けている事実が明らかとなり、事業者の社会的評価、名誉等が損なわれ、信用失墜などによる商取引などに影響を生じ、当該法人の正当な利益を害するおそれがある」と判断し、条例第7条第3号アに該当する。
- (8) なお、工場から発する騒音レベルや規制基準の遵守状況については、工場の敷地境界線において、常時誰でも騒音計によって測定し、把握することができ、また、騒音は感覚公害であることから工場周辺の住民等

の感覚によって、その騒音レベルを知ることができる。したがって条例第7条第3号ただし書には該当しない。

- (9) また、相手方の任意の協力のもと実施した行政指導、指導に基づく改善に係る回答書について、不利益処分と位置づけている公表と同様な効果がある情報開示を行うことは、行政手続法等に掲げる行政指導の一般原則によるものではなく、また、公表することによって、今後、事業者の任意の協力のもと、行政指導の実施及び改善に係る速やかかつ適正な改善対応が困難となるおそれがある。こうしたことから、条例第7条第7号に該当すると判断する。
- (10) 以上により、本件対象文書を条例第7条第3号及び第7号に該当するとして一部開示決定をしたことは妥当である。

第4 調査審議の経過

審査会は、本件異議申立てについて、以下のとおり調査審議を行った。

- 1 平成24年7月23日 開示決定等の通知をした日
- 2 平成24年9月5日 異議申立てのあった日
- 3 平成24年9月24日 諮問のあった日
- 4 平成24年9月24日 諮問実施機関から意見書を收受
- 5 平成24年10月23日 異議申立人から意見書を收受
- 6 平成24年11月29日 異議申立人の口頭意見陳述、諮問実施機関の説明、審議
- 7 平成25年1月10日 審議
- 8 平成25年2月14日 審議

第5 審査会の判断

1 本件対象文書について

本件対象文書は、諮問実施機関が春日井市内の特定の工場（以下「本件工場」という。）について騒音規制法の規制基準を超える騒音を発していると認めたことから、本件工場を経営する法人（以下「本件法人」という。）に対して行った行政指導に係る通知文書「騒音防止に関する改善について（通知）」及び、これに対する本件工場からの回答文書「騒音防止対策の改善計画」である。

2 不開示事由について

本件対象文書のうち法人名、その所在地、代表者氏名及び印影について不開示とした理由について、諮問実施機関は、条例第7条第3号及び第7

号に該当する事由があることを挙げている。

そこで、まず、同条第7号の該当性について検討する。

3 条例第7条第7号該当性について

(1) 条例第7条第7号の趣旨について

条例第7条第7号は、柱書きにおいて、「市の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」と規定し、市の機関又は国等が行う事務又は事業の適正な執行を確保する観点から、公にすることにより、事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報を不開示とすることを定めている。また、同号アからオまでには、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報を含むことが想定される事項が例示されている。今回、実施機関は、同号アからオまでの例示事項への該当性については主張していないため、同号柱書きに規定する事由の存否について判断するものとする。

(2) 「当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」の有無について

ア 「当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」とは、事務又は事業に関する情報を公にすることによる利益と支障とを比較衡量した結果、公にすることの公益性を考慮してもなお、当該事務又は事業の適正な遂行に及ぼす支障が看過し得ない程度のものである場合をいう（「情報公開事務の手引き」（以下「手引き」という。）49頁）。また、「支障を及ぼすおそれ」は、単なる抽象的な可能性では足りず、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を生じることについて、法的保護に値する蓋然性が認められなければならないと解すべきである。

イ 本件対象文書の内容及び諮問実施機関の説明に照らすと、本件工場は、騒音規制法第5条に規定する規制基準（「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準（昭和43年厚生省・農林省・通商産業省・運輸省告示1号）」）を遵守できていないものと認められる。

このため、諮問実施機関は、本件法人に対し、「法規制基準を遵守するために必要な騒音防止対策について検討し、改善計画を市に提出すること」を内容とする行政指導を行っているものであるが、行政指導は、相手方が任意にこれに従うことによりその効果を得るものであり、相手

方の自発的な協力が不可欠なものである。

本件では、繰り返される行政指導や本件のような情報公開請求が原因となって、本件法人が諮問実施機関に対して不信感を持ち始めていると認められることに照らすと、本件の情報公開請求について、本件法人を特定する情報をも公開した場合には、今後本件法人からの任意の協力が得られなくなるおそれがあることが確かに認められるといえる。

ウ しかし、仮に、本件法人が諮問実施機関による行政指導に従わない姿勢に転じた場合に、諮問実施機関が行政処分や罰則の適用といった強制力のある手段に出ることができるのであれば、諮問実施機関としては、行政指導という手法を採り続ける必要がないことになる。そして、そうであるならば、本件について諮問実施機関の主張するような不開示事由は当てはまらないこととなる。

騒音規制法は、工場の騒音が規制基準を超えている場合、第12条第1項に基づいて改善勧告を、当該改善勧告にも従わない場合には同条第2項に基づいて改善命令を発することができるものとしている。さらに、この改善命令に違反した者に対しては同法第29条に基づき刑罰を科すことができる。もっとも、同法第12条は、改善勧告を発する要件として、「発生する騒音が規制基準に適合しないことによりその特定工場等の周辺の生活環境が損なわれると認めるとき」と規定しているため、単に騒音が規制基準に適合していないだけでは足りず、騒音が規制基準に適合していないことにより「周辺の生活環境が損なわれる」と認められることが必要となる。

この点を本件について見ると、本件工場の騒音について、現在、本件工場の直近に居住する住民から苦情申立てがなされているとの事実は認められない。また、本件工場の騒音の程度は、たしかに騒音規制法の規制基準は超過していると認められるものの、環境基本法第16条第1項に基づいて定められている環境基準（騒音については、平成10年9月30日環境庁告示第64号「騒音に係る環境基準について」）については、これを超過しているとの事実は確認されていない。これは、騒音規制法の規制基準が変動騒音についてはおおむね最大値を取ることに対し、「騒音に係る環境基準について」では、等価騒音レベルによって評価することとなっていて、本件においては騒音の最大値は大きいものの、それが短時間にとどまるためであると考えられる。

これらからすると、本件について、諮問実施機関が、現状では「周辺の生活環境が損なわれると認めるとき」に該当しているとまではいえず、

行政処分権限の発動は無理であると判断していることは、首肯できるものといえる。

エ そうすると、諮問実施機関にとっては、本件法人の任意の協力の下に行う行政指導が、本件工場の周辺環境の改善を図っていくための唯一の手段ということになる。そして、本件法人を特定する情報を開示することで本件法人の協力を得られなくなるおそれが高いことからすれば、周辺地域の生活環境の向上を図るという本来の目的が達成できなくなるおそれも高いということとなり、環境改善のための行政指導の適正な遂行に支障を及ぼすおそれについて、単に抽象的な可能性にとどまらず、法的保護に値する蓋然性があると考えられる。

このことに加えて、平成 24 年 11 月 29 日開催の審査会における諮問実施機関の質疑応答、及び、その後に行った審査会の調査によると、春日井市においては、本件と同様に、騒音規制法の規制基準を超える騒音を発している事業所に対して行政指導という手段でしか周辺環境の改善を図ることができない事案が他にも複数存在するほか、騒音規制法の規制基準を超える騒音を発しているが同法による規制の対象外の事業所等であるため、行政指導によって改善を図るしかないという事案も数十件存在することが認められる。このことからすると、行政指導に係る書面について当該事業者等を特定する情報も公開されるということになれば、これら他の事案及び将来発生する同種の事案に対して行われる行政指導の適正な遂行についても妨げになるおそれがあると考えられる。

これらのことから、本件対象文書のうち本件法人を特定する情報については、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると判断される。

4 結論

以上により、本件対象文書のうち本件法人を特定する情報である法人名、所在地、代表者氏名及び印影については、条例第 7 条第 7 号に該当すると認められる。そうすると、同条第 3 号の該当性について判断するまでもなく上記各情報は不開示とすべきこととなる。

よって、上記第 1 記載の審査会の結論のとおり判断した。

第 6 答申に關与した委員

異相武憲、昇秀樹、堀口久、近藤真、吉岡ミヤ子

諮詢第 28 号・29 号

答申書

第 1 審査会の結論

春日井市教育委員会が平成 24 年 10 月 9 日付け 24 春教学第 1158 号及び同日付け 24 春教学第 1159 号で行った公文書一部開示決定については、妥当である。

第 2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、春日井市個人情報保護条例（平成 14 年春日井市条例第 41 号。以下「条例」という。）第 16 条に基づく開示請求に対し、平成 24 年 10 月 9 日付け 24 春教学第 1158 号（以下「1158 号」という。）及び同日付 24 春教学第 1159 号（以下「1159 号」という。）により春日井市教育委員会が行った一部開示決定のうち、1158 号の一部開示決定については異議申立人の子に関する部分の不開示決定を取り消し、1159 号の一部開示決定については異議申立人に関する部分の不開示決定を取り消し、これらの開示を求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての主たる理由は、異議申立書によると、次のとおりである。

- (1) 子どもが過去に受けたいじめにより、自殺のおそれがあり、それを防止したい。
- (2) 春日井市教育委員会は、「子ども本人及び保護者の側と校長及びスクールカウンセラー（以下「カウンセラー」という。）等の間に、見解の相違が生じるおそれがあるため」としているが、不開示部分を開示することが相互理解を深めるため、いじめ解決のために必要である。

第 3 諒問実施機関の説明の要旨

諒問実施機関の説明を総合すると、異議申立人が開示を求める部分を不開示とした理由は、おおむね次のとおりである。

1 不開示理由について

相談者の心理を、対応したカウンセラー及び報告を受けた校長が推測して評価、判断及び指導（以下「評価等」という。）した内容が記載されてお

り、相談者個人の評価等に関する個人情報であって、これを開示するとカウンセラー及び校長が評価等を行った内容について、相談者との間に見解の相違が生じるなど、相談業務の適正又は円滑な執行が阻害され、相談者との信頼関係を損なうおそれがあるため、条例第17条第7号に該当する。

2 本件対象文書について

本件対象文書は、平成23年度及び24年度に●●中学校のカウンセラーが、同校在学の生徒及びその保護者に対して行ったカウンセリングに関する内容を記録した文書である。

本件対象文書において、異議申立人及びその子以外の第三者の個人に関する部分を不開示としたことは、異議申立人の異議申立ての趣旨には含まれていない。

3 カウンセラーについて

愛知県の公立の各中学校や拠点小学校には、生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識や経験を持ち、臨床心理士等の資格を有する専門家であるカウンセラーが派遣されている。児童・生徒がいじめ等の悩みに関して、学校の先生に相談しにくいときには、カウンセラーに相談することがある。カウンセラーは、本人の意思を尊重しながら、第三者的な立場で学校の教員と連携を図りながらカウンセリングを行うものである。また、カウンセラーは、児童・生徒からの相談だけでなく、保護者からの相談も受け付けている。

4 カウンセリング相談記録について

カウンセラーが作成するカウンセリング相談記録（以下「相談記録」という。）は、児童・生徒や保護者からのカウンセリングの予約記録として実施予定日を記録したり、実際にカウンセリングを行った日時や相談事項を簡潔に記録したりするものであるが、場合によっては、相談者の様子から、相談者の心理状況について推測して記録することもある。また、教員との情報共有のために使用した際に、カウンセラー以外の職員が相談内容に対して評価等を記入することもある。

5 実施機関の判断

カウンセラー及び報告を受けた校長が推測して評価等を行った内容に関する部分について、一部開示決定をしたことは妥当である。

第4 調査審議の経過

審査会は、本件異議申立てについて、以下のとおり調査審議を行った。

1 平成24年10月9日 開示決定等の通知をした日

- 2 平成24年10月29日 異議申立てのあった日
- 3 平成24年12月18日 諮問のあった日
- 4 平成24年12月18日 諮問実施機関から意見書を收受
- 5 平成25年1月31日 審議、諮問実施機関の説明
- 6 平成25年3月7日 審議
- 7 平成25年3月28日 審議

第5 審査会の判断

1 審議の併合について

諮問第28号及び第29号については、異議申立人が同一人であること、決定の理由及び異議申立ての趣旨が同様であることから、効率的な審議を行うため、異議申立人及び諮問実施機関に了承を得たうえで、審査会はこれらを併合して審議することとした。

2 本件対象文書について

本件の各異議申立てに係る対象文書は、平成23年度及び24年度に●●中学校に派遣されたカウンセラーが生徒及び保護者に対して行った相談記録である。

このうち、1158号の一部開示決定についての異議申立てに係る対象文書は異議申立人の子の個人情報が記録された相談記録であり、1159号の一部開示決定についての異議申立てに係る対象文書は異議申立人の個人情報が記録された相談記録である（文書としては重複するものもある。以下これらを「本件対象文書」と総称する。）。

本件対象文書には、相談日時、相談者氏名、相談内容、クラス及び担任名が記載されている。また、相談を受けたカウンセラーと相談内容の情報を共有した教職員の押印があり、相談内容の部分には校長の記載も一部見られる。

3 不開示事由等について

諮問実施機関は、本件の各一部開示決定において、条例第17条第3号と第7号を根拠として本件対象文書を一部不開示としている。

本件の各異議申立ては、同条第7号を根拠として不開示とされている部分の開示を求めるものであり、同条第3号を根拠として不開示とされている部分（異議申立人及びその子以外の保護者及び生徒に係る記録）については異議申立ての対象とされていない。

したがって、以下では、同条第7号を根拠として不開示とされている部分（以下ではこの部分のみを指して「本件不開示部分」という。）について、

同号に該当する事由の有無を検討する。

4 条例第17条第7号該当性について

- (1) 条例第17条第7号は、「市の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他當該事務又は事業の性質上、當該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を不開示とし、「次に掲げるおそれ」として、各機関に共通的にみられる事務又は事業に関する情報であって、その性質上、開示することによって、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられる支障がアからオまで掲げられている。

今回、諮問実施機関は、カウンセラー及び校長が評価等を行った内容を公開すると、相談者との間に見解の相違が生じるなど、相談業務の適正又は円滑な執行が阻害され、相談者との信頼関係を損なうおそれがあると説明しているので、本号ア「評価、……指導又は相談に係る事務に關し、その公正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれ」に該当するかどうかを判断することになる。

- (2) 評価、指導又は相談に係る事務に關し、その公正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれの有無について

ア 「公正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれ」とは、評価等に係る事務の基準や過程を知らせることにより、公正な事務の遂行が阻害されたり、将来における同種の事務の遂行を阻害したり、関係者間の相互の信頼関係を著しく損なうおそれがあること等をいう（個人情報保護事務の手引45頁）。また、「評価」とは、事物や人物の善悪等の価値を判断して決めることを、「指導」とは、ある目的・方向に向かって教え導くことを、「相談」とは、問題の解決のために話し合ったり、他人の意見を聞いたりすることをいう（同）。

イ 本件対象文書は、諮問実施機関の説明によれば、児童・生徒や保護者からのカウンセリングの予約記録として実施予定日を記録したり、実際にカウンセリングを行った日時や相談事項を簡潔に記録したりするものであり、場合によって、相談者の様子から相談者の心理状況について推測して記録したり、教員との情報共有のために使用した際にカウンセラー以外の職員が相談内容に対して評価等を記入したりすることもあるとのことである。

審査会で実際に本件対象文書を見分したところ、カウンセラーが相談内容を記述するだけではなく、カウンセラー自身が相談者に対して

抱いた印象や評価、今後の指導方針についての所見を記述し、また、校長も、カウンセラーの記述に対して、同様の記述をしていることが確認された。

そして、本件不開示部分は、もっぱらカウンセラー及び校長の評価等が記載されている部分であることを確認した。

ウ 詮問実施機関は、本件不開示部分を不開示としたのは、これらを開示するとカウンセラー及び校長が評価等を行った内容について相談者との間に見解の相違が生じるなど、相談業務の適正又は円滑な執行が阻害され、相談者との信頼関係を損なうおそれがあると主張しているので、この主張の当否について検討する。

(ア) まず、この種の情報を開示すると相談者との信頼関係を損なうおそれがあるとの主張について検討するに、たしかに、一般論としては、カウンセラー等が記述した評価等の内容が相談者の意に沿わなかつたり、気分を害するようなものであったりした場合に、相談者との信頼関係が損なわれることも起き得るとは考えられる。

しかしながら、本件対象文書に即して考えると、本件不開示部分の記述内容は、これが異議申立人又はその子の目に触れたとしても、特にこの両名に不快感を与えるようなものにはなってはいない。

したがって、本件において上記の理由が当てはまるとは考えられない。

(イ) 次に、本件不開示部分を開示することによって、異議申立人及びその子との間の信頼関係を損なうこと以外の事情により、相談業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるかについて検討する。

上記したとおり、本件対象文書は、カウンセラー自身の相談者に対する評価等を記述し、教職員もカウンセラーの記述に対して同様の記述をするという内容のものになっている。そして、これにより、カウンセラー自身にとって今後当該生徒の指導を行っていくための資料とし、また、他の教職員と情報を共有することで学校全体での今後の指導の資料とすることを予定しているものと解される。

こうした本件対象文書の性格に照らすと、本件対象文書には、カウンセラーや教職員が率直に自らの評価等を記すのでなければ用を足さないものになるおそれがある。もし、相談者からの開示請求があった場合には相談記録中の評価等の記述についても相談者自身の目に触れることになるということになれば、カウンセラーや教職員は、相談者との無用な摩擦をおそれて、客観的な事実の記録だけに留めたり、

評価等を記す場合でも当たり障りのないことのみを記述したりすることになることが避けられないと考えられる。

平成 24 年度においては、春日井市立小中学校には、拠点小学校 9 校及び中学校 15 校に各 1 名、合計 24 名のカウンセラーが愛知県から派遣され、カウンセリング業務に従事している。また、これとは別に春日井市教育委員会が委嘱するカウンセラーが 5 名おり、同様にカウンセリング業務を行っている。これらカウンセラーや教職員が、開示の可能性を懸念して率直な評価等を相談記録に記すことを控えるようになると、相談記録が形骸化し、学校側が相談者の状況を把握することができなくなって、相談者への支援が困難になるおそれがあると考えられる。

のことからすると、本件対象文書のうちカウンセラー及び校長の評価等を記した部分については、これを開示すると相談に係る事務の公正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられる。

- (3) したがって、本件不開示部分については、条例第 17 条第 7 号該当性が認められると判断する。

5 結論

以上により、本件対象文書については、上記第 1 記載の審査会の結論のとおり判断した。

第 6 答申に関与した委員

異相武憲、昇秀樹、堀口久、近藤真、吉岡ミヤ子

平成 24 年度情報公開・個人情報保護制度施行状況報告書

平成 25 年 7 月発行

発 行 春日井市総務部総務課

問い合わせ先 〒 486-8686

春日井市鳥居松町 5 丁目 44 番地

春日井市総務部総務課文書担当

電話番号 (0568) 85-6129

E メール somu@city.kasugai.lg.jp